

京	都	府
1・7 綴喜郡井手村小学校において水稲競進会開催（出品数390余点）。 日出 1・11	伊郡桃山の大亀谷・堀内・深草・小栗栖4カ村の荒地開拓を計画（琵琶湖疏水の分水により年2千石の収穫を見込む）。 日出 4・6	
1・12 京都大林区署、農商務省に宇治郡醍醐村字醍醐山および菩提寺山の松6,071本を琵琶湖疏水工事用支保材および煉瓦製造用の薪として京都府に払下げることを伺（明20安祥寺山官林の立木払下げに続き疏水工事にあてるもの）。 京都大林区署本省指令綴	4・18 魚付林保護規則制定。府令43号 4・一 葛野郡天竜寺村ほか2カ村の漁民、明20・3・1の漁業停止による禁漁場の縮減を請願。 日出 4・26	
1・14 与謝郡役所、戸長役場にあて地押調査につき田畑修正反金確定にして申告書面地価地租未修正の村は算定しておくことを達す。 伊根村日出区有文書	4・一 綴喜郡宇治田原郷合併にさいし字犬打山の所有問題をめぐり総代と村民の間に紛糾。 日出 4・25	
1・15 府、淀川の付替工事のため紀伊郡伏見 <small>としほ</small> 葎島新田字金井戸の用地買上げに不満の地主19名を説得。 日出 1・19	4・一 綴喜郡田辺村に南山農事会設立（綴喜郡中大懇親会において、狩野勝右衛門の主唱により上奈良農事会・内里農事会を統合して郡内一円を範囲とする南山農事会の規則制定される。当初は単に報告的な隔月間雑誌にとどまったが、漸次、蚕業論・農業概論・経済学等の講義を掲載し、札幌農学校長佐藤昌介、玉利喜造等を名誉会員とする）。 山城綴喜郡誌、田辺町史	
1・15 山城物産会開設。 日出 1・17、27、3・2	4・一 城南蚕糸同業組合相楽郡支部創立（のち城南蚕糸同業組合と改称）。 相楽郡誌	
1・26 農商務省、本府に愛宕郡上加茂村字神山の苗圃の桜苗200本を金2円で払下げを認可（府はこれを各公園に移植）。京都大林区署本省指令綴	5・1 下京区第9組大宮町の井上治門ら、京都煙草会社を設立（資本金10万円）。 大阪日報 5・2	
1・26 漁業採藻規則制定。府令17号	5・上 老農林遠里の門弟苦間又市、愛宕郡農事に農事改良教師として着任し、下鴨村等の試験田を巡回指導。 ⁽³⁾ 日出 5・9、9・1	
2・8 農商務省、何鹿郡老富村字防ノ谷口の未立木地反別2畝12歩の官林除却を認可（すでに明16に払下げ処分となっていたものを官林と誤認していた）。 京都大林区署本省指令綴	5・上 茶業組合連合会議所、紅茶試験場を紀伊郡大亀谷村に設立。 日出 5・5	
2・一 綴喜郡南村字御林山（官山）の民有復帰を内務大臣に請願の動き。 日出 2・9	5・26 農商務省、船井郡猪鼻村字段ノ迫官林反別5反7畝5歩および字深山官林反別2町5反歩の官林除却を認可。 京都大林区署本省指令綴	
2・一 福知山の京都蚕糸業取締所に養蚕伝習所設置。 日出 2・28	5・一 井上馨、円山で農事問題について講演（土地の交換分合を促進して1町歩以上の経営規模とすること、地主の率先指導などを力説）。	
3・5 京都大林区署、綴喜郡湯屋谷村の未定官林字大滝ほか48カ所反別83町8反3畝3歩の民有地へ編入願出につき農商務大臣黒田清隆へ処分伺。 ⁽²⁾ 京都大林区署本省指令綴、日出 明22・6・27	6・1 京都大林区署木津派出所を相楽郡木津町に開設。久世・綴喜・相楽3郡を管轄。 示37号	
3・13 明20農商務省令により、府茶業組合取締所を廃し、府茶業組合連合会議所を設け、事務所を勧業場内におく。 府茶業史	6・5 京都大林区署、農商務省に天田郡菟原下村字寺ノ段ほか3官藪の官行保護営林事業を廃止し、最寄人民の保管事業とし貸下げることを伺（7・2認可）。 京都大林区署本省指令綴	
3・20 南桑田郡保津村共有山林山火事57町歩焼失。 日出 3・28	6・7 農商務省、京都大林区署に収益の見込のない林地等を取調べることを内訓。 林312号	
3・21 京都大林区署、農商務省に官林境界調査につき経伺事項を伺う。 京都大林区署本省指令綴	6・一 下京区第17組金仏町の和田捨五郎、1人で1日10石以上を摺る糶摺器械を発明（従来の糶摺器械は3人で1日8石余の能率）。 日出 6・16	
3・29 山林火入取締規則を制定（明19・3違甲42号を廃止）。 府令33号	6・一 「南山農事会雑誌」発行（明25まで33号発行される。またこのころ、下立売七本松の殖	
3・一 私立京都獣医養成所を上京区河原町丸太町上ル京都牧畜場内に開設。 日出 3・29		
4・7 獣医取締規則制定（7・1施行）。 府令37号		
4・上 伏見両替町の木谷市兵衛ほか7名、紀		

参	考	日	本
(1) 伏見の循誘校で10日間開催。品評に際して審査基準をめぐる紛糾する。即ち、愛宕郡松ヶ崎村の農民は流行の老農林遠里による改良稲作によらず、多収性に基準をおく稲を出品したが良質性の審査基準とは合わずに受賞を逸し、苦情続出。		3・5 石川県知事岩村高俊の勧めにより、石川郡安原村上安原の高多久兵衛は、区画拡大・交換分合・農道拡大・灌排水路改造を内容とする土地改良に着手（6・28完成。近代的耕地整理の端初）。	
(2) 「右湯屋谷村民総代ヨリ願出候趣旨ハ、該山ハ従来村中入会持ニシテ田畑及菜園栽培ノ肥料炊所禁用等ニ給スル必要、柴草山ニシテ、明治六年地券発行之際受領シタル地券誤テ無税地ト記シタルヨリ、明治九年地租改正ニ当リ京都府ニ於テ無税ノ民有不可有之果シテ民有地タル証左有之哉取調相成タルモ、同村ハ百有餘年前洪水ニ罹リ枢要書類流出シ之レニ供用スヘキ証書無之、僅カニ口碑ニ伝フル維新前大嘗会ニ内裏、御用木ヲ納メ或ハ毎年正月大阪城ヘ莊松ヲ上納シ宇治川筋土砂留修繕ノ役ヲ勤メタル事実等ヲ上陳スル而已ナリシヲ以テ、同十二年三月ニ至リ該地ハ官有地第三種ニ編入スヘキ旨ノ指令ヲ受シヨリ村民驚愕、爾來其慣行実蹟等ヲ搜索シ漸ク該山ノ無税ニ非サル事蹟ヲ得其趣意ヲ具シ京都府知事ヘ更ニ民有地ニ編入之儀再三出願及ヒタルモ採用成ラス、依テ尚精々穿鑿候処遂ニ事実正確ナル各証ヲ発願候趣ヲ陳シ	3・一 山野火入取締規則公布。 4・2 農学会は『農学会会報』第1号を発刊。 4・25 市制および町村制を公布（明22・4・1施行）。		
(4) 願書并説明書ヲ添へ民有ニ請求セリ、茲ニ於テ之ヲ調査スルニ該地ハ古來湯屋谷村共有柴草山ナリシカ、京都府ハ明治八年地租改正局乙第三号同拾壹号并同九年同局別報拾壹号派出官員心得書ニ基キ官民有區別ヲ調査スルニ当リ前叙大嘗会之節御用木ヲ納メ大阪城三拾八門ヘ莊松ヲ上納シ或ハ土砂妨害之為メ自費修繕ヲ加ヘタル証蹟ヲ視ルニ止マリ判然税地ノ証左無之ヨリ、其処分ヲ明治十年十二月廿七日(甲)印地租改正事務局総裁ヘ稟議シ、同十一年八月廿四日総裁之指令ヲ得テ官有地ニ編入之旨湯屋谷村ヘ下達セシモノナリ、然ルニ同村ハ当惑ノ余リ、同十二年三月廿二日(乙)印下敷願セシヲ以テ、同年四月(丙)印全府ヨリ該地払下ケ之儀ヲ内務卿ヘ伺出、同月廿三日難開届旨指令ヲ領タレ共情状酌諒スヘキ廉有之ヨリ、尚同十三年二月三日(丁)印再ヒ払ケ同卿ヘ稟申セシカ、同年三月十六日最前指令之通り可心得指令ヲ受ケ其後民心如何ヲ懸念スルヨリ、(中略) 其他旧地券証ノ字反別調帳新製図面等ニ止マリ結局民有ノ確証ノ為スヘキモノ無之、即チ既ニ官地ト定メラレタル該未定官林ヲ更メテ民有ニ下付スヘキ理由ナキモノト認メ候條願之趣聞届旨可致指令哉願書及証書ト共相添此段相伺候也」	4・一 札幌製糖会社設立（資本金40万円、明23・10ドイツから機械購入、同年11月製造開始）。 6・一 農商務商、『農務願末』31卷91冊編さん完了（農業技術の欧米化を基調とする明治前期農政の事蹟を集成）。 7・13 市町村制における直接税・間接税の類別に関する大蔵省告示を公布し、地方税(府県税)は地価割・戸数割、家屋税・営業税・雑種税・区町村費は地価割・段別割・戸別割・家屋割・営業割とする。 11・2 東京人造肥料会社、過燐酸石灰肥料の生産開始。 12・一 沖縄県でカンショ作付制限を撤廃。		

京	都	府
産社の「農工商」発行され、ともに明25府農会設立により「農農会報」に吸収廃刊。 <small>日本農業発達史 3</small>		この年
6・一 綴喜郡の河合勘右衛門ら、養蚕会社を伏見菱屋町に設立。 <small>日出 6・30</small>		▷ 本府最初の小作人組合、紀伊郡横大路村共愛会設立。 <small>農民組合運動史</small>
7・21 天田郡額田村ほか9カ村、繭糸品評会を額田村妙庵寺で開催。 <small>日出 8・16</small>		▷ 御旗場を愛宕郡雲ヶ畑ほか6カ村内に創設(明22中止)。 <small>府誌 上</small>
8・20 紀伊郡下大津村・水垂村の田に野ネズミの被害甚大。この日戸長、府に駆除法の指示を求め。 <small>日出 8・21</small>		この年ごろ
8・20 北桑田郡下弓削村の外村磯次郎ら、丹波煙草協同商會を上京区第8組妙蓮寺町に設置。 <small>日出 8・18</small>		▷ 相楽郡木津町鹿脊山の谷口与惣吉、大阪府北河内郡から「坊主薯」と称す甘藷28貫をもちかえり、在来種に比して品質すぐれているため以後この甘藷の栽培さかんとする。 <small>相楽郡誌</small>
8・下 相楽郡例弊村、旱害。 <small>日出 8・24</small>		
9・5 京都茶業協会設立(京都製茶会社内)。 <small>日出 9・8</small>		
9・10 第3回関西府県連合共進會を御苑内博覧會場で開催。 <small>京都博覧會沿革誌</small>		
9・14 農商務省、加佐郡白杉村字横波禁伐官林反別5反9畝20歩を水島庄左衛門ほか2名に稲干場用として1カ年2円68銭5厘で貸下を認可。 <small>京都大林区署本省指令綴</small>		
9・一 亀岡町に南桑田郡蚕業会社設立。 <small>府勸業統計 明24</small>		
10・4 内務省および農商務省、山城国官林一円(禁伐官林を除く)反別3,152町7反6畝15歩の地所立木とも帝室財産とし官有地第一種に編入することを訓令(明22・8・30帝室財産に編入することを取消)。 <small>大阪大林区署本省達書綴、日出 明22・3・21</small>		
10・5 京都茶業協会、関西茶業協会との合併を決定。 <small>日出 10・7</small>		
10・16 農商務省、京都大林区署所轄の官林反別を市町村制に関し取調べ差出すべきことを内訓。 <small>大阪大林区署本省達書綴</small>		
10・28 愛宕郡農談會、農産物品評会を田中村智恩寺で開催。 <small>日出 10・11、30</small>		
10・一 天田郡福知山町民、この年郡長の備荒儲蓄米払下げ措置に対して不服の動き(11月まで続く)。 <small>日出 11・1</small>		
10・一 M・フェスカ、入浴して小農制の漸進的改良・有畜輪裁法普及・産業組合の發展などを講演。		
11・27 船井郡 ^{はぶ} 埴生村ほか5カ所で農産陳列會開催。 <small>日出 12・5</small>		
11・28 久世郡宇治町の常野与兵衛ら、製茶品評会を常野宅で開催。 <small>日出 11・30</small>		
12・1 竹野郡物産會を網野小学校内で開催。 <small>日出 12・7</small>		

参	考	日	本
(8)	試作田は公試作田(郡中8カ所、1カ所は3~5畝歩で林遠里の稲作改良法を主旨)と私試作田(土地の慣例法と林式改良法とを折衷したもので比較をみる)があり、9月にはともに良結果をみる。	この年	▷ 農商務省・内務省・宮内省の間に官林官有地取調委員會設けられ、御料林指定ならびに地方自治体の財源設定のための基準を論じたが、結論をえず。 ▷ 宮内省新冠牧場の規模を7,000町から4万4,000町に拡大。 ▷ 旧長州藩家老毛利祥久、愛知県渥美湾豊川川口に約1,000町の吉田(毛利)新田の干拓に着手。 ▷ 福島県勸業試験場・宮城県小牛田農林学校・大阪府立農学校・滋賀県米質改良組合・日本家禽協會など創立。 ▷ 兵庫県加古郡別府町多木久米次郎、多木製肥所を創業。 ▷ 船津伝次平によって富田甚平の暗渠排水技術静岡県に導入され、明25にかけて県内10数カ所で実施。 ▷ 北海道八雲の徳川農場でハッカ4反7畝の作付けが行なわれたが明25には廃止。 ▷ このころ千葉県海上郡椎名村千本松喜助らによって改良揚繰り網考案完成。 ▷ 佐藤昌介「大農論」を『農学会会報』に発表し、フェスカ、『日本農業及北海道植民論』により役畜利用輪作経営を勧奨。 ▷ 中央気象台は気象と稲作との関係を発表し、ケルネルその他は米作肥料についての研究結果を発表、玉利喜造はキュウリのべト病に石灰ボルドー液の施用を勧奨。

京	都	府
<p>2・15 南桑田郡寺村の福岡多喜介ら10名、京都大林区署に同村字東桜峠官林2町4畝14歩を溜池築造のため貸下げを出願（8・23農商務大臣認可。ハブ川の川水使用権が寛政10・5奉行所裁決により隣村春日部村6分、本村4分の使用となつて以来、近傍諸村中この村は最も旱害を蒙りやすく願に及ぶ）。大阪大林区署東山派出所民願</p> <p>3・一 京都大林区署管理の官林中、帝室山林に属すべき反別計6,291町4反19歩（山城4,438町8畝29歩、丹波850町3反2畝23歩、丹後912町9反8畝27歩）。日出 3・21</p> <p>4・上 上京区三本木の東洋水産会社、朝鮮海産会社と特約し朝鮮沿岸の漁業に着手。日出 7・14</p> <p>4・一 農商務省水産局技手山本勝次、丹後沿岸4郡を巡回し水産業について講演。日出 4・2</p> <p>5・1 京都養蚕会社、伏見養蚕伝習所を設立。日出 5・3</p> <p>5・1 天田郡曾我井村に養蚕伝習所設立。日出 5・14</p> <p>5・6 京都大林区署宮津派出所開設（明26・4・20廃止）。示41号</p> <p>5・25 京都大林区署東山派出所開設。示52号</p> <p>7・一 蚕種製造・販売鑑札に関する諸願伺届等は以後組長の証印を受けて差出すよう変更。日出 7・25</p> <p>8・28 府、法律第22号田畑の地価修正につき田畑地価の修正額を示す（各町村の地価修正は郡長扱い）。日出 8・29</p> <p>8・一 水害、府の被害復旧補助額1,177円87銭9厘。日出 9・2</p> <p>9・上 葛野郡大秦村生田の農業中山平右衛門ら、資本金5万円をもって日本家畜産出会社の設立を府へ出願。日出 9・4</p> <p>9・一 京都家禽会社設立（上京区寺町高德寺町、資本金5千円、家禽繁殖と採卵）。日出 9・28、府治概要 7</p> <p>9・一 愛宕郡鞍馬村はか6カ村民、御旗場決定に不満を抱き日々集会して不穩。日出 10・4</p> <p>9・一 大阪大林区署設置（京都大林区署廃止となり京都小林区署設置。府の国有林は大阪大林区署扱いとなる）。府山林誌</p> <p>10・4 府臨時郡部会、水害による各地の復旧費負担困難のため政府へ10万円の補助請願を決議。日出 10・5</p> <p>10・一 鴨川端の小牧牧畜場、洋牛350頭を飼い1日3石8斗5合を搾乳し、本年9月までの生乳売却は952石で前年同期より240石増。日出 10・20</p>	<p>10・一 乙訓郡新神足村の五十棲駿夫、黒竹苗を栽植し竹林の改良をはかる。府山林誌</p> <p>11・2 稲品評会・種子交換会を乙訓郡向日町真経寺で開催。日出 11・2</p> <p>11・6 府、各郡町村一部落ごとに財産を明確に取調べ差出すよう達す。日出 11・7</p> <p>11・30 大阪大林区署東山派出所、署長に下京区渋谷通清閑寺町の藤井末吉ら2名の今熊野町字阿弥陀ヶ峯官林中の潰れ地2畝28歩の拝借願を不許可の上申。⁽¹⁾ 大阪大林区署各地方往復第二完</p> <p>11・一 綴喜郡普賢寺村で小作争議。</p> <p>12・10 大阪大林区署東山派出所、署長に葛野郡下嵯峨村総代竹内万次郎ら2名の同村字柳島官藪3町2反6畝1歩の保管貸下願を不許可の上申。⁽²⁾ 大阪大林区署東山派出所民願</p> <p>12・12 大阪大林区署福知山派出所、署長に福知山町士族協同社飯田高明ら4名の同町大字中ノ町・裏ノ町字西ノ土居官藪地7反1畝9歩の継続拝借願を却下の上申。⁽³⁾ 福知山派出所民願</p> <p>12・一 久世郡富野庄村で小作争議。</p> <p>この年</p> <p>▷ 何鹿郡蚕糸業組合、生糸共同揚桿所を中上林村に設立（製品の統制、束装の改良統一を行ない、ある程度の製品の大量化・標準化が実現される。明23には綾部町にも共同揚返所「有光社」が設置される）。何鹿郡蚕糸業史、三丹蚕業郷土史</p> <p>▷ 何鹿郡の羽室製糸場、6馬力の蒸気機関を購入し、工女32人により毎日800匁余を製糸。何鹿郡役所の蹟</p> <p>▷ 北桑田郡弓削村の稲波製糸工場、工女35人に増加して製糸器械は30台となり水車を用いて運転する。北桑田郡誌 近代篇</p> <p>▷ 南桑田郡蚕糸業組合を組織（桑船蚕糸業組合解散）。丹波及丹波入</p> <p>▷ 南桑田郡亀岡町、町村制の実施に際し24部落の共有山林335町歩余を町有基本財産に編入。府山林誌</p> <p>▷ 久世郡の田中喜之助、紀伊郡深草村の豌豆栽培を範として槇嶋村で栽培開始（以後漸次栽培反別増加し、明35には50余町歩・7千余円を得る）。府農会報 140</p> <p>▷ 相楽興産会を相楽郡に設立（郡農会のはじめ）。相楽郡誌</p> <p>▷ 紀伊郡吉祥院村の興農会、水稻萎縮病耐性の中糶を発見し、これを「元気糶」と名付ける（明22萎縮病の試験を行ない同23「萎縮不知」を選出、同26府農会この糶種を1升4銭5厘で希望者に販布）。日本農業発達史 2、府農会報 9・11</p>	

参	考	日	本
(1)	拝借願は、幕末までの該地は用水池でありその後潰れ地となったもので、溜池とし蓮を栽植する目的。これに対し、溜池造成は隣接を藪地と化し、かつ取締上弊害を生ずるとして不許可を上申。	1・20	水産伝習所開所。
(2)	10・18 竹内万次郎ら保管願を呈出。これは同官藪立竹およそ31,200本を5カ年間保管、同面積の年間伐竹98駄（1歩につき3駄）、その代価98円（1駄につき1円）、支出は手間賃等計33円で差引65円の収益の見込計算。これに対し上申書は「貧利」を欲する村民の願を容れれば到底養護は行届かないと不許可を上申。	2・11	大日本帝国憲法・衆議院議員選挙法・貴族院令など公布。
(3)	同社は明18・8から5カ年間官藪の貸下げを受け、立竹と筍の収利により桑木培養の営業を補助していたもの。これに対し上申書は、林相の改良の必要から不許可。	2・一	官林・官有山林原野・鉾山の御料への第1次編入行なわれる。官有山林原野のうち、長野・岐阜・愛知・静岡・山梨・神奈川の諸県で82万7,496町に及ぶ。
		3・13	国税徴収法公布（地租は町村がその費用で徴収し、地租以外の国税も市町村に命ずることが出来る）。
		3・22	土地台帳法公布（出願により台帳の謄本を交付して地券に替えることとし、地券を廃止、地租は土地台帳登録の地価により記名者から徴収）。
		3・一	農業巡回教師乙部廃止。
		4・1	市制町村制施行。
		5・29	大蔵大臣、特別地価修正案を閣議提出決定（6・17各府県知事に内達）。
		5・一	前田正名（農務局長）、農事調査開始。
		6・一	三田育種場内の東京農林学校獣医学別科の駒場移転に対し、同科与倉東隆反対、私費をもって麻布新堀町に東京家畜病院を設立（明23から実用促成の講習を開く）。
		7・1	土地台帳の様式を制定。
		7・31	土地収用法公布。
		7・一	屯田兵条令を改正し、資格者を平民に広げ、服役期間を20年とする。
		7・一	北海道庁は全道的に無柵放牧を禁止する方針をたてたが、実際の禁令の適用を郡区長に一任。
		7・一	井上勝・岩崎弥之助ら、政府に対して岩手県南岩手郡西山・雫石・滝沢3カ村にある官有原野3,622町余の払下げを出願、御料地編入と競合して困難。
		8・26	田畑地価特別修正法公布。第3次地価修正で、地価1億2,953万円、地租324万余円の減。
		9・27	地租米代納制を廃止。
		10・24	三条実美・蜂須賀茂韶・菊亭修季が発起人となり、華族組合農場を開設するため、北海道雨竜郡に5万町におよぶ官有未開地の貸与願を北海道庁に提出（12・28永山長官貸下げ裁断を命令）。
		10・一	8月大水害を受けた奈良県吉野郡十津川村民の救済とあわせ、北海道開発の機運をつくるため、同村民の北海道移住を計画し、600戸2,690人が雨竜郡へ移住。
		11・29	土地改良・農事改良・開墾の増加により、それらの制限を除く意味で地租条例を改正。

京 都 府
<p>▷ 府下の実棉作付はピークに達し1,628町歩に及ぶ(その後、良質外棉の輸入と紡績業の発達で自給から購入に向い、棉作は逐年衰退し、明41には70町歩に下った)。府統計書</p> <p>▷ 栽培試験所、辻重義に払下げられる。府農業発達史</p> <p>▷ 久世郡富野荘村の吉岡源之助、はじめて大阪から洋梨を移植。府誌上</p> <p>▷ 熊野郡湊村に外海漁業の五ヶ浦漁業組合・内海漁業の松江湾漁業組合が結成される。⁽⁴⁾府漁業の歴史</p> <p>この年ごろ</p> <p>▷ 米国製のエジソン電球に府産出の竹の繊維を使用。京都電灯50年史</p> <p>▷ 葛野郡川岡村の有志、綴喜郡普賢寺村から大麦ゴールデンメロン種を導入試作。⁽⁵⁾府農会報 221</p>

参 考	日 本
<p>(4) ともに丹後海沿岸漁村中の最初の組合となる。外海漁業にはタイ、ヒラメ、サバの一本釣、アワビ漁などであるが、荒磯と漁場の遠いことなど危険が多くあまりふるわず、内湾漁業の方がさかん。</p> <p>(5) 明27乙訓郡大枝村の仲買商永守藤吉は川岡村農会から15石購入し大日本麦酒(株)大阪支店へ売却、同28村農会長庄田助左右衛門は大日本麦酒(株)に直接交渉して特約栽培にのりだし、かたわら麦作人組合を組織、同33桂村農会も特約して共同販売を開始、久世郡久世村も部落区共同販売を開始、同33ころ、向日町農会・嵯峨村農会ともに共同販売開始。</p>	<p>鉄下年期の15年から30年への延長、地目変換による修正はおそくとも5年以内に行なう。格下げ地価修正を認めるなどを内容とする。</p> <p>12・28 北海道開発ならびに北辺警備を目的とする上川離宮設置建議が認可され、旭川郊外上川郡神楽村に1万余町の離宮予定地設定。</p> <p>この年</p> <p>▷ 北海道庁農事試験場を上川郡旭川町に設置。</p> <p>▷ 農務局蚕業試験場はその飼育経験に基づき折衷飼育標準表を発表(『蚕病試験成績』第6報)。</p> <p>▷ 明15ころ静岡県加茂郡で選出された水稻「身上早生」が宮城県伊具郡館矢間村に送られ、明23以後同村の人々に試作されて同25から「愛国」と命名。</p> <p>▷ 政府は衰退する実業の刷新を計り横井時敬、前田正名、酒匂常明ら農会の必要を提唱、横井は農商務省に入り農会組織を研究。</p>

京	都	府
<p>1・一 南桑田郡馬路村農会設立。</p> <p>1・一 愛宕郡花脊村別所青年立志会設立（徳義涵養・実業発達を目的）。 府農会報 198</p> <p>1・一 天田郡曾我井村土族竹下総たら3名、魚荷継の小屋掛敷地とするため同村字堀山官林27坪の貸下げを大阪大林区署に願出（4・8農商務大臣認可）。 福知山派出所民願</p> <p>2・1 綴喜郡草内農事倶楽部設立。 府農会報 467</p> <p>2・6 相国寺住職萩野独園、相国寺旧境内官林敷地の払下げを府に出願（2・14府、大阪大林区署へ払下げ願を照会。2・18大阪大林区署東山派出所、不許可の上申。⁽¹⁾ 4・1住職萩野独園、大阪大林区署へ願書下戻願）。 東山派出所民願</p> <p>2・中 府、特別地価修正法に基づく府の地価確定額を大蔵大臣へ報告（地価確定額、田・2,039万4,748円23銭1厘、畑・327万6,257円98銭2厘）。 日出 2・18</p> <p>3・一 紀伊郡吉祥院村に願生会設立（勤儉推進・生産の促進を目的）。 日本農業発達史 3</p> <p>3・一 下京区六角通新町の高橋周太郎ら、水産捕魚商会を滋賀県栗太郡山田村に設立。 日出 4・2</p> <p>4・一 琵琶湖疏水完成し、洛東地区の耕地潰廃により中堂寺大根・聖護院大根など洛東の立地を追われる。 近郊蔬菜作の変遷</p> <p>5・1 何鹿郡山家村字広瀬の陸政孚、同村字深山ほか5カ所の官林貸下げを府に出願（6・27大阪大林区署却下）。 福知山派出所民願</p> <p>5・22 船井郡須知村の矢野小三郎、大字蒲生小字野口の官林反別6反歩余の払下げを大阪大林区署に出願。 同上</p> <p>5・一 不景気と米価暴騰により市中に貧民増大（米価は2月以来高騰し、4・5には1石9円60銭以上に達する）。 日出 4・26</p> <p>5・一 何鹿郡山家村農談会設立（明33山家村農会となる）。 山家村誌</p> <p>5・一 府、船大工・漁業教師を雇入れ丹後地方に派出。 日出 5・1</p> <p>6・23 南山農事会々頭狩野勝右衛門・紀伊郡興農会々頭石原磯二郎・京都殖産社々長人見鹿太郎、府連合大農談会発起人会を下京区裏寺町受楽亭で開催（府に勸業事務を一任せず、府下の農業団体は一致協力して農事の改良法を企画）。 日出 6・27</p> <p>6・27 京都米穀商組合・京都商工会議所、下京区烏丸松原因幡薬師堂において市中の貧民へ50石を施米。 日出 6・28</p>	<p>6・27 相楽郡加茂村字銭司と北村の両住民、木津川の渡船営業につき紛議。この日府は北村の営業許可願を却下。 日出 6・29</p> <p>6・一 府、来年度水産会の設置にあたり鴨川および高瀬川の漁業状態を調査。 日出 7・8</p> <p>7・11 臨時郡部常置委員会、5月の出水被害の乙訓郡新神足村ほか20カ村に種粃料として備荒儲蓄中から4,578円25銭2厘支出をきめる。 日出 7・12</p> <p>7・15 京都市および伏見の貧民、米価値下げを要求して決起集会。⁽²⁾ 日出 7・17</p> <p>7・26 船井郡新庄村諸畑の竹井増五郎ら、同所官林の下草払下げを大阪大林区署に出願⁽³⁾（7・31同署福知山派出所、淀川流域内土砂防止のため不許可を上申）。 福知山派出所民願</p> <p>7・下 三条白川橋の米商山本熊次郎ら、米穀商組合へ不正枘の矯正等を建議。 日出 7・24</p> <p>7・一 本年の藍の作柄不出来で7分作。 日出 7・31</p> <p>8・15 府連合大農談会、京都府農事協会を設立。⁽⁴⁾ 府農会報 209、日出 8・16</p> <p>9・5 大阪大林区署岡派出所開設（明26・4・20廃止）。 示72号</p> <p>9・8 愛宕郡・葛野郡の実業家200余名、有志農談会を花園村妙心寺で開催（古在由重の「普通農事ニツイテ」等の講演）。 日出 9・10</p> <p>9・上 農商務省御雇M・フェスカ、丹波・丹後地方の地質調査を行ない農耕に利用可能な地味の良い土地を府へ報告。 日出 9・16</p> <p>9・一 市中いたるところに安価な米の立売が流行し米穀商狼狽。 日出 9・30</p> <p>10・5 由良川決潰。 日出 10・9</p> <p>10・上 府農事協会の設立により葛野郡等農談会の設立さかん。 日出 10・7、14</p> <p>10・13 久世郡寺田村で梨改良の農談会開催（山城梨の声価を高めるため各郡の生産者参集）。 日出 10・12</p> <p>10・17 久世郡淀川・巨椋池周辺の農民、琵琶湖疏水工事による淀川・巨椋池の水位をめぐり京都市会へ集団示威。 日出 10・19</p> <p>10・一 愛宕郡下鴨村に農家儲蓄組合設立。 府産業組合史</p> <p>12・一 帝国議会の商法延期にもかかわらず府内の会社は解散あいつぐ（嵐山東部養蚕会社、周山北桑養蚕会社、丹波殖牛社、丹波産牛会社、山城製茶会社、共進織物会社など）。 日出 12・26</p>	

参	考	日	本
<p>(1) 「官藪払下願ニ付上申、京都市上京区相国寺門前町字相国寺官藪伽藍維持ノ為メ、年賦払下之儀相国寺住職萩野独園外八名ヨリ別紙之通旧来ノ縁故ヲ具シ就出候処、右ハ願面中記載之如キ事情ヲ採用相成候テハ当地方ノ如キ社寺仏閣之類多ナル皆斯、ル事情ニ非ラザルモノ無之、今此請願ヲ容レ他ヲ採ラザルニ至ラハ其禍害叫責口トシテ息マサルハ理ノ当然ニ有之且林地払下ノ如キハ到底御詮議難相成モノト存候条御聴許相成ラザル方可然ト思考候此段上申候也」</p> <p>(2) 各町から10名ずつの代表を選出し、伏見稲荷山京伏貧民連合委員会を開催、郡区長に対し白米商に値下説得させるよう請求し、さらに府知事に請願も協議し、当局の動き如何によっては、京都伏見の貧民3万余人が決起して米商を襲撃することを決議。</p> <p>(3) 「官林下草売下願。（前略）該山下草刈取立会ハ船井郡新庄村ノ内大字諸畑大字野条大字池上ノ三区人民へ耕地肥料ノ為メ旧預主へ毎年山手米壹石五斗御上納仕私有山同様ニ下草苧取致来候、依テ田畑肥料容易需メ得ラルベキヲ以テ明治九年改租ノ際右三区ノ田畑ニアリテハ近隣村、土地比較シ最上位ノ地位ヲ附シ有之候、然シテ過ル明治十二年突然下草苧取御差止メ相成其際縷々上願仕候得共御成規ニ拠リ御採用不相成故ニ前記三区ノ人民耕地培養ニ欠乏ヲ訴ヘ事実困難仕候処、本年勅令第六拾九号ヲ以テ御發布相成令中第壹条第六項ニ従前慣行云々有之因テ該山ノ内土砂害ヲ不釀場所御検査ノ上区画ヲ定メ相当代価ヲ以テ従前ノ苧取立会区へ御売下被成度、別紙慣行之証左晚近式通相添此段連署ヲ以テ奉願上候也」</p> <p>(4) 府立尋常師範学校において400余名参加し、農事改良組合または興農協会の設置を協議し、府農事協会を組織。なお府農事協会の組織方法に何鹿・天田両郡の代表は難色を示し相対峙して別派をおこす気配もみられ、この空気は明24まで持越された。府農事協会は明24・10京都府農会と改称。</p>	<p>1・15 北海道庁、華族組合農場の開墾方法の設計・経営管理に当たらせ、町村金吾派遣されて事業主任となる（同年中125町開墾）。</p> <p>1・18 富山で米騒動始まる。以後新潟・富山・福井・石川・山口・鳥取・広島・滋賀・京都に波及（6・30新潟県相川の騒動が最大、2千数百人が米商富豪など66戸を襲う）。</p> <p>3・6 岩崎弥之助、政府から丸ノ内一帯の払下げを受ける。</p> <p>4・15 官有林を民有証拠により引戻の途を開く（農商務省訓令23号）。</p> <p>4・一 官有森林原野及産物特別処分規則の制定により、従来の売払い慣行がなければ、地元人民に対しても、木竹・薪炭材・下草・稗・小柴・土石を随意契約によって売り渡すことを禁じ、競争入札に付することとなる。この結果、盗伐増加（同年10月、制限を付し地元人民に森林副産物の無料採取を認める）。</p> <p>4・一 山林原野調査事業開始。明26・7ころ完了、国有林野の境界調査が主目的。</p> <p>5・13 大日本農会主催農談会開催（～5・17）。全国の農事功老者134名参集し、農務局諮問の「農家経済の現況並びに之が上進を図るの手段」、「各地方重要農産改良の要点」などにつき意見を交換。</p> <p>5・17 府県制および郡制を公布（明24・4・1施行）。</p> <p>5・一 米価騰貴（前年の約2倍）のため、東京・大阪・京都などで窮民増加、東京では餓死者もでる。</p> <p>6・20 水利組合条例公布。</p> <p>6・一 東京農林学校、帝国大学農科大学となる。</p> <p>6・一 米価石当り10円台を突破、10円85銭となる（明21・6＝4円56銭）。</p> <p>7・20 富山県伏木町に米騒動、この月下旬から8月初旬にかけて佐渡相川に米騒動、鉦夫800余名参加して軍隊出動。</p> <p>8・一 東京府北多摩郡で系統的村落品評会を開き好評。これより大日本農会内部に系統農会設立の議生じる。</p> <p>9・16 大日本農会・大日本山林会・大日本水産会、3会の事務所・集会所の用地として赤坂区溜池町所在の田町第一御料地内5,000余坪（50カ年無料貸与）の許可をうける。三会堂と称し、明24・1に新会屋に移転）。</p> <p>この年 ▷ 政府、米穀改良増収のため田区改正を府県に勧奨。</p>		

京 都 府
<p>この年</p> <p>▷ 天田郡細見村の長沢又三郎、スギ・ヒノキ 5万本を植栽。明39の経済変動に際し全資産を造林に傾注し、明42には造林地 130 町歩を所有。 府山林誌</p> <p>▷ 府、林業巡廻教師を設置。府誌 上</p> <p>▷ 船井郡竹野村に進取会設立（夜学会組織、農業・蚕業・算術などを学ぶ。明31竹野村青年会となる）。船井郡誌</p> <p>▷ 狩野勝右衛門・段野利右衛門・石原磯次郎、府選出の老農として東京木挽町厚生館で開催の全国老農大会に出席。府農会史</p> <p>▷ 府、山口県からフカ釣教師を招き各郡を巡回指導させる。府誌 上</p> <p>この年ごろ</p> <p>▷ 中郡・竹野郡では底犁、ノギサキと称する長床犁が用いられていたが、以後抱持立犁が普及。 日本農業発達史 2</p>

参 考 日 本
<p>▷ 農務局仮試験地設置、品種比較試験などに着手。</p> <p>▷ 渋沢栄一、青森県三本木の共立開墾社（新渡戸伝ら創立）を引き受け、直営農場（378町歩）を開始。</p> <p>▷ 斎藤万吉の農家家計状態に関する調査開始。</p> <p>▷ フェスカ『日本地産論』を出版して、耕地排水問題や抱持立犁が日本に好適であることを論述。</p> <p>▷ 政府顧問パウロ・マイエット、日本農民の疲弊救済に収穫保険・家畜保険制度の必要を説く。</p> <p>▷ 足尾銅山鉍毒問題おこり横井時敬調査。</p>

京	都	府
1・一 舞鶴海産合資会社設立(資本金4,560円。海産物の仲買、共立魚会社の前身)。 府漁業の歴史		12・中 愛宕郡花脊村の大悲山定峰寺、元境内官林の下戻しを府に出願。 日出 12・22
1・一 久世郡小倉村の北川玉城ら、府に巨椋池の排水を請願。 府議会歴代議員録		12・25 府、従来民有地第二種たる火葬場鬘牛馬墓地塚地揭示場等を民有地第一種に編入することを布達。 布令書 明24
3・一 南桑田郡篠村に農家勤勉貯蓄組合設立。 府産業組合史		この年 ▷ 山城・丹波・丹後各養蚕伝習所、郡部府会の決議により地方税をもって教師を招聘(山城は福島県細貝順吉、丹波は府下の渡辺義武、丹後は東京需求社員児玉実詮)。 府農会報 2
4・一 久世郡佐山村に佐古区農会設立(桃・梨の出荷事業。大15組合員数50名)。 府農会報 410		▷ 本年度山城・丹波・丹後各養蚕伝習所卒業生の出身地分布 ⁽³⁾ (三伝習所の総計)。 同上
4・一 府蚕糸業取締所、与謝郡宮津町に移転。 日出 4・9		▷ 熊野郡組合立養蚕伝習所設立。 熊野郡誌
5・1 紅茶製造伝習所、相楽郡木津村・船井郡須知村に設置(ロシアに紅茶を輸出し好評)。 府誌 上、日出 4・9、大6・5・24		▷ 南桑田郡農会設立。 丹波及丹波人
6・26 竹野郡木津村々長谷口仁平ら、私立共同製糸所を設置。 日出 6・27		▷ 竹野郡郷村の松本修三、有志を集めて共同貯金を開始(明27全部落的組織「信用興産組合」とする)。 府農会報 209
6・一 海面漁業取締規則改正(布令50号)によりエイト網・大敷網の操業禁止区域縮小。 日出 6・28		▷ 天田郡連合農会設立(1町20カ村農会の組織、明30郡農会に改称)。 府農会報 205
7・1 紀伊郡農会設立。 紀伊郡誌		▷ 何鹿郡東八田村農会、「ハバナ」種ほか5種の洋種煙草試作を開始(明25・10 府下の試作希望者に配布)。 府農会報 6
8・12 紀伊郡九条村の藍作製造人ら50名、日雇賃金男18銭、女15銭のところ、隣接の葛野郡塩小路村で男25銭、女18銭引上げに伴い賃上げを要求(妥結)。 日出 8・14		▷ 竹野郡間人村の吉岡与兵衛、水視眼鏡を考案し砂方部落の副業として錯突漁に成功。 府漁業の歴史
8・一 下京区林下町一心院住職勲息義城、上地官林の払下げを府に出願。 大阪大林区署各地往復		▷ 竹野郡下宇川村中浜部落、府実業巡回教師にタイ・ブリ釣漁を習い以後さかんとなる。 府漁業の歴史
10・5 京都府農会・付設農事試験場設立(会頭・尾越蕃輔、事務所・愛宕郡大宮村紫竹大門、明25・4・1業務開始、わが国における系統農会の始め)。 ⁽¹⁾ 府農業発達史、府農会史		▷ 水揚高159千円(全国29.032千円)。 この年ごろ
10・上 府、蚕業伝習生を募集。 日出 10・4		▷ 綴喜郡の梨作の反当差引純収益は18円78銭。 ⁽⁴⁾ 府農会報 1
10・一 長谷川安之助、山科日岡に山科牧畜場を開設。 山科町誌		▷ 与謝郡伊根村ではマグロの不漁によりマグロ曳網を廃止。 府漁業の歴史
11・30 相楽郡高麗村の松尾神社詞官西井輝清ら、市杵嶋姫神社境外上地官有地山林反別2町1反4畝27歩の払下げを府に出願。 ⁽²⁾ 大阪大林区署各地往復		
11・一 相楽郡農会設立(相楽興産会改組)。 相楽郡誌		
11・一 熊野郡農会設立。 熊野郡誌		
12・6 蚕業者関西大会、京都商業会議所において開催(関東大会と連合して全国一致の世論として議会に蚕業保護の請願をさめる)。 日出 12・8		
12・中 府、同業組合取締規則草案を京都商業会議所へ諮問。 日出 12・17		

参	考	日	本
(1) 会の経費調達とくに負担金、府からの補助金をめぐって議論百出したが、府農業協会設立当時の対立も緩和され円満裡に設立をみた全国で最初の府県農会である。府農会規約・郡農会規則標準・農会事務規定・田圃害虫予防方法・府知事への建言を採択。		1・一 井上勝・岩崎弥之助らの援助をうけて小岩井農場設立(岩手県3622町歩)。 1・一 農学会の「輿論策」発表。 3・16 第1帝国議会で地租徴収期限改正法成立公布。明43までこの法による。田方地租は12月半ばから翌年1月半ばに1/4、2月、3月、5月に各1/4を納めることに定められる。 3・一 農務局蚕業試験場を農務局仮試験場蚕事部と改称。 3・一 町村金吾、華族組合農場の前年度欠損による規模縮小に際し、既耕地54町8反(実測85町6反)その他を買い受け、事業主任を退き独立して農場経営を始める。 5・8 神宮農業館開設。 10・28 濃尾地方に大地震、死者900名余。 11・一 第2帝国議会に、農会法・信用組合法両法案が提出され、予算案をめぐる対立で議会解散成立せず。 12・18 改進黨代議士田中正造は足尾鉍毒問題について質問書を議会に提出。 この年 ▷ 徳川育英管内に農業科設置(明26東京農学校と改称)。 ▷ 札幌機械製造所発足、農機具製造を行なう。 ▷ 華族組合雨竜農場、労働力不足対策として保護移民・独立移民を募集。 ▷ 宇都宮仙太郎、札幌で搾乳業を開始。 ▷ 上川郡永山村屯田兵石山伝右衛門は郷里岡山から持参したハッカを栽培。 ▷ 新潟県西蒲原郡巻町に11馬力の蒸気機関による関口孫市特許の関口式木製タービン水車を備えた排水機場設置。 ▷ 農務局仮試験場でムギクロホ病の冷水温湯浸法の試験始まる。 ▷ エゲルト、『日本振農策』(織田一訳)の中で耕地の零細分散の不利と耕地集中化の必要を説く。	
(2) 当該山林は従来氏子有志が年々小松苗を植付けてきたが明17境外上地と区分される。この上地により境内は5反6畝26歩の僅少なものとなり、この年の社殿大破の修繕には信徒は困窮のため上地内の立木を修理費にあてる慣行を守りたいとして上地分の払下げ願に及んだもの。明25・1・20府知事から大阪大林区署に照会。			
(3) 下京区2名、葛野郡2、綴喜郡4、南桑田郡5、北桑田郡3、何鹿郡7、船井郡6、天田郡7、加佐郡4、中郡4、熊野郡3、与謝郡4、竹野郡6。			
(4) 収穫700貫匁、代金42円。 支出;人夫68人、賃金10円2銭(1人当14銭7厘余)。肥料(油粕・人糞等)、7円50銭。棚竹・縄、5円70銭。小計23円22銭。差引純益金18円78銭。			

京	都	府
1・一 北桑田郡農会設立。 北桑田郡誌 近代篇		8・17 前田正名、宇治農会主催の講演において製茶業を奨励。 日出 8・19
2・8 船井郡竹野村農会設立。府農会報 204		9・9 紀伊郡上烏羽村遺修会農談部創設。 ⁽³⁾ 日出 9・11、府農会報 204
2・23 郡試作場試験仮心得制定(訓令第7号、地方税をもって補助する試作地は、1郡に1カ所2反歩を限度とする)。府農会報 2		9・18 郡農会会長会結成。 ⁽⁴⁾ 日出 9・19
3・1 船井郡農会設立。府農会報 203		9・19 紀伊・久世・乙訓の3郡、紀伊郡役所における各町村長会議において種籽料下付の再請願を決議。 日出 9・21
3・5 与謝郡岩滝村の真名井純一ら技術の改良普及により褒賞を受ける。 ⁽¹⁾ 府農会報 2		9・30 紀伊郡の石原磯次郎ら、府会郡部常置委員会に地租軽減を請願。 日出 10・1
4・1 京都府農会業務開始。 ⁽²⁾ 府農会史		9・一 府、府中央試験場における第3回試作人心得を制定。 日出 9・22
4・27 山城高等養蚕習所、淀に開設。府農会報 1		9・一 奈良県吉野郡川上村の高見儀三郎、スギおよびヒノキの種子を府下有志者100名に無料配付。 府農会報 6
5・15 府、伏見に紅茶伝習所開設(巡回教師として熊本県の田代高常、高知県の市村梅太郎を招く。製品は神戸、横浜で好評)。 日出 6・15		9・一 綴喜郡多賀村産の多賀箕は粗製乱造気味。 同上
5・一 紀伊郡吉祥院村興農会、小作人に植付種籽50余石を貸与。府農会報 2		9・一 中郡の有志養蚕家、これまで収繭を自家製糸し縮緬屋に売り渡していたが製糸改良・養蚕利益の増大をめざして繭市場5カ所の開設を協議。 同上
5・一 乙訓郡新神足村農会設立。 同上		9・一 紀伊郡吉祥院村、稲の萎縮病救済策として「一尺堀」、「三尺堀」と称し排水溝を竣せつし水田裏作をめざす。 同上
5・一 府農会、『京都府農会報告』を創刊(試験場の試験成績を報告し、府下農業の実情を周知させる目的。明31『京都府農会報』と改称)。府農会報 1		10・14 「相楽郡農会報告」発行。 日本農業発達史 3
5・一 府農会、大阪硫酸製造会社製の過磷酸石灰を殖産社よりとりよせ、初の分析試験を行なう(遊離硫酸を12.58%含むのが一大欠点であると指摘)。府農会報 2		10・一 府農会、農商務大臣後藤象二郎に農会法の制定を請願。 同上
5・一 殖産社肥料部、大阪硫酸製造会社製の過磷酸石灰10貫目を1円40銭で販売(ただし前金)。府農会報 1		10・一 相楽郡笠置村農会、勤勉貯蓄法を制定。 ⁽⁵⁾ 府農会報 7
5・一 殖産社育種部、琉球藍苗を販売。 同上		11・5 鴨下農商務技師、与謝郡農談会において丹後の土質とそれに適する耕作法を講演。 日出 11・10
5・一 愛宕郡聖護院村の蔬菜苗床は4町4反3畝1歩(うち瓜類3町4反7畝17歩、南瓜類8畝22歩、茄子類8反6畝22歩)。府農会報 2		11・9 牛疫発生地からの牛羊輸入を停止。 日出 11・10、府令 55号
5・一 山城南・北蚕糸業組合、繭市場開設を決議。 日出 5・18		11・上 府、紀伊・久世両郡の水害地町村長から請願の種籽料給与を却下。 日出 11・11
6・13 山城北蚕糸業組合、伏見街道21丁目京都養蚕会社内に春繭市場を開設。府農会報 2		11・一 府農会幹事狩野勝右衛門、勸業費として農産品評会補助費支弁を府会に陳情。 府農会報 7
7・25 蚕糸業組長会、宮津町仏性寺において養蚕伝習所・巡回教師設置の方法等について決議。府農会報 4		11・一 久世郡佐山村、棉作より梨作に転換する者あいつぐ(府下の棉作不振)。 府農会報 8
7・一 紀伊郡農民、洪水のため種籽代下付を郡長に要求し拒絶されて不穏。 日出 8・14		12・中 加佐郡の荒木武雄ら、加佐郡蚕業協会を組織。 日出 12・17
8・1 同業組合取締規則施行順序を告示。 日出 8・3、府令 46号		12・19 伏見倉庫会社、米穀取引市場の設置を協議。 日出 12・20
8・10 京都商業会議所役員会、京鶴鉄道敷設につき府下の物資販路および産物製産額の調査を決定。 日出 8・12		12・一 府農会、「国庫補助による府県農事試験場設置」を貴・衆両院に請願。府農会付設中央

参	考	日	本
(1)	真名井純一は座操製糸器械を発明し、徳島織を創成。紀伊郡伏見町の築山甚兵衛は伏見桃山産茶の声価をたかめ、従来の紅茶製法を改良。与謝郡山田村の小池吉右衛門は種樹精選・抱持立型使用法の伝習。綴喜郡都々城村の狩野勝右衛門は農談会をおこし、抱持立型に独創の車輪をつけた。また熊野郡田村の西垣正左衛門は蚕の清涼飼法および座操製糸法を郡内に普及させた。	1・一	新潟県北蒲原郡紫雲寺村に小作争議。
(2)	本年度の収入計3,485円40銭3厘(うち府補助金3,000円)、支出計3,431円34銭で、府農会の官僚依存の一面がみられ、明28まで系統郡農会から負担金は徴収しなかった。	2・2	古在由直・長岡宗好は足尾銅山鉍毒問題の調査結果を『渡良瀬川沿岸耕地不毛ノ原因及ヒ其除害法』として官報に発表。
(3)	農業の改良進歩を目的とし、明33上烏羽村農会となる。明26より同32まで藍およびくわいの共同販売、麦製製造奨励などを事業としたが、村農会以後は共同販売事業を廃し、塩水選・共同苗代普及などを主事業とする。	2・25	大日本蚕糸会創立。
(4)	郡農会会長は以後毎年行なわれたが、当初は技術的改良進歩の指導奨励を主目的とし、系統農会の農事試験場設置と農談会・品評会の開設を主事業とした。明30代には共同購入・共同販売にかんする方法など経済的側面の指導に及ぶようになった。なおこの郡農会会長において府農会々頭尾越蕃輔は、国家的見地から中農層以下の農事保護を勧奨した。	6・一	濃尾地震の被害地に対し、震災地方租税特別処分法を公布して、地価修正・地租延納年賦金免除等を定める。以後明35まで各種災害に対して臨時処分法を定めている。
(5)	年2回(5月、11月)1戸当り米又は麦1升以上5升以内を貯蓄高とし、これを農会にとりまとめ売払い、その代金は郵便局へ預け入れ利子を農会基本金に振込む。	10・一	鳥取県中井太一郎は転土式円形除草機を考案し特許を認められる。回転する歯車と覆い金と整地用の羽車を備え、太一車と名づけられる。
		12・1	政府は第4帝国議院に田畑地価特別修正法案を提出、12・7衆議院は可決、明25・1・16貴族院で否決。
		12・一	玉利喜造はゴールデンメロン種と在来早生オオムギの交配育種結果を、「大麦交種試験の結果」と題して『農学会会報』18号に発表。
		この年	
		▷	桑樹萎縮病調査委員会設置。
		▷	酒匂常明は北海道庁財務部長となり、翌26年白石村・亀田村に稲作試験地を設け、稲作を奨励。
		▷	新宿植物御苑に80余坪のガラス室設け果樹・花卉の園芸作物を栽培。
		▷	加藤平五郎、稲の「今撰」と「神力」の混植により「九年穂」を選出。
		▷	奈良県山辺郡朝和村富森直三郎と井上安太郎は千歯扱きの防塵装置考案により特許をとる。
		▷	宮城県の日下内蔵、稲の部品種(愛国)を選抜。
		▷	大日本農会第11回大集会で沢野淳が農事試験場の設置を力説。
		▷	梨の赤星病を堀正太郎が東京で発見。
		▷	石灰ボルドー液を小島銀吉がその著「作物病虫害論」で日本に紹介。

京 都 府
<p>農事試験場設立（場長は佐々木農学士。試験場は愛宕郡大宮村大字東紫竹大門に1町7反歩を借入れる。老農式農法が反省され、学理農法を導入）。 府農会報 9</p> <p>この年</p> <p>▷ 北桑田郡弓削村の稲波益太郎、春蚕の温暖育試育を行ない温暖育を導入。北桑田郡誌 近代篇</p> <p>▷ 中郡の蚕糸業伝習機関理桑館、本業を3課とし入館生の希望により各課を教授（第1課・桑樹栽培、第2課・蚕兒飼育、第3課・選繭製糸）。 府農会報 4</p> <p>▷ 与謝郡宮津町の有志、「宮津商港及宮津鉄道期成同盟会」を結成。 府漁港の歴史</p> <p>▷ 葛野郡川岡村の塩田久右衛門ら、永栄講を設立（貯蓄および耕地の維持購入資金貸付事業）。 府産業組合史</p> <p>▷ 加佐郡吉原村、山口県人石井三平を招きフカ釣漁を習い、はじめて釣鉤に銀メッキする。 府漁業の歴史</p> <p>▷ 加佐郡西大浦村千歳で越中網の改良行なわれ、捕魚部に麻製のモジ網を用いイワシを捕る。 同上</p> <p>▷ 与謝郡宮津町の漁師ら、麻製手繰網にガス糸を使用し網染めをせずに白網のまま使用。 同上</p> <p>この年ごろ</p> <p>▷ 一部の繭産地仲買人、いわゆる「奈良チギ」なる竿ばかりを使用。⁽⁶⁾ 府農会報 1</p> <p>▷ 府農会中央試験場、水稻の萎縮病対策試験を行ない、停滞水と酸化鉄などが原因と指摘。 府農会報 9</p> <p>▷ 加佐郡吉原村の漁民、府の立釣り、イカ釣り巡回教師を部落感情により排斥。 府漁業の歴史</p> <p>▷ 久世郡佐山村佐古に佐古農事会設立（昭5現在組合員数60戸、耕作反別83町、共同精米麦・農薬・肥料・出荷容器の共同購入・農事指導奨励・共同出荷を事業とする）。 府農会報 467</p>

参 考 目 本
<p>(6) 養蚕農家から成繭を買入れるとき、絞りを利かせて10貫目のものを8貫500匁まで絞るといふ。繭の解舒の良いことを「マウ」というが、これより奸商の言葉に、欺きやすい養蚕農家をさす「マウカ」という暗語が生まれた。当時ハカリの種類はいくつかあったが、絞りの利きやすいのは奈良製のもので、京都製の「グルグル」、赤棹、大阪製の「鼻環」などは絞りが利きにくかったといふ。</p>

京	都	府
1・中 小牧仁兵衛・獣医学士古川元直ら、獣医学舎を設立(3・1開校予定)。 日出 1・13		7・27 愛宕郡修学院村一乗寺の岡田喜兵衛ら、市参事会对し灌溉用に疏水の分水を出願。 日出 7・28
1・一 紀伊郡葭島新田に勤儉貯蓄を目的とする葭島新田夜話会設立。 府農会報 13		8・一 熊野郡久美浜村に蒸気による共同製糸場開設。 府農会報 17
1・一 葛野郡梅ヶ畑村に殖産勤儉を目的とする梅ヶ畑村同志会設立。 府農会報 11		9・15 郡農会長会、溝渠を通し暗渠を設け利水および排水をはかるなどを協議、さらに農事講習所継続を府に建議(～9・17)。 府農会報 18
2・4 相楽郡第1回農産品評会。 日出 2・8		9・一 魚貝海藻および漁場探見のための潜水器使用を禁止。 府令58号
2・7 福知山米穀売買会社解散。 同上		9・一 久世郡寺田村に信用事業を目的とする大南信用組合農会設立。 府農会報 18
2・26 西陣絞織機業者、原糸の暴騰に対処して西陣絞織同盟会を組織。 日出 2・28		9・一 熊野郡久美浜製糸場開設(郡長・警察署長・株主らによりこの日開業式)。 府農会報 19
2・一 久世郡宇治町農会、国本講を組織(5カ年半の純益1,200余円を同農会の基本財産とし、害虫駆除・排水事業等にあてる計画)。 府農会報 11		10・22 熊野郡久美浜製糸場開設(郡長・警察署長・株主らによりこの日開業式)。 府農会報 19
3・14 宮津港を特別輸出港に指定(ロシアおよび朝鮮貿易の輸出入港)。 府誌 下		10・一 愛宕郡農会、愛宕郡農産品評会規程を制定。 ⁽²⁾ 同上
4・1 府農会主催により各郡において農事講習所を開講。この日天田郡・何鹿郡で開設。 府農会報		12・1 天田郡夜久野3カ村連合農産会開催。 日出 12・8
4・28 府蚕糸同業組合、何鹿郡綾部町に組合立高等蚕伝習所を設立(のちの城丹蚕業講習所)。 府誌 上、日出 5・2		12・2 何鹿郡口上林村農産会開催。 同上
4・一 相楽郡農会、農作物実地巡検法を定める(村農会ごとに巡検委員2名を選び、培養・製造乾燥等の成績を評価)。 府農会報 13		12・12 加佐郡蚕業協会創立。 日出 12・15
4・一 茶業組合連合会議所、相楽郡木津町・船井郡高原村に紅茶伝習所を設置(府の補助により紅茶製造を奨励、3カ年で廃止)。 府誌 上		12・16 南桑田郡大井村農会、農産品評会開催。 府農会報 19
4・一 与謝・中・竹野3郡の縮緬同業者、組合連合会を組織。 府著名物産調		12・一 紀伊郡東九条村農会、勤勉貯蓄法 ⁽³⁾ を制定。 府農会報 146
5・2 上京区河原町荒神口の東洋水産会社、社名を明治殖産(株)と改称。 日出 5・3		この年
5・11 伏見の山城製茶会社内の紅茶伝習所、伝習生38名に伝習を開始。 日出 5・27		▷ 中郡礪売買紹介所、河辺村等4カ所に開設。 府農会報 17
5・一 宮津町、ロシアおよび朝鮮へ通商のため調査団を派遣(8月日露韓貿易(株)を創立。資本金20万円。10月汽船幸照丸を備船して牛肉などを満載しウラジオストックに向い風波のため中途帰港)。 府漁港の歴史		▷ 加佐郡河守町に丹後共同社設立(生糸の加工販売を行なう)。 府産業組合史
5・一 竹野郡木津村、十窓焔気取製糸機械場3カ所の設置を企画。 ⁽⁴⁾ 府農会報 14		▷ 何鹿郡町村農会巡検員規定標準。 ⁽⁴⁾ 日本農業発達史
6・16 大阪大林区署、各小林区署に官有林野存廃区別を取調べ9・5までに進達するよう達す。 大阪大林区署例規完		▷ 何鹿郡町村農会共同苗代設置標準。 同上
6・一 竹野郡間人村、イカ釣の鮫灯に石炭油を使用(府の招聘した佐渡のイカ釣漁教師に習う)。 府農会報 15		▷ 南桑田郡に産牛組合設置。 府誌 上
		▷ 与謝郡養老村長江の向仲徳右衛門・北仲兵三郎、落網を布設(以後伊根村・与謝郡水産業組合・京都府間に紛議)。 府漁業の歴史

この年
▷ 由良川口の鯰漁^{えり}に対し、上流各村と紛争頻発。 府庁文書 明28-83

参	考	目	本
(1) 焔気取製糸法は必ずしも新規の製糸法ではないが、製糸法の漸次的改良をふみ、本村製糸業の改良・興隆をめざしたものである。たとえば、本村と何鹿郡有効社製糸の製糸比価は10貫目につき250円と415円の相違がある。このころの木津村の座操製糸生産額は270貫余であった。		1・一 岐阜県下に小作料引下げの農民騒擾頻発。	
(2) 規程のうち出品種類について、小作米は「地主ヨリ小作米ヲ出品スルモノ一品ニ付五合」、「小作米ハ地主ヨリ出品シ小作人ノ姓名ヲモ記載置ヘシ」とし、小作米の審査を行なった。郡品評会は、これが府下初めと推定される。即ち「同郡品評会には例年小作米の審査品評をも並行せり、即ち小作人より地主に納むる年貢米を各地主より出品して之れを品評す、之の出品こそ小作人が平素の心を以て栽培と虚心平気以て差出したる者なれば真正なる産米にして之れが品評亦真正の結果を得へし、面白き趣向と云ふ可し」(京都府農会報告22、55頁)。		3・4 米商会所条例など廃止、取引所法公布。	
(3) 「第一条、本村農業の振進並に備荒の目的を以て本会に勤勉貯蓄法を設くる左の如し。第一・農産物を徴収し及利殖し以て貯蓄する事。第二・非常の暴災を救済する事。 第三条、地主并に小作人他町村に居住のもの其本法施行期限内、非常暴災を除く外、如何なる事情ありと雖も支出を拒絶することを得ず。 第四条、農産物賦課方法を定むる左の如し。第一・地主は所有地田畑耆反歩に付玄米老升。第二・自作人は自作地田畑耆反歩に付玄米二升。第三・小作人は小作地田畑耆反歩に付玄米一升。 第八条、貯蓄金は公債証書或は本会の信用せる銀行及び地主等へ幾分の利子を以て預け入れること」明37の戦時における 勤儉貯蓄実行に継承される。		4・6 農商務省農事試験場官制公布。	
		4・7 国立農事試験場官制公布。	
		4・11 水産調査所官制公布。	
		5・一 松平試農場、福井市旧城内に設立。	
		11・一 札幌農学校を文部省直轄とする件公布(明27・4実施)。	
		12・一 前田正名が国是、府県是、郡是、町村是を「産業」第2号で提唱(10月「産業」創刊)。 この年	
		▷ 綿花輸入関税撤廃衆議院通過、ワタ作農民の反対にあって施行は4年間延期。	
		▷ 北海道町村農場は移民を募集して小作経営に転換。	
		▷ 農科大学教師にロイブ着任(農芸化学)。	
		▷ 山形県酒田に米券倉庫設立。	
		▷ 北海道渡島八雲村小川助次郎、水車によるバレイショ澱粉製造所を設置。	
		▷ 北海道製麻会社、新十津川村に工場新設。	
		▷ 山形県東田川郡大和村の阿部亀吉、冷立稲の変わり穂より水稲品種「亀の尾」を選出。	
		▷ 札幌郡白石村水稲試験で稲直播栽培好結果をうる。	
		▷ 北海道において、泥炭地・火山灰地の作物適否・施肥試験を開始。	
		▷ 福羽逸人、低設ガラス障子木框温床による促成栽培法を提唱。	
		▷ 千葉県片貝村松井源七、明22より改良揚繰り網を始め、地元地引き網と紛争を続けたが、正式に千葉県知事より営業許可をとる。	
		▷ 玉利喜造、アメリカ綿アップランド種と日本綿の交配試験の結果を発表し、あわせてダーウィンの進化学説を紹介。	
		▷ 福井県坂井郡芦原村番田で21町の田の灌溉用として35馬力蒸気機関直動ポンプを使用。	
		▷ 岐阜県可児郡に小作同盟設立(農民組合のはじめ)。	

京	都	府
2・19 府農会第1回農産共進会(御苑内博覧会場に3千余点の出品をみる。～3・5)。 府農会史、府農会報 22・23		11・18 与謝郡伊根村・養老村大島部落の両漁民、郡長に養老村長江の落網布設は慣行漁業を紊乱するとして除去を請願(解決に至らず明28にはさらに養老村里波見にも落網布設)。 府漁業の歴史
3・2 鷲牛馬取締規則制定。府令15号		この年 ▷ 石川県で開催の第5回関西連合府県共進会に出品(蘭・生糸・桑・米・麦・綿・麻・苧・葉煙草)。 府農会報 37
3・17 農商務大臣、官津米穀取引所設立を認可(朝鮮産米の輸入港を見込んで官津町の有力者が設立したもの)。 日出 1・25、4・8		▷ 葛野郡川岡村、ビール醸造用大麦ゴールデンメロン種の栽培を開始し村農会内にゴールデン麦作人組合を結成して大阪麦酒(株)と特約。 ⁽²⁾ 府農会報 76
3・23 府、伏見米穀取引市場設立を許可。 日出 3・24		▷ 府農会中央試験場、棉・甘藷・稲の夏作試験を行なう。 府農会報 38
3・一 府農会、第1回農談会を京都市で開催(以後毎年1回府下各地を巡回して開催)。 府農会史		▷ 棉作奨励会の依頼による相楽郡・綴喜郡・南桑田郡の陸地棉試作は不成績に終わる。 大日本農会報 160
3・一 村井兄弟商會、煙草(ヒーロー)を製造。 たばこ王村井吉兵衛		▷ 熊野郡農会、スギ・ヒノキの苗仕立場4カ所を設け、その一年苗を町村農会へ売却配布を決議。また共有地である草刈場・柴刈場の一部に5カ年計画で造林。 府農会報 39
3・一 府農会第2代会頭に一阪俊太郎就任(～明28・9)。 府農会史		▷ 与謝郡宮津町の田中喜八郎、従来の麻製地曳網に綿糸を使用。 府漁業の歴史
4・10 京都七条倉庫(株)解散し、倉庫等を京都米穀取引所へ売却。 日出 4・11		この年ごろ ▷ 北桑田郡の稲波益太郎ら、生糸の共同出荷をねらい横濱に販路を求めて北桑社を結成。 北桑田郡誌 近代篇
4・26 寺町通三条下三島兼吉ら、山科村日岡に屠獸場開業。 日出 4・28		▷ 鞍馬貴船保勝会、鞍馬山の一部約6haにサクラ、マツ、カエデを植栽。 府山林会報
4・一 相楽郡加茂村の柴崎久五郎ら、山城茶製師同盟会を組織。 府庁文書 明31-19、日出 9・9		▷ 府、丹後沿岸4郡に水産巡回教師4名を派遣(明28～32)。 府誌 上
5・9 天田・船井・何鹿・氷上(兵庫)加佐5郡の漁業者、府会に由良川口の魴漁禁止を建議(5・11府内務部、加佐郡役所に事情取調べを照会。9・18府、同建議を却下)。 府庁文書 明28-83		
5・一 竹野郡間人沖に松樹枝による人工漁礁設置(広島県人青木某の説を容れたもので結果良好)。 同上		
7・16 相楽郡の農事団体発已会、規約を改正して農事視察委員制度を設定。 日出 7・25		
8・5 福知山米穀取引所開業。 日出 8・8		
8・27 農商務大臣、府庁を通じ京都米穀取引所に対し役員の解職と売買停止を命ずる(所内不仕末を監査した結果)。 日出 8・29		
9・一 府農会、府会に郡部地方税から2,700円を補助し、地方税事業として農事講習所設置を申請。 日出 9・11		
9・一 府内務部第三課、地方税支弁による農学校設置の調査を終了し計画案をまとめる。 ⁽¹⁾ 日出 9・29		
10・7 葛野郡の府農会農事講習所修了者・農事熱心者ら80余名、葛野郡農事研究会を組織(会長、中山直一)。 日出 10・9		
10・18 京都蚕糸織物取引所設立。 日出 10・20		
10・一 府郡部会、郡部地方税支弁の簡易農学校設置を可決し、設立地は愛宕郡大宮村に決定。 日出 10・28		

参	考	日	本		
(1) 28年度郡部地方税支弁による農学校設置は、經常費3,000余円、臨時費5,000余円で学科の程度は簡易にし、年限は2年と定め生徒定員は100名の予定とするが、28年度は創立のために50名にとどめ、校舎は葛野郡太秦村に明28・5までに建築の計画。		2・一	市町村備付の国税金収納簿その他の様式制定、これにより新たに地租名寄帳の制度をおく。		
(2) 明27以降葛野郡川岡村における大麦ゴールデンメロン種の生産高。		2・一	大日本農会・国家経済会・万年会など連合して綿作奨励会をおこし、外国綿種子の配布奨励をするともに棉花輸入関税に廃止反対。		
		4・8	大日本農会第13回大集会、系統農会設立奨励を議決。		
		5・2	広島県農会創立。		
		5・26	綿糸布輸出税免除。		
		6・12	実業教育費国庫補助法公布。		
		8・1	清国に宣戦布告(日清戦争始まる)。		
		8・一	府農事試験場規定公布。		
		8・一	札幌北方の茨戸に前田農場、育牛・農耕を開始。		
		12・1	東京芝公園で第1回農事会開催。大日本農会の農政活動をこれに移す(明43の帝国農会設立まで毎年開催)。		
		この年			
		▷	簡易農学校規定公布。		
		▷	獣疫予防法公布(明30・4・1施行)。獸類伝染病予防規則(明19公布)の強化。		
		▷	富山県簡易農学校・大分県立農学校設立。		
		▷	与倉東隆の東京獣医病院における速成獣医講習を改組して麻布獣医学校創立、修業年限3年。		
		▷	北海道上川郡永山村で水路900間水田14町余を開く。		
		▷	真駒内種畜場の飼育種馬を、乗用種トロッター、農用ペルシュロンの2種類とする。		
		▷	農商務省農事試験場本場、畿内・東奥・北陸・九州の各支場で水陸稲種類試験開始。		
		▷	宮城県金華山の鯨猟にアメリカ式銃殺法初めて用いられる。		
		▷	新潟県においてラセン型揚水器製造。		
		▷	埼玉県横見郡北吉見村の関根平吉、双用犁を考案。		
		▷	埼玉県大里郡別府村の権田愛三、麦の広幅土入まきを始める。		
		▷	器械製糸による生産量、初めて座繰製糸による生産量を超える(器械製糸約2,740トンに対し座繰糸約2,090トン)。		
区	分	収	量	価	額
明	27	15.5	石	79	円
	28	70.7		364	
	29	121.5		4,945	
	30	795.3		5,030	
	31	1,238.8		6,915	
	32	887.5		4,441	
	33	920.5		5,582	
	34	1,322.1		8,071	
	35	1,328.7		9,639	
	36	1,880.5		19,378	
	37	1,856.7		12,377	
	38	2,571.1		10,639	
	39	2,826.0		16,364	
	40	2,437.0		19,524	
	41	2,451.0		20,729	
	42	2,168.5		16,166	
	43	1,717.65		13,751	
(府農会報 221)					

京	都	府
1・1 竹野郡木津村農会、肥料の購入資金と村基本財産設定を目的に物品一手販売方法規約を制定。 ⁽¹⁾ 大日本農会報 163・府農会報 40		4・28 何鹿郡蚕糸業組合、中上林村に中等蚕蚕伝習所を開設。 日出 5・2
1・7 船井郡須知村の須知谷製糸場、理化学大意・養蚕講義・家蚕論等を教授。 日出 1・20		4・一 府農会、陸地綿キング種の栽培を奨励し府下の16農家に試作を委託。 府農会報 36
1・一 竹野郡鳥取村報徳社設立。 府農会報 43		5・10 市会議事堂において大日本水産大会開催。 日出 5・11
1・一 与謝郡日置村農会、本年産米による備荒貯蓄を決議。 府農会報 44		5・21 尋常師範学校において第2次内国獣医公会開催。 日出 5・22
1・一 園部糖業(資)設立。 船井郡誌		5・23 祇園弥栄尋常小学校において全国畜産大会開催。 日出 5・22、24
2・1 愛宕郡大宮村の西田作次郎、郡役所において北海道拓殖談話会を計画(これより先、北海道空知郡に500町歩の農場をひらき京都拓民協会を組織)。 日出 1・26、府議会議歴代議員録		6・25 葛野・紀伊・宇治・久世・乙訓郡で水害。 府農会報 39
3・26 与謝郡筒川村、植樹奨励規程を定める。 ⁽²⁾ 府農会報 76		6・一 竹野郡農会、本郡出身の府簡易農学校生にこの年度より2年間1人1カ月1円(定員2名)の補助金を与えることを決議。 同上
3・一 何鹿郡東八田村協同蚕業組合設立。 府農会報 36		6・一 竹野郡農会、実業奨励者賞与方法を決議し、各村に1人宛殖産事業につき特に奨励するものに応分の賞与を与える。 同上
3・一 京都市一般家禽場取締規則制定。 府令36号、日出 3・26		6・一 竹野郡農会、農事改良事業奨励法を決議し、村農会の土地区画改正事業(5反歩以上)等に補助。 同上
3・一 京都市岡崎・聖護院に平安神宮建立され以後聖護院大根の栽培立地は吉田に移動(4・1～7・31まで第4回内国勸業博覧会開催され、岡崎・聖護院の蔬菜栽培大いに縮小。この頃より疏水の舟運により入荷する近江の山田大根に対抗するために聖護院大根の収穫末期を繰上げて11月下旬とする)。 近郊蔬菜作の変遷		6・一 熊野郡農会、靱麦撰種・共同苗代・床巾改良・害虫駆除・信用組合設置など村農会必行事項を決議。 同上
4・1 京都府簡易農学校設立(愛宕郡大宮村大徳寺内(4・29授業開始。明29・9・18葛野郡桂村に移転)。 府令40号、公示158号、府誌 上		7・4 府常置委員会、府簡易農学校の建築地を葛野郡桂村下桂に7反5畝・反当150円で買収を決議。 日出 7・5
4・2 市会議事堂において第2回全国蚕糸業大会開催(製糸家による共同揚返所の設立(品位の改良、荷拵えの一定を企画)、繭選定は農務局および各府県蚕業試験場の設置を待って行なうことなどを決議。前田正名は蚕糸報国を説く。～4・4)。 大日本農会報 163		7・20 河原町共楽館において帝国農家一致結合大集会開催(～7・22)(二宮尊徳の遺訓を遵守し「農家ノ道徳ヲ振揮シ以テ根本ヨリ農事ノ改良ヲ計ルヲ以テ主義トス」憲範を定める。事務所は静岡県周智郡犬居村)。 府農会報 40、日出 7・23
4・3 府、郡長へ北海道石狩国空知川沿岸へ移住者80戸募集を達す。 ⁽³⁾ 日出 4・5		7・一 与謝郡筒川村の牛市、馬喰商人の不当介入により犢牛の出荷量減じ混乱。 府農会報 48
4・5 第2回全国農事大会を市会議事堂で開催。 ⁽⁴⁾ (～4・7)。 府農会報 36・大日本農会報 163		8・12 府、明19甲第56号河川漁業取締規則に追加して、魚類を酔死させる物品を流して漁撈することを禁止。 府農会報 41、日出 8・14
4・11 京都府簡易農学校規則制定。 ⁽⁵⁾ 公示53号		8・18 宮津町仏性寺において第1回養蚕・蚕種集談会開催。 日出 8・23
4・15 与謝郡加悦町の私立養蚕伝習所有気館開設。 府農会報 37		8・一 北桑田郡の野尻岩次郎、府農会報告第40号に丹波北桑田郡山林養成法を発表。 府農会報 40
4・22 府、南桑田郡の小林利三郎らを養蚕巡回教師に任命。 日出 4・23		9・16 府、郡および農会関係者72名を蚕糸業・農事視察のため関東・東北諸県に派遣(東北への蚕業視察の結果、船井郡など6郡に9カ所の蒸気製糸場設置)。 府農会報 41、府誌 上
4・27 船井郡農会の春期農談会・総会において、会員の会費制による自治的な農会設営が決議される。 府農会報 37		9・一 与謝郡水産業組合設立。 府誌 上

参	考	目	本
(1) 「本村ニ買求スル物品一手販売方法規約」を定め、一手販売のさいの約定金をもとに、その20%を木津村農会基本財産とし、80%を木津村基本財産とする。一手販売品目は、酒・酢・穀類・呉服・太物(綿・麻織物)・綿糸・石灰等22品目とし、1人につき1種又は数種を1カ年限り許可する。ただし本村農会員は何品に限らず各自の収穫物を販売することは自由。		2・一 このころ、花筵の輸出急増、岡山・和歌山の蘭栽培活況を呈する。	
(2) 本村民にして1人又は共同で村内山林原野一カ所へ苗木千本以上植栽する者へは苗木代の1/4、5千本以上植栽する者へは1/3を補助する。		3・27 狩猟法公布。	
(3) 紀伊郡上鳥羽村の村岡磯右衛門ら、空知川沿岸120万坪に京都殖民協会の建設を北垣国道長官の尽力により許可された。		6・18 生糸検査所法公布(明29・4・1施行)。	
(4) 決議事項 耕地区画の改良を普及すること(石川県の方法を参考とすること)、上層農家に農業改良思想を普及させること(そのためには上層農家地主を結合し小作奨励会を起すこと、上層農家の子弟に農業教育を授けること)、一般農家に農業経済思想を普及させること(そのためには町村において農業経済共進会を開くこと、農業経済の模範となるべき者を標準として奨励すること)。		6・19 馬匹調査会規則公布(陸軍から農商務省に申入れた共同調査提案の実現、軍用馬に重点をおく政策定まる)。	
(5) 規則の概要 目的 簡易農事教育 修業年限 2カ年 定員 100名 適宜地で農事講話実施 入学は14歳以上、尋常卒程度 注 明28・5・3現在新入生38名		6・一 福井県立簡易農学校小浜分校設置。わが国最初の水産専修学校。	
		7・3 生糸検査所官制公布(横浜・神戸に生糸検査所設置)。	
		この年 ▷ 岩手県をはじめ全国的にイモチ病大発生、稲作に被害甚大。 ▷ 実業補習学校規則公布。 ▷ 静岡県畦畔改良費貸与規則制定。 ▷ 北海道夕張郡南田村では私設の水利組合を設け、明29北海道長官の認可を受ける(北海道最初的水利組合)。 ▷ 北海道琴似村江頭庄三郎、赤毛より無芒・早熟の品種「坊主」を選出、直播稲作普及の一契機となる。 ▷ 清国より大豆粕を輸入。	
			なお5・3現在の新入生の出身地別調査によれば

京 都 府
<p>10・1 府下4カ所において蚕種検査行なわれる(～11・22)。 府農会報 45</p> <p>10・18 郡農会長会、系統農産品評会の実を上げるための要項等をきめる。 府農会報 43</p> <p>11・10 竹野郡農会、勸農講の凋落をみて新たに無尽講を結成し、竹野郡興業基金積立主意書を発表。 府農会報 45、府産業組合史</p> <p>11・一 船井郡須知町農会設立。 船井郡誌</p> <p>12・14 天田郡農事・蚕事研究会、蚕糸業の専業・兼業の可否・成繭共同販売法・在来の犁と抱持立犁との便不便等を討議。 府農会報 44</p> <p>12・17 元博覧会場内の五二会京都本部、柳馬場御池上ル柳池校内に移転。 日出 12・17</p> <p>12・26 郡農会長会、府知事に佞装改良に関して建議。 府農会報 45</p> <p>12・一 府農会第3代会頭に本部泰就任(～明30・6)。 府農会史</p> <p>この年</p> <p>▷ 秋蚕飼育はじまる。 三丹蚕業郷土史</p> <p>▷ 何鹿郡志賀郷村に共同製糸場簡名社設立。 同上</p> <p>▷ 府茶業組合連合会議所、製茶注文品輸出保管規程をきめる。 府茶業史</p> <p>▷ 久世郡の製茶業有志、静岡県より煎茶製法の教師を招き伝習生12名を養成して製法合理化をはかる。 府庁文書 明29-33</p> <p>▷ 竹野郡吉野村大字芋野部落、水源涵養・基本財産造成を目的に10カ年計画でスギ・ヒノキの造林を開始。 府農会報 76</p> <p>▷ 熊野郡農会、スギ・ヒノキ苗仕立場を設置。 熊野郡誌</p> <p>▷ 府農事講習所、府簡易農学校附属分教場として農事講話所となる。 府農会報 37</p> <p>▷ 熊野郡湊村の広沢喜太衛門ら、生魚・桑葉の共同販売会社共益社設立。 府産業組合史</p> <p>▷ 久世郡寺田村地方の甘藷作、鉄道開通により三河地方の甘藷に圧倒され畑数10町歩が水田に転換。 府庁文書 明29-33</p> <p>▷ 農商務省、綿糸製イワシ巾着網を全国に率先して丹後海沿岸漁村へ貸与。⁽⁶⁾ 府漁業の歴史・府誌 上</p> <p>▷ 熊野郡・竹野郡に水産業組合設立。 府漁業の歴史</p> <p>▷ 大日本水産伝習所の卒業生を巡回教師に採用し、沿岸の調査・指導を実施。 訓令85号、府誌 上</p>

参 考	日 本
<p>ば、愛宕郡2、紀伊郡1、宇治郡3、久世郡1、乙訓郡4、相楽郡1、南桑田郡3、船井郡4、何鹿郡6、天田郡4、加佐郡1、中郡1、竹野郡3、熊野郡3、管外在籍者1、計38名。</p> <p>(6) 丹後沿岸4郡、農商務省奨励のイワシ巾着網を同省より借用し、指導に同省技師丹羽平太郎を招く。以後丹後沿海にイワシ巾着網が普及するがイワシの来群少なく、また網目が魚群と合わないなど失敗に帰す。しかし麻糸のかわりに綿糸を網に用いる進歩はあった。</p>	

京	都	府
1・12 南桑農事研究会発足（南桑田郡農事講話生の組織）。 日出 1・16		4・13 市會議事堂において京拱農区畜産大会開催。 府農会報 48
1・28 天田郡長、府にサケ漁不振を理由に由良川筋鮎漁業仕切網の禁制を出願。 府庁文書 明28-83		4・15 加佐郡、町村学校資金積立を目的として学校樹栽林規約準則を制定。府庁文書 明29-19
1・一 熊野郡殖産信用組合設立。 ⁽¹⁾ 府農会報 47		5・1 郡是製糸(株)設立（綾部町、資本金9万8,000円、創立者波多野鶴吉）。 郡是60年史
1・一 熊野郡農会、林業奨励規程を定める。 同上		5・20 府水産巡回教師牛窪其三男、由良川口の鮎漁調査を府内務部に復命（のち府は鮎仕切網等を禁止）。 府庁文書 明28-83
1・一 船井郡摩気村立尋常小学校、記念植物林規程制定。 府農会報 48		5・一 府茶業組合連合会議所、緑茶製造改良のため、模範製茶場設置（伏見町・山科村・久津川村・木津町・綾部町の5カ所）。 府誌 上、日出 4・16
1・一 北桑田郡大堰川筋の葦原堰下流用水路50余町完成（明27施行。船井郡世木村の吉田伴之丞ら工費2千余円で着工）。 日出 2・25		5・一 熊野郡松江湾でカキの養殖試験開始（3カ月後には相当に成長し好成果をあげる）。 府漁業の歴史
2・3 府、何鹿郡の羽室嘉右衛門ら申請の製糸(株)を認可。 日出 2・5		6・24 害虫駆除予防施行規則(府令25号)、害虫予防駆除を制定（訓令58号）。 府農会報 78
2・3 府、中郡の荒田弥七郎ら申請の製糸(株)を認可。 同上		8・30 両丹地方水害（9・3～11 第2回の洪水）。 府勸業統計 明29
2・4 風間嘉平ら、府に京都農工銀行（資本金100万円）の設立を申請。 同上		9・18 府簡易農学校・府農会・農事試験場、葛野郡桂村に移転。 府農会報、府農会史、日出 6・13
2・13 園芸業永田弥吉ら、府に日本園芸(株)（資本金15万円）の設立を申請。 日出 2・14		9・一 廻り池増築工事着工（明30・4 民費4,800円で完成、貯水量は倍加65万㎡となる）。 廻り池沿革誌
2・14 加佐郡農会、有志会7名の提案により内実をはかるため技師の招聘・試験田の設置などを検討。 府農会報 47		10・16 加佐郡・由良村・神崎村漁民、鮎漁業および仕切網禁止につき府に嘆願。 府庁文書 明28-83
2・17 南桑田郡篠村の村民130人、共有林の下草伐採禁止に怒り村役場に押しかけ警官の説諭で解散。 日出 2・19		10・一 葛野郡朱雀野村西京に大藪製材工場創業（明42には馬力数45馬力、年間製材高30万円）。 府山林誌
2・19 第6回京都府製糸業集談会、船井郡須知村金剛寺において開催（新工女養成所設置・製糸業と工女賃金の関係利害などを討議 ～2・20）。 府農会報 46		12・一 府会、竹野郡の間人港を府費1/2補助港に決議。 府漁港の歴史
2・一 熊野郡久美浜町の永徳講、久美浜町新町信用組合に改組（信用組合の最初）。 府産業組合史		この年 ▷ 綴喜郡三山木村、同郡農会の補助を受けて秋蚕伝習所を開設。 日出 8・6
2・一 府農会、南桑田郡篠村煙草調査を発表。 ⁽²⁾ 府農会報 46		▷ 北桑田郡弓削村の梶谷寛二郎、この年から明42までスギ・ヒノキを35万本植栽し植林面積80町歩に上る。 府山林誌
3・13 中郡農会、共同貯蓄法を制定。 府農会報 48		▷ 熊野郡松江湾漁業組合、魚族保護のためナマコ曳網・カイ曳網を禁止し、ウナギ抄網は7分目以上を使用することを決める。同時にタイ釣餌料用のシャコ・エビ養殖のため2月に第1回の移植を試みる。 府漁業の歴史
3・一 乙訓郡羽束師村宇鴨川区、耕地整理事業着手 ⁽³⁾ （地主を中心として、39町歩に及ぶ畦畔農道の整備と耕地拡張を行なう。8月の大洪水で中断。明30竣工）。 府農会報 80、府誌 上		▷ 加佐郡、郡費をもってサケの孵化養殖事業を奨励。 府誌 上
4・2 府農会、農事試験場支場規程を制定。 府農会報 48		
4・9 市會議事堂において京拱農区大会開催（～4・11）。 同上		
4・12 市會議事堂において京拱農区蚕糸業大会開催（蚕種検査法成立を期して討議）。 同上		

参	考	日	本
(1) 組合は備荒貯蓄、資本融通、殖産興業、弊風矯正、節儉経済を目的とし、組合員は、凶荒予備・資本融通のためその基金として1口5銭を毎月現金又は相当の穀類・工作物をもって貯蓄する。		1・一	第3回全国農事大会において肥料取締法・農会法・排水法の制定、排水試験実施等の建議を行なうことを決議。
(2) 反当収穫高・200斤 収支計算（小作ノ場合）公費10円、肥料代15円、人夫賃12円60銭（1人1日12銭）支出合計37円60銭、葉煙草売上高40円、差引利益2円40銭。		3・25	害虫駆除予防法公布（耕作者に駆除予防を強制）。
(3) 関係地主間の契約書「用水ノ灌溉悪水ノ排除耕作ノ便利ヲ計ル為メ、今回本区内地主一同協議ノ上耕地ノ区画改正ヲ実行ス可キ項目ヲ左ノ通り決議ス。一、区画改正ニ付地主中ヨリ六名ノ委員ヲ選挙シ、施行ノ順序并ニ改正ニ要スル総テノ事ヲ一任スル事。一、改正ノ耕地ハ一筆之反別凡壹反五畝歩ヲ目的トスル事。 将来ノ希望・従来ノ小作宛米ハ不平均ニシテ其当ヲ失スル者甚多シ、蓋地主チ小作者トノ間ニ於テ随意ニ定メタルニ因ルモノニシテ売買譲与等ノ行ハル、毎ニ此ノ弊ヲ増シ、為メニ勤勉ノ小作人モ其所得米ハ反テ怠惰ノ小作人ニ劣ルアリ、是レ農事奨励上ノ一大妨害ニアラズヤ、将来耕地ノ等級毎ニ其宛米ヲ一定シ決シテ動サドラントス」		3・27	自家用酒税法公布。（濁酒取締りの基礎）。
		3・28	葉煙草専売法公布。
		4・1	輸入綿花・羊毛海関税免除法、貴・衆両院通過（これにより棉作・藍作・甘蔗作にわかに衰微）。
		4・20	日本勸業銀行法・農工銀行法・銀行合併法公布。
		4・27	民法1・2・3編公布（明31・7・16施行、地主と小作人との関係は債権関係とされ、小作人の地位はきわめて弱い。その他永小作関係、入会地利用関係も制限された範囲で慣行を容認する形となる）。
		6～7	農商務省農事試験場に東海・山陰・陸羽三支場増設。
		10・9	農商工高等会議を開催して、職工の取締り・保護等を諮問。
		この年	▷ 島根県川崎村に共同貯金目標の小作組合誕生（共済組合の先駆）。
			▷ 静岡県、林業巡回教師設置（明32新潟県、ついで京都・福島・熊本などの諸府県にも設置）。
			▷ 蜂須賀農場は直営方式を全廃して、小作制農場となる。
			▷ 鹿児島県知事加納久宣、県下に農事共同作業組合設置を勧奨。
			▷ 鹿児島県・宮崎県・愛知県、短冊苗代の実施を命令、このあと明37までの間に24県で同様の県令公布。法的根拠は同29の害虫駆除予防法であるといわれ、2県を除いてすべて罰則があり、強権が発動され、農民の反発もみられた。
			▷ 農商務省農事試験場において、豊凶考照試験始まる。
			▷ 白井光太郎、官報に「病稲防除調査」を発表（イモチ病の形態分類・耐病性品種栽培の勧奨などに及んでいる）。
			▷ 佐藤代吉・山田惟正「麦奴について」（『京都府農会報』49）によって、クロホ病菌の花器接種を報告。
			▷ 鈴木商店、初めて硫酸アンモニア5t輸入。
			▷ 久世郡富野庄村枇杷庄に枇杷庄部落農会設立（梨樹栽培研究と共同購入を事業とし、昭5現在組合員数43戸・耕作反別50町）。 府農会報 467

京	都	府
1・一 天田郡上豊富村奥榎原、部落金融機関金融社設立（江戸時代から帳前と称された金融組織を信用組合に類似させたもの）。府農会報 189		8・一 南桑田郡の地主・豪農ら8名、篠村銀行設立（のち園部銀行と合併して同銀行の支店となる）。篠村史
2・一 竹野郡郷村の松本修正ら、郷信用組合設立。府産業組合史		9・1 牛疫流行のため畜牛移転輸入の制限（8月末までに疫牛117頭）。府令78号、日出 9・4
3・9 府、堀五郎兵衛ら申請の山城養魚(株)を認可。日出 3・10		9・3 水産巡回教師牛窪其三男、府直轄事業として由良川のサケ人工孵化事業の開始を建言。府庁文書 明28-83
3・一 加佐郡舞鶴町において丹後水産品評会開催（沿岸4郡の開催で府水産品評会の初め。のち府の補助により京都府水産品評会となり毎年各郡で開催）。府誌 上		10・16 農商務省、府に官有山林原野のうち農業地および秣草・肥料採収に必要なものを報告させる。府庁文書 明30-56
3・一 加佐郡岡田下村久田美に、共有山林規程を設ける。府農会報 76		11・一 綴喜郡草内村の出島甚九郎、水稻の耐病性強く分けつの盛んな「曲玉穂」を選出。府農業発達史
4・1 上京区河原町二条に京都農業銀行(株)開業。日出 4・1		11・一 府簡易農学校の卒業生・教員ら、研農会を組織。日出 11・23
4・4 久世郡長池に梅村甚平らによる山城製糸会社開業。日出 4・6		12・11 愛宕郡静市野村延日の民有山林1反6畝歩を国土保安のため伐木停止林に編入。府令214号
4・18 西陣織物取締所において山城全国蚕業集談会開催。 ⁽¹⁾ 府農会報 60		12・11 民有林のうち伐木停止林に編入するのは間伐・下柴草刈取等すべて許可制となる。府令214号、府庁文書 明30-56
4・29 府、由良川筏検査費用として筏税額の1割を北桑田郡平屋・宮島両村に交付のため請求させる。訓令96号		12・19 紀伊郡深草村の小作農80余人、同村の尋常小学校に集合し、地主へ小作米の減額要求につき協議。日出 12・21
4・一 加佐郡舞鶴町において大日本水産会第6回水産品評会開催。府漁業の歴史		12・21 府会、内海知事に水産講習所設置を建議 ⁽⁴⁾ （明32・5・1宮津町柳縄手に設置）。府漁業の歴史
5・13 山田知事、米国の粗製茶輸入禁止条例発布にさいし不良製茶の輸出および粗製濫造を注意。告諭3号、府農会報 60		
5・23 熊野郡農会、海部村橋永において競犁会を開催。府農会報 62		
6・10 中郡五箇村立農業補習学校設立（府下実業補習学校の初め。明35中郡五箇村立農林学校となる）。府誌 上		
6・一 南桑田郡農会のこの年半年間の肥料の共同購入は総計9,200円37銭。 ⁽²⁾ 府農会報 62		
6・一 郡通信員嵯峨根時三、加佐郡農家の現況を発表。 ⁽³⁾ 府農会報 61		
7・16 府農会、農会法発布につき知事に建議。府農会報 62		
7・19 水産巡回教師牛窪其三男、府直轄事業として舞鶴湾の真珠養殖を建言。府庁文書 明28-83		
7・一 府農会第4代会頭に山田春三就任（～明31・4）。府農会史		
7・一 府、樹苗圃奨励金交付規程を制定。府誌 上		
8・一 府、従来の禁伐林を保安林に編入。府誌 上、府山林誌		

この年

- ▷ 乙訓郡羽束師村、耕地整理竣工（39町余の田区・道路橋梁の改正、明29・3着手、府下耕地整理の端緒）。府誌 上
- ▷ 神戸市兵庫住吉町の竹材輸出商長大社、海外需要の最も多く内地生産の少ない黒竹を乙訓郡新神足村金谷権兵衛から3反歩を470円で購入（元来土佐から移植した黒竹は以後一時的に新植さかんとなる）。府農会報 167
- ▷ 北桑田郡平屋村野添の磯部清吉、明42までスギ・ヒノキ80町歩を造林。府山林誌
- ▷ 府下にウンカ大発生。府誌 上
- ▷ 大徳寺隣地にはじめてリンゴを試作（以後、天田・与謝郡などで栽培）。同上
- ▷ 舞鶴軍港開設にともない与謝郡のゴボウ出荷さかん。同上
- ▷ 愛宕郡修学院村一乗寺の沢村常次郎ら、タマネギ栽培に着手。府農会報 183
- ▷ 竹野郡中浜漁業組合（漁港設置のため港湾地元負担金積立会を設け貯金事業を開始）。府漁港の歴史

参	考	日	本												
(1) 繭買入れについては、鑑別を明らかにして価格を定め、榊による売買を行ない、養蚕家と製糸家の直取引をし、繭選別を明らかにすること。府下の製糸家と西陣機業家との関係を見ると、府下製糸家は従来横浜売りを主眼とし、機業家はまた府下の製糸を使用しないためにその品質の如何を知り難く、そのため両者の関係は親密にならなかった。しかし将来製糸家は「地売」を主とするに努めると同時に、機業家も府下の生糸を使用することに努めること。		2・2 産業組合法案を第10議会へ政府提出（審議未了）。													
(2) 内訳	<table border="1"> <tr> <td>繭粕</td> <td>1,112俵</td> <td>7,442円</td> </tr> <tr> <td>胴繭</td> <td>264俵</td> <td>965円</td> </tr> <tr> <td>豆粕</td> <td>493個</td> <td>559円</td> </tr> <tr> <td>白子</td> <td>26俵</td> <td>232円</td> </tr> </table>	繭粕	1,112俵	7,442円	胴繭	264俵	965円	豆粕	493個	559円	白子	26俵	232円	3・2 足尾銅山鉍毒被害農民800余名上京し、請願運動を開始。	
繭粕	1,112俵	7,442円													
胴繭	264俵	965円													
豆粕	493個	559円													
白子	26俵	232円													
(3) 昨明29の暴風水災の復旧に追われ、最も貴重な肥料たる反当り18荷の柴草も刈入れることができず田植の時期が著しく遅延し、荒地開修工事・田植えとも労力不足となる。その原因は堤防・道路等一般修築復旧工事と、舞鶴軍港第1号工事開始等により労力の需要が一時に増大し、人夫の賃銀は水害前の男17～19銭、女11～12銭が、男35～40銭、女20～25銭に暴騰したことによる。副業としての養蚕業も見込みが立たず、零細農家の脱農村化、日雇人夫化する者が多いという。		3・22 水産講習所官制公布。													
(4) 「水産奨励ノ生産事業ニ必要ナル今更ラ嗚々ノ辯ヲ待タス、然ルニ府下水産業ノ状況ヲ視察スルニ他ノ生産事業タル蚕糸・茶其他重要物産ト對比シ其進歩発達ノ度相去ルコト同日ノ誠ニアラス、是レ主トシテ水産教育ノ欠点ニ帰セサル可ラス、是レニ因テ府下沿海中に水産講習所ヲ設置シ以テ漸々水産教育ノ普及ヲ企図セラレンコトヲ希望ス、閣下此意ヲ諒シ完全ナル設備ヲ立テ、翌三十二年度ノ郡部会ニ於テ予算ニ係ル議案ヲ発布セラレンコトヲ」		3・24 蚕種検査法公布（蚕種検査規則廃止）。													
		3・24 種牡馬検査法公布（初めての全国的な立法措置、民有牡馬について検査に合格したものでなければ種付けを禁止）。													
		3・30 砂防法公布。													
		3・一 水害地方地租特別処分法公布（以後明31、32、33と毎年臨時立法）。													
		4・1 土地区画改良地地価に関する法律公布。													
		4・2 遠洋漁業奨励法公布（大型漁船に奨励金を交付、明31・4・1施行）。													
		4・12 森林法公布（明31・1・1施行。公有林・社寺有林・私有林に対し必要なときは営林の方法を指定できる、森林開墾は知事の許可制、保安林の編入解除に関する規定、保安林の皆伐・開墾禁止、森林警察・森林刑法に関する規定などを含む）。													
		4・20 重要輸出品同業組合法公布（明31・3蚕糸業組合準則廃止、本法に包含、強制加入を規定）。													
		4・一 桑樹萎縮病調査所設立。													
		8・12 東京府農工銀行設立。													
		9・2 長野県下伊那郡飯田地方に米騒動。													
		10・1 金本位制実施。													
		12・14 地方森林会規則公布。													
		この年													
		▷ 全国的なウンカ（浮塵子）の大発生（稲作減収推算約600万石）により、農商務省農事試験場に昆虫部設置。													
		▷ 熊本県輸米検査規則を制定、このころから各県に産米検査規則定められる。													
		▷ 従来地方庁の管轄下におかれた官有林野はこの年末限り農商務省山林局直轄となる。													
		▷ 大阪府泉北郡向井村の大和川筋に、コルニッシュボイラー2台による揚水機場を設け、130町を灌漑。													
		▷ 福島県山野引戻期成同盟、青森県下北郡森林原野特別処分願同盟など結成。													
		▷ 新潟県佐渡郡羽茂本郷村金子宗藏、彎曲千歯扱きを考案して特許出願（32年許可）。													
		▷ 凶作・以後米の輸入国に転ずる。													
この年ごろ															
		▷ 中郡では金都持立犁が多く用いられる。日本農業発達史													
		▷ 愛宕郡田中村ではキウリ・ナスの促成栽培さかん。愛宕郡村誌													

京	都	府
1・一 府、魚付伐木停止林を保安林に編入。 府山林誌		8・一 京都市の杉本保彦、種苗販売所をひら き洋種そ菜花卉の種苗を輸入し、各地園芸家に配 付、『園芸新誌』を発行(明40・1 葛野郡太秦村大 字安井に移転し京都農園と改称、温室を設置)。 府農会報 220
2・1 京都米穀取引所、4月末までの受渡し に朝鮮米・外国米を代用。 日出 2・2		8・一 『京都府農会報告』、この月第73号から 『京都府農会報』と誌名変更。 府農会報 73
2・5 相楽郡祝園村英進会設立(青年夜学会)。 府農会報 203		9・5 京都米穀商組合役員会、市内白米商の 不正米の告発を決定(支那米を混合して日本米と 称し販売する小売商あるため)。 日出 9・7
2・一 船井郡和知村に掛け牛組合設立(最初 の家畜共済組合)。		9・21 市会議事堂で郡農会長会を開催(米穀 の調整を厳にし本府産米の価値をたかめる方法を 講ずること、家畜奨励を府に建議、牛馬耕の利害 研究を府農会に委託する決議)。 府農会報 76
3・5 第2回府農会農産品評会を御苑内博覧 会場で開催。 日本農業発達史		9・一 南桑田郡宮前村第一部神前信用組合設 立。 府産業組合史
3・一 船井郡三ノ宮村信用組合設立。 府農会報 108		9・一 南桑田郡蚕桑会社設立(亀岡町河原、 資本金3万円、培桑事業)。 府治概要 7
4・1 府立簡易農学校は京都府農学校と改称 (明34・9・25 府立農学校と改称) 3・30 京都府農 学校規則制定。 ⁽¹⁾ 府令36号、府誌 上		9・一 大日本水産会第7回水産品評会を宮津 町で開催)。 府誌 上
4・10 加佐郡農会、町村農会稲作模範田設置 規程を設定。 府農会報 73		10・8 熊野郡、備荒目的の共同貯蓄積立法を 定める。 府農会報 76
4・12 京都市、全国漆器漆生産府県連合共進 会を開催(～6・10)。 府農会報 61		10・13 京都府蚕糸同業組合連合会設立。 府農業発達史
4・一 天田郡に牛の炭疽病流行。 告示167号		11・4 与謝郡筒川村、山林保護の目的により 区有山林の15カ年間の松樹伐採を禁止。 府農会報 76
5・3 京都魚問屋組合設立。 京都魚市場の沿革		11・22 河川漁業取締規則改正。 府令79号
5・20 蚕種検査法実施手続(明31・3 告示) により府庁内ほか7カ所に臨時蚕種検査所開設。 告示172号		11・26 農商務大臣、京都府水産講習所設立を 認可。 府水産講習所報告
6・17 山林火入取締規則を山野火入取締規則 と改称。 府令51号		12・5 天田郡農会、農閑期中、麦稈真田紐製 造所設置をきめる。 府農会報 78
6・17 森林の開墾出願は所轄郡役所を経由す ることを達す。 告示215号		12・8 京都商業会議所臨時総会、貴衆両院に 地租増徴反対の請願書提出を決議、12・14 憲政本 党京都支部も同様決議、非地租増徴同盟会をつく る。 日出 12・2、10、16
6・20 府農会、京都府農学校内に麦稈真田紐 製造伝習所を開設。 ⁽²⁾ 府農会報 70		12・19 海面漁業取締規則改正、クロダイ・真 珠貝などの漁獲期間等を定める。明24府令50号廢 止)。 府令85号
7・一 南桑田郡農会、肥料の共同購入規則を 定める(肥料の購入期は毎年12～4月の5カ月間)。 府農会報 73		12・一 府農学校教諭国重昇、府農会報に「畜 産ニ就テ」を発表。 ⁽³⁾ 府農会報 77
7・一 府蚕糸業取締所、宮津から上京区二条 通麩屋町に移転。 日出 7・4		12・一 祇園新地乙部の高田清七、陶器回転ロ クロを改良して生牛乳を乾燥し牛乳の粉末化に成 功。 府農会報 90
7・一 大堰川嵐山附近の漁民、府に同地禁漁 場の解放を請願。 日出 7・19		12・一 府会、舞鶴港・宮津港・岩滝港・浅茂 川港・久美浜港・夕日港を府費支弁港・補助港に 決議。 府漁港の歴史
7・一 府農会第5代会頭に青木盤雄就任(～ 明36・3、同33農会法により会長と改める)。 府農会史		12・一 京都地方森林会、整理規則を制定。 府山林誌
8・8 乙訓郡長荒居源太郎、郡内各社寺に防 水と景観を目的とする公孫樹の栽植を奨励。 府農会報		
8・上 乙訓郡向日町上植野の小島政次郎ら、 勸農社設立。 日出 8・10		
8・下 久世郡淀町下津に淀牛羊(資)設立。 日出 9・2		

参	考	日	本
(1)	修業年限3年、巡回教授制度を設け分教場を 農事講習所とする。主要学科は第1学年は算術・ 作物論等、第2学年は肥料学・園芸学等、第3学 年は畜産学・農業経済等、入学資格は14歳以上。 31年中分教場農事講習所開設は6カ所(6・14府 告示208号)。	1・1 葉タバコ専売法施行(明29・3・28公布)。 2・一 耕地区画改良期成同盟結成。 4・1 蚕種検査法施行。 4・1 米穀県営検査を目的として近江米同業 組合設立(事務所大津市、同年設立の防長米同業 組合とともに、自主的検査の初め)。 4・一 岐阜県内務部に林務を専管する第六課 創設、以後各県もこれにならう。	
(2)	修業期間6カ月、定員34名とし、教師は備中 笠置伝習所卒業生の坂井某を招いて伝習させたが、 応募者は定員に満たず20名をもって開所、伝習生 は葛野・加佐両郡出身者にかぎる。棉作の衰退に 代るものとして奨励されたが、ひとつの試みとし て終わった。	5・18 大審院、官有地上の入会秣場権を認め る。以後農商務省も下戻しの途を開くにいたる。 6・一 山林局内に林野官民有区分調査会設置、 下戻し要求事件の調査にあたる。 10・一 官有林における放牧慣行を林業上支障 のない個所に限り許容することとする。 12・31 日清戦後経営費用充当のための増税と して地価修正・地租増徴に関する規定を公布。 12・一 酒造税法改正。 この年 ▷ 農商務省は農事改良の訓令を發し、排水・ 2毛作増加・米作反収増その他を求める。 ▷ 青森県に病虫害大発生し、リンゴ園経営に 破綻するもの生じる。 ▷ 次年にかけて山口県吉敷郡小鯖村伊藤音一 が都種より「穀良郡」を選出。 ▷ 高田久四郎が稲の自花授粉を確認し、除雄 して人工授粉を行なう。	
(3)	農家副業として在来の丹波・丹後の産牛事業 を振興し、そのため府下を二分して産生地と育生 地とする。産生地における機関として産牛組合、 産牛奨励の会合、種牛の適正配置など、育生地に おいても組合組織が必要である、と説く。		

京 都 府	
<p>この年</p> <p>▷ 北桑田郡農会、殖牛取締規約を定める。⁽⁶⁾ 府農会報 76</p> <p>▷ 何鹿郡農会、この年の共同購入事業として、農具は太一除草器を200個依託製造し、稲扱きは鳥取県倉吉から計100円をそれぞれ共同購入。 府農会報 83</p> <p>▷ 府農会、耕地整理・田区改正のための技術員を養成。 府農会史</p> <p>▷ 竹野郡浅茂川村浅茂川部落、農商務省の奨励でイワシ巾着網漁を研究したが成果あがらず。 府漁業の歴史</p> <p>▷ 与謝郡栗田村協部落では宮津の漁師町からサヨリ曳網を購入したが失敗。 同上</p> <p>▷ 加佐郡吉原の釣漁業、愛知県一色町の製鈎を使用し、大いに進歩する。 同上</p> <p>▷ 与謝郡伊根村の捕鯨課税率1/20から72/1000へ増額(捕鯨頭数は幕末以来減少し、その漁法は旧来のまま)。 同上</p> <p>▷ 蚕糸同業組合発起人認可 船井、天田、何鹿、与謝、中各郡 2・18 告示75号</p> <p>南桑田、加佐、竹野各郡 2・24 告示82号</p> <p>熊野郡 2・25 告示85号</p> <p>北桑田郡 3・2 告示90号</p>	

参 考					日 本
産業組合法発布以前の組合					
名 称	所在地	設 立	代 表 者	組 合 員 数	
修 齊 社	相 加 桑 郡 茂 村	明 治 20・4	岡 本 耕 一	78	
永 栄 講	葛 野 郡 川 岡 村	同 25・5	塩 田 久 右 衛 門	80	
丹 後 共 同 社	加 佐 郡 河 守 町	同 26・5	—	—	
川 岡 村 ゴ ー ル デ ン 麦 作 人 組 合	葛 野 郡 川 岡 村	同 29・2	塩 田 久 右 衛 門	191	
久 美 浜 新 町 信 用 組 合	熊 野 郡 久 美 浜 町	同 29・3	米 田 徳 松	—	
共 益 社	熊 野 郡 湊 村	同 29・?	広 沢 喜 太 衛 門		
宮 林 兩 組 貯 蓄 組 合	船 井 郡 世 木 村	同 30・1	湯 浅 徳 三 郎	100	
郷 信 用 組 合	竹 野 郡 郷 村	同 30・2	松 本 修 三	93	
三ノ宮信 用 組 合	船 井 郡 三ノ宮 村	同 31・4	山 内 成 太 郎	?	
宮 前 村 第 一 部 神 前 信 用 組 合	南 桑 田 郡 宮 前 村	同 31・9	森 豊 次 郎	120	
宮 津 信 用 組 合	与 謝 郡 宮 津 町	同 32・4	田 中 喜 一 郎	28	
<p>注 このほか単なる貯蓄組合は明32未現在約50、組合員数1,000人であった。 資料 府産業組合史</p>					

京	都	府
2・6 京都府水産講習所規則制定。 府令14号		8・10 農事講習所（府農学校分教場）開所式（竹野郡深田村）。 日出 8・15
2・一 南桑田郡吉川村の西田莊兵衛、本梅村に丹波寒天(株)を設立。 府議会歴代議員録		8・28 農商務統計報告規程改定（区町村単位に農工商業にかんする事項を収集調査し、郡市役所を経て府に報告させる）。 訓令166号
3・1 熊野郡農会、林業奨励規程を改正。 府農会報 82		9・1 牛馬宿及家畜市場取締規則制定（免許鑑札制となる。牛馬宿とは牛馬羊豚の一時的り業）。 府令85号
3・11 紀伊郡農事研究会、ウド・草花の栽培法・果樹の害虫駆除法・肥料の共同購入法などを検討。 同上		9・1 京都蚕業講習所事務所を葛野郡衣笠村に移転。 告示294号
3・16 蚕種検査法実施手続（明31・3）改定。 告示83号		9・6 近畿地方農事試験場長会議、府農会事務所で開催し農家経済取調要項草案を議す。 府農会報 86
3・23 府下各郡に田区改正事業推進のための模範的田区改正20町歩を府農会に補助金を下付して奨励。 訓令61号		9・7 府農会農事大集談会を園部町公会堂で開催。 府農会史
3・30 葛野郡嵯峨村大堰川筋一の堰より嵐山大悲閣間は釣漁を除き漁網漁具使用を禁止。 府令46号		9・18 何鹿郡農会、産米の俵装改良法を講ずるため郡内米穀商を集めて諮問会を開催。 日出 9・19
3・30 農商務省立京都蚕業講習所を葛野郡衣笠村に創設。 勅令89号		10・1 府農会、耕地整理模範場を各郡に設置することを企画し、石川県石川郡二塚村北田三右衛門を招聘してこの日熊野郡より着手。 府農会報 88
3・一 筏税改正。 府山林誌		10・2 与謝郡農会、府中村はじめ11カ村に林業奨励のための巡回講話を実施（～10・12）。 同上
3・一 京都府農工銀行、不動産鑑定規則を定め事務所を上京区区町押小路におく。 日出 3・18、20		10・6 山野火入取締規則を原野取締規則と改める。 府令105号
4・3 宮津信用組合設立（明34・5・17保証責任宮津信用組合となる）。 府産業組合史		11・9 久世郡会議員小森喜十郎、巨椋池公有水面干拓後の土地払い下げを郡参事会に建議。 久世郡会誌
4・一 府農会、府の補助金をもって耕地整理設計事業を開始。 ⁽¹⁾ 府農会史		12・一 大日本畜産会京都支部、種牝牛改良の目的でドイツヘンメンタール種牛2頭（運賃とも計3,000円）を発注。 府農会報 90、91
5・1 京都府水産講習所を宮津町柳繩手に開設（本科・研究科・別科をおき、国費の補助を受け漁撈・製造・養殖の3学科に分ける）。 告示100号、府誌		12・一 京都蚕糸商同業組合、生糸目方改所を設置。 日出 12・9
5・一 与謝郡伊根村、内海知事に落網撤去と魚道確保を請願（すでに養老村と日置村から郡水産業組合へ落網定設使用願が提出されたことにたいするもの）。 府漁業の歴史		この年 ▷ 蚕業研究のための簡易蚕業学会を中郡三重村に設立。 府農会報 88
6・19 府農会幹事会、府内務部長の照会「府農会農事試験場を地方税直轄事業に移し国庫補助を受けるか現在のまゝ継続するか」に対して、地方税直轄事業とすること、府農会と気脈を通ずる必要から府農会と同一地に設置することを評決。 府農会報 85		▷ 茶業組合連合会議所、製茶試験場を紀伊郡堀内村に設置(水力応用の機械を試験)。府茶業史
6・21 京都府水産講習所、この日から45日間丹後沿海においてはじめてフカ延縄試験を行なう。 府水産講習所報告		▷ 与謝郡農会、府中村のネギ栽培を調査。 府農会報 91
7・9 南桑田郡農会、農事試験場を設置。 府農会報 85		▷ 南桑田郡馬路村特産の百合栽培に病菌被害まん延。 ⁽²⁾ 府農会報 134
7・一 与謝郡水産業組合、養老村長江部落などに計5統の落網布設を認可。 府漁業の歴史		▷ 南桑田郡大井村字土田の小作人、連年の凶作に堪えず地主に小作米の減額を要求、この時小作人の勤儉貯蓄組織として農守会を結成。 府農会報 189
8・1 府立農学校規則一部改正。 告示271号		▷ 竹野郡郷村青年協和会結成。 ⁽³⁾ 府農会報 201

参	考	日	本
(1) 府下の初期耕地整理		2・7 実業学校令公布され、農業学校規程制定される。以後簡易農学校は農学校とよばれる。	
① 明30年	乙訓郡羽東師村実施（39町歩）府下のはじめ	2・13 改正所得税法公布（日清戦後第2次増税の一環）。	
明32年	竹野郡溝谷村他3カ所施行	3・22 北海道拓植銀行法公布。	
明33～39年度	12カ所施行	3・22 耕地整理法公布（地区内土地所有者の2/3以上の同意で交換分合、区画整理を行なう。明33・1・15施行）。	
明37年	耕地整理補助規則	3・22 国有林野法公布（国有林の直接管理の方法、委託制度、部分林制度について規定。7・1施行）。	
明39～40年度	基本調査 23,956町歩 部分調査 2,056町歩	3・22 森林資金特別会計法公布（不要国有林野を民間に払い下げ、その代金を積み立てて、国有林事業を改良整理するための特別会計設置）。	
明41年度	調査 3,900町歩 (うち着手240町歩、竣工を合すれば560町歩)	4・6 肥料取締法公布（偽和物の取締り、化学肥料の成分保証と検査など）。	
② 明33・1法施行から39年6月までの間において東北地方は進捗畿内以西は小規模。	宮城県 144カ所 12,000町歩 福島県 119カ所 5,400町歩 新潟、岩手、茨城、千葉県 2,700～3,500町歩 福岡県 1,400町歩 兵庫県 442町歩 京都府 277町歩 滋賀県 104町歩 大阪府 101町歩	4・17 国有土地森林原野下戻法公布（官有に編入された土地について所有または分収の事実を証明しうるものは下戻しの申請をすることができることを定める）。	
③ 旧法（明38の改正法以前）による府下耕地整理状況は明34の参考欄参照のこと。	資料 日出 明42・1～2、「府下勸業一斑」(3)～(6)	4・一 全国農事諸会、全国実業会から分離し従来の全国農事諸会中央本部を全国農事会本部と改称。	
(2) それまでの栽培反別30町歩余・収益44円余が、以後11町2反歩余・収益550円余に減退、百合の栽培は古来からさかんで、間作の小豆（これも「馬路小豆」として商品価値が高い）とともに農家の主要な副業であった。		4・一 福井県立小浜水産学校設立。	
(3) これより先、明24・2有志13名により青年会が組織され共同貯蓄を開始、当時は「郷の村にて賭博を打たない者は寺の和尚さんか石地藏か」と言われるほどであった。明27さらに93名によって郷信用興産組合が組織され、貯金により生産の復興をはかる。		6・9 農会法公布（農商務大臣が補助金を農会に交付しうることを定める。明33・4施行）。	
▷ 与謝郡本庄浜部落、竹野郡下宇川からイワシ巾着網を購入し部落共同事業として好成果。 府漁業の歴史		6・一 府県農事試験場国庫補助法公布。	
▷ 桂川筋、加茂川筋川中置洲場所（流作地）に茶桑等植付のため洪水のとき水流のさまたげとなる。（明6流作地は一作限りのほか立木植付は禁止）。	日出 9・8	7・17 通商条約改正実施によって、輸入アイの関税は改正前の10倍となる。	
		10・一 福井県、磯野製作所では抱持立犁を土台として大間押犁・新石押犁という短床犁を考案。 この年 ▷ この年創立の日本遠洋漁業（株）は、ノルウェー式捕鯨方法によって事業を始める。	

京	都	府
<p>1・26 綴喜郡美豆村地内用悪水路閘門・戸堰事業に關し普通水利組合を設置。 告示21号</p> <p>1・31 久世郡宇治町宇治川筋宇治橋から塔川まで釣魚のほか禁止。 府令11号</p> <p>2・2 漁業組合準則（明19・5）に基づき組合設置地区内に居住して漁業を営む者は、その地区内の漁業組合に加入を強制、罰則あり。 府令13号</p> <p>2・一 加佐郡東大浦村野原の森下岩吉、越中網を改良して落網を完成し布設（これより丹後沿岸・福井県沿岸に普及）。 府漁業の歴史</p> <p>3・8 久世郡長伴時彦、巨椋池干拓後の部分埋立地を郡有基本財産にすることを知事に要望。 久世郡会誌</p> <p>3・13 与謝郡城東村の麦稈真田紐伝習所開業。 日出 3・23</p> <p>3・16 府、漆樹の栽培を奨励。 訓令23号</p> <p>3・30 害虫駆除予防の励行と幅4尺以内の短冊型苗代を奨励。 訓令43号</p> <p>4・1 京都府農事試験場を葛野郡桂村に設置（府農会中央試験場を府に移管。府県試験場国庫補助法により5年間1,000円ずつ交付）。 告示91号、府水産講習所報告</p> <p>4・1 紀伊・宇治・久世・葛野4郡茶業生産家、紀伊郡六地藏大善寺において組織化を検討。 日出 4・5・府農会報 94</p> <p>4・7 森林法実施手続を定める。 府令39号</p> <p>4・18 丹後沿岸4郡の水産業組合主催による第1回京都府水産品評会を竹野郡間人村で開催。 日出 4・14</p> <p>5・3 府農会評議員会、京都帝国大学に農科設置を請願することにきめる。 日出 5・4</p> <p>5・5 第5回京摂区実業大会を大阪において開催。 日出 5・6、8</p> <p>6・19 葛野郡桂村鯉孵化場、各郡へ稲田放飼試験用に7万8千尾余を配布。 府農会報 96</p> <p>6・29 加佐郡農会、農具・種苗・肥料の共同購入規程をきめる。 同上</p> <p>7・27 府、産牛組合の組織を勧奨。 訓令95号、府農会報 97</p> <p>8・3 淀川流域内山林作業取締規則を制定。 府令71号</p> <p>8・18 郡農会長会、俵米の俵装改良については保留し1年間延期。 府農会報 98</p> <p>8・19 与謝郡農会技手打合会、改良苗代普及・2毛作奨励・模範厩舎設置・牛畜繁殖奨励・太一車 of 利害などにつき討議。 同上</p> <p>8・20 牛乳営業取締規則施行細則を制定。 府令75号</p>	<p>8・一 与謝郡伊根村・養老村の落網紛争着着。伊根村・養老村両村漁業区域における紛擾は明28以来6カ年にわたる。この原因は養老村字波見崎から伊根村字亀島までの区域に養老村漁民が落網を使用したため。府、調停に入り8月着着（この年また養老村里波見・長江の反則により両村の紛争長期化）。 日出 8・26</p> <p>9・2 南桑田郡馬堀部落に封鎖的な部落団体たる馬堀同志会設立。 篠村史</p> <p>10・一 北桑田郡農会、2毛作を奨励。 府農会報 100</p> <p>12・20 府郡部会、舞鶴港・宮津港の港湾調査を建議。 府漁港の歴史</p> <p>12・一 愛宕郡田中村に山羊の流行性齧口瘡発生し飼養者に警戒をうながす。この月牛に大流行。 告諭7号、告示335号</p> <p>この年</p> <p>▷ 城和灌漑用水事業期成同盟会、久世郡・綴喜郡・相楽郡および大和3郡にかかる琵琶湖を水源とする延長18里余の用水路起工を計画。 府農会報 97</p> <p>▷ 府農事試験場、害虫の飼育研究を開始。 府誌上</p> <p>▷ 何鹿郡綾部町の岩崎庄七、牛馬けん引による稲株切機を考案、特許を得て製造発売（1時間当たり1反歩の耕耘をする）。 府農会報 101・日出 11・6</p> <p>▷ 加佐郡農会、蔬菜供給の必要により郡内3カ所に蔬菜の試作を開始。 府農会報 108</p> <p>▷ 相楽郡瓶原村、府農試よりネーブル柑接木移植する（明38ごろの本村産柑橘は主として伊賀地方に、一部は滋賀県大津に販売される）。 府農会報 166</p> <p>▷ 紀伊郡東九条村、特産物水藍作の不振により福井県老農の言を入れて同県より藺草苗をとりよせ、試験田を設置し藺の試作を開始。 府農会報 123</p> <p>この年ころ</p> <p>▷ 竹野郡下宇川村袖志部落、与謝郡伊根村より飛魚刺網を習う。 府漁業の歴史</p> <p>▷ 綴喜郡ではカラスキが用いられる。 日本農業発達史 2</p>	

参	考	日	本																																																																																						
<p>(1) 産業組合設立状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組 合 名</th> <th>設 立</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都第一生産購買販売</td> <td>明治 34・2</td> <td>上京区今出川通大宮西入</td> </tr> <tr> <td>上 狛 信 用</td> <td>34・3</td> <td>相楽郡上狛村</td> </tr> <tr> <td>下夜久野信用</td> <td>34・4</td> <td>天田郡下夜久野村</td> </tr> <tr> <td>三ノ宮信用</td> <td>34・5</td> <td>船井郡三ノ宮</td> </tr> <tr> <td>神前信購販利</td> <td>34・5</td> <td>南桑田郡宮前村</td> </tr> <tr> <td>宮津信用</td> <td>34・5</td> <td>与謝郡宮津町</td> </tr> <tr> <td>鳥取購買</td> <td>34・6</td> <td>竹野郡鳥取村</td> </tr> <tr> <td>丹後繭糸蚕種生産販売</td> <td>34・8</td> <td>与謝郡筒川村</td> </tr> <tr> <td>筒川繭糸販売</td> <td>34・8</td> <td>与謝郡筒川村</td> </tr> <tr> <td>西陣錦成会信用</td> <td>34・10</td> <td>上京区東堀川通今出川南入</td> </tr> <tr> <td>吉野購買</td> <td>34・11</td> <td>竹野郡吉野村</td> </tr> <tr> <td>丹後製種販売</td> <td>35・8</td> <td>中郡三重村</td> </tr> <tr> <td>日ヶ谷購買販売</td> <td>35・12</td> <td>与謝郡日ヶ谷村</td> </tr> </tbody> </table> <p>組織別組合数累年比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>全 国 組 合 数</th> <th>京 都 府 組 合 総 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明 34</td> <td>—</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>—</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>870</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>38</td> <td>1,671</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>43</td> <td>7,308</td> <td>163</td> </tr> <tr> <td>大 4</td> <td>11,509</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>13,442</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>14,517</td> <td>283</td> </tr> <tr> <td>昭 8</td> <td>14,651</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>14,815</td> <td>309</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>15,028</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>—</td> <td>309</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>—</td> <td>293</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>—</td> <td>303</td> </tr> </tbody> </table>		組 合 名	設 立	所 在 地	京都第一生産購買販売	明治 34・2	上京区今出川通大宮西入	上 狛 信 用	34・3	相楽郡上狛村	下夜久野信用	34・4	天田郡下夜久野村	三ノ宮信用	34・5	船井郡三ノ宮	神前信購販利	34・5	南桑田郡宮前村	宮津信用	34・5	与謝郡宮津町	鳥取購買	34・6	竹野郡鳥取村	丹後繭糸蚕種生産販売	34・8	与謝郡筒川村	筒川繭糸販売	34・8	与謝郡筒川村	西陣錦成会信用	34・10	上京区東堀川通今出川南入	吉野購買	34・11	竹野郡吉野村	丹後製種販売	35・8	中郡三重村	日ヶ谷購買販売	35・12	与謝郡日ヶ谷村	区 分	全 国 組 合 数	京 都 府 組 合 総 数	明 34	—	10	35	—	10	36	870	16	38	1,671	27	43	7,308	163	大 4	11,509	223	9	13,442	262	14	14,517	283	昭 8	14,651	306	9	14,815	309	10	15,028	310	11	—	309	12	—	293	13	—	303	<p>3・7 産業組合法公布⁽¹⁾（信用組合・販売組合・購買組合・生産組合の4種、7人以上で地方長官の許可によって設立。9・1施行）。</p> <p>3・7 土地収用法公布。</p> <p>3・7 重要物産同業組合法公布（4・1施行）。</p> <p>3・10 熊本県鹿本郡山鹿町大津末次郎は肥後㊦犁の特許出願（明35・4・12許可）。</p> <p>4・一 全国農事会は農会法実施に伴い、系統農会の中央組織となるとともに『中央農事報』を発行。</p> <p>7・1 産牛馬組合法施行されて、種牛馬の飼養・繁殖・種付け、種牛馬検査、産駒のせり市設置、品評会・共進会・講習講話会の開催などを任務として牛馬生産者は強制加入の制度をとっている。</p> <p>この年</p> <p>▷ 屯田兵の募集停止。</p> <p>▷ 山林局試験場目黒に移転し、林業試験苗圃と改称（明38林業試験所）。</p> <p>▷ 農商務省、オオムギのゴールデンメロンおよびケーブを輸入して1道3府43県の個人9,670件、官衙役場139件に配布して試作させ、好成績。</p> <p>▷ 神谷伝兵衛ら日本酒精(株)を設立し、トウモロコシ等を原料としてアルコール醸造を開始。</p>
組 合 名	設 立	所 在 地																																																																																							
京都第一生産購買販売	明治 34・2	上京区今出川通大宮西入																																																																																							
上 狛 信 用	34・3	相楽郡上狛村																																																																																							
下夜久野信用	34・4	天田郡下夜久野村																																																																																							
三ノ宮信用	34・5	船井郡三ノ宮																																																																																							
神前信購販利	34・5	南桑田郡宮前村																																																																																							
宮津信用	34・5	与謝郡宮津町																																																																																							
鳥取購買	34・6	竹野郡鳥取村																																																																																							
丹後繭糸蚕種生産販売	34・8	与謝郡筒川村																																																																																							
筒川繭糸販売	34・8	与謝郡筒川村																																																																																							
西陣錦成会信用	34・10	上京区東堀川通今出川南入																																																																																							
吉野購買	34・11	竹野郡吉野村																																																																																							
丹後製種販売	35・8	中郡三重村																																																																																							
日ヶ谷購買販売	35・12	与謝郡日ヶ谷村																																																																																							
区 分	全 国 組 合 数	京 都 府 組 合 総 数																																																																																							
明 34	—	10																																																																																							
35	—	10																																																																																							
36	870	16																																																																																							
38	1,671	27																																																																																							
43	7,308	163																																																																																							
大 4	11,509	223																																																																																							
9	13,442	262																																																																																							
14	14,517	283																																																																																							
昭 8	14,651	306																																																																																							
9	14,815	309																																																																																							
10	15,028	310																																																																																							
11	—	309																																																																																							
12	—	293																																																																																							
13	—	303																																																																																							
<p>注 法発布前組合は明31の参考欄</p> <p>資料 府産業組合史（昭19）</p>																																																																																									

京	都	府
1・9 第1回綴喜郡柑橘品評会開催(明33郡内耕作戸数422戸、反別183町歩、収穫高3万円)。府農会報 102,104		10・1 第1回京摂府県連合家畜共進会を岡崎博覧会館横で開催(大阪・奈良・兵庫・京都から210頭の牛馬豚羊を出品、府の出品牛95頭。～10・7)。府農会報 112
2・20 京都第一生産購買販売組合設立許可(産業組合法による府下の最初)。府産業組合史		10・1 舞鶴鎮守府開庁(初代司令長官東郷平八郎、舞鶴の市場力たかまり、近郊蔬菜、魚介類の需用量増。大10に軍港から要港に縮少)。府漁業の歴史
2・23 府会、京都生糸検査所の設置を内務大臣に建議。日出 2・24		10・10 紀伊郡東九条村蘭草 ^{いぐさ} 作人組合設立。府農会報 114
3・26 相楽郡上粕信用組合設立許可(郡部信用組合の最初)。府産業組合史		この年
3・一 府立農学校、ビール醸造の実習を開始し葛野郡川岡村のビール麦耕作者に見学させる。日出 3・3、府農会報 105		▷ 熊野郡海部 ^{ほんで} 村品田の岡田忠蔵、競進社支部養蚕伝習所を創立。熊野郡誌
3・一 筏税改正。府山林誌		▷ 北桑田郡農会、種牡牛取締規程を制定。府農会報 110
4・11 相楽郡立農学校創立(乙種程度、木津町の郡会議事堂内に設置され、5月郡立農林学校と改称)。相楽郡誌		▷ 何鹿郡、郡内町村有林・供用林苗木の供給を目的に樹苗圃設置規則を制定。府山林誌
4・20 郡農会長会、京都府の諮問案「地主をして農事の改良に尽力せしむる方法如何」に対して農業思想の喚起・子弟の農業教育の普及などを答申。 ⁽¹⁾ 府農会報 106		▷ 乙訓郡農会、関東以西各地から有名品種46点を集めて水稲種類試験を行なう。府農会報 119
4・一 府、去勢奨励金下付規程を制定(生後3カ月以上1年未満の犢牛を去勢する者に奨励金を交付、実効は少なかった)。府誌 上		▷ 大阪葉煙草専売支局、府下の葉煙草耕作に関して規定(産地を船井郡上和知村など20カ町村に指定し、移植から乾燥・結束までを規定)。府農会報 109
4・一 第2回京都府水産品評会を熊野郡湊村で開催。府漁業の歴史		▷ 紀伊郡東九条村の蘭草試作、14名の試作者を得て1町6反7畝に4,069貫を収穫、純益反当17円60銭。府農会報 124
4・一 府農会、各郡に農事統計調査員を配置。府農会史		▷ 府水産講習所、オイルサージン・トド味付罐詰・コノシロ燻製・イワシ燻製・岩ノリなどを試製・指導講習。府漁業の歴史
4・一 何鹿郡中筋谷谷尻実行会設立(昭5現在組合員数30戸、耕作反別15町2反、産米改良・米麦増収・共同販売・共同購入を事業とする)。府農会報 467		▷ 与謝郡水産業組合、三重・静岡両県からウナギ苗を与謝内海に移植し好成績をあげる。府誌 上
5・2 南桑田郡宮前村に神前信用組合設立、船井郡三ノ宮村に三ノ宮信用組合設立。船井郡誌、府農会報 175		この年ごろ
5・3 害虫駆除予防の励行を達す。告諭3号		▷ 与謝郡養老村大島の島崎福蔵、ジャッキ螺旋2個連続曲尺型かまどを考案してイワシ搾粕製造の機械化に努める。府漁業の歴史
5・一 府農会報、改良型 ^{いねこぎ} 彎形稲扱を紹介(在来の平面稲扱に代って高知県などで普及)。府農会報 106		
6・30 乙訓郡、大雨被害(浸水反別567町歩余、被害反別107町歩)のため残苗・予備苗を配布し苗不足の地には直播株分けなどを実行させる。府農会報 110		
8・21 綴喜郡梨果品評会を有智郷村字内里に開く(郷内の梨生産は有智郷村の22町7反歩・3万4千貫、都々城村の20町歩・4万2,500貫など。～8・25)。府農会報 112		
8・一 茶業組合連合会議所、販路拡張のため綴喜郡の森本秀次郎を米国に派遣。府誌 上		

参	考	日	本
(1) 諮問案件一、「地主をして農事の改良に尽力せしむる方法如何」に対する答申、「本問題に対する方法の如何にありては之れを審査審察すれば必ず種多の計策あるべし、今其中に於て適切の方法を摘挙すれば則ち左の如し。一、道徳を重んじ地主、小作人の関係を恰かも父子兄弟の如く親睦ならしむること。二、地主の子弟にして特殊の目的なきものゝ外は可成農業学校へ入学せしむる様勧誘すること。三、農談会其他農事上会合の時は必ず地主を出席せしめ農業思想を喚起せしむること。四、私費若くは公費を以て試験場・耕地整理等を広く視察せしむること。五、農事試験成績を知得し自ら之れが実行を期せしむること。六、郡町村農会に於て小作米品評会を開き其恩沢に与からしむること。七、地主をして時々田圃の巡検をなさしむること。」		1・22 台湾製糖(株)設立。 3・30 北清事変対処のための増税措置として酒造税法改正(税率引上げ・罰則強化)、酒精及酒精含有飲料税法、麦酒税、砂糖消費税法各公布(10・1施行)。 3・一 長野県松山原造は松山式双用梨の特許出願。 4・13 漁業法公布(沿岸漁業に関し、旧来の慣行に基づいて4種の漁業権を設定。明35・7・1施行)。 4・13 畜牛結核予防法公布。 4・一 水害地地租免除法公布。 7・一 波多腰喜代松・同琢次は双用犁を考案して特許出願(明35・2許可)。 7・一 大日本農会付属東京農学校は同会設立東京高等農学校と改称。 8・20 定期米暴騰し、馬関米穀取引所売買停止(8・27までに売買停止の取引所20に達する)。 12・10 田中正造、足尾鉍毒事件につき直訴。	
(2) 耕地整理施行地区(旧法によるもの)		この年	
		▷ 政府は農業保護主義を国策に採用。 ▷ 北海道バレイシ ^{レシ} 作疫病害により大減収、これを機にバレイシ ^{レシ} 栽培技術は疫病対策中心に研究。	
耕地整理施行地区名	面積	予算	工事着手年月
	町歩	千円	明
中郡五箇村大字二個	11	5	34・3 42・8
竹野郡溝谷村大字溝谷第一区	40	4	34・4 37・12
徳光村大字徳光	25	4	34・3 39・2
宇治郡宇治村大字菟道	5	1	34・5 40・2
竹野郡溝谷村大字溝谷第二区	3	0.4	37・5 40・12
深田村大字井辺	10	0.8	37・6 40・12
加佐郡河守町大字上野	3	1	
竹野郡鳥取村大字和田野	53	2	37・7 40・12
溝谷村大字溝谷第三区	10	0.6	38・6 39・6
綴喜郡八幡町美豆村	72	11	39・2
竹野郡鳥取村大字鳥取	35	4	39・3 41・5
船井郡富本村大字西田	81	8	39・3
竹野村大字口八田	19	4	39・4 41・5
梅田村大字鎌谷下	13	2	39・6 42・2
吉富村大字玉ノ井	5	1	39・12
竹野郡溝谷村大字溝谷第四区	14	1	39・12 41・5
加佐郡東雲村字水間中山	49	4	41・4
船井郡高原村大字豊田	6	1	41・5
紀伊郡吉祥院村大字吉祥院第一区	24	2	41・5
同第二区	29	3	41・6
天田郡上六人部村大字二俣	23	4	41・11
船井郡梅田村大字東又	21	5	42・1
紀伊郡上鳥羽村大字上鳥羽塔ノ森	167	36	42・1
竹野郡鳥取村大字舟橋	30	3	42・7
何鹿郡西八田村大字淵垣岡安	20	2	43・3
物部村大字白道路	15	0.2	42・11
船井郡梅田村大字鎌谷中	20	2	42・2
天田郡下川口村大字牧	23	3	42・5
何鹿郡物部村大字新庄	55	6	42・12
同村大字物部第一区	9	1	42・10
同上	14	1	42・10
加佐郡岡田下村大字吉高	96	14	42・10
何鹿郡小畑村大字中	16	3	43・3
合計	1,016	140.0	
資料 府統計書 明44			

京	都	府
1・24 府、高等小学校の教科目に農業科目を加える。 訓令5号		12・24 府会郡部会、府農学校基本財産設置および管理方法を可決。 日出 12・26
1・24 産業組合取扱規程・産業組合報告様式規程を定める。 府令3号、告示25号		12・25 府林業巡回教師福西松次郎、共有林・社寺有林の造林、とくに各宗本山に基本財産として殖林を奨励し、焼畑等の慣習を廃して林業経営を円滑にし、林地の融通をはかることを提唱。 府農会報 126
1・一 長谷川製材所、葛野郡朱雀野村壬生に開業(明42には馬力数40馬力・年間製材額30万円)。 府山林誌		この年
2・1 北桑田郡弓削村の稲波益太郎ら、無限責任弓削購買組合を設立(北桑田郡最初の産業組合)。 北桑田郡誌 近代篇		▷ 林業巡回教師設置。 府誌 上
3・3 府水産講習所、毎年100円の国庫補助額増額指令を受ける。 府水産講習所報告		▷ 船井郡梅田村農会、区有山林造林規程を制定。 府農会報 204
3・一 筏税改正。 ⁽¹⁾ 府山林誌		▷ 南桑田郡亀岡町、町有林接続地国有林86町歩の特売を受け基本財産に編入。 府山林誌
3・一 農商務省、乙訓郡大枝村峠山官林50余町歩を府立農学校の実習林として私下を決定。 日出 3・28		▷ 第1回天田郡畜牛品評会(会場曾我井村)をはじめとしてほとんどの町村で品評会が開かれる。 府誌 上、府勸業統計 明35
4・1 第2回全国製産品博覧会(会場京都市岡崎、会期5・20まで50日間)。 府勸業統計 明35		▷ 南桑田郡農会、基本財産保管規程を定めて農会基金を積み、別に種苗分与規程によって種苗の無代頒布をはじめめる。 丹波及丹波人
4・21 第3回府水産品評会(丹後4郡水産組合主催、会期1週間)。 同上		▷ 山科藤尾筍組合設立。 山科町誌
4・一 加佐郡舞鶴町で日本海方面各府県水産業者大会。 府勸業統計 明35、府漁業の歴史		▷ 熊野郡立農林学校を海部村に設立(女子部をおく)。 府誌 上
5・6 府、与謝郡養老村大島部落の出願のイカ落付締網漁に漁業権を免許。 府漁業の歴史		▷ 何鹿郡東八田村立農学校創立。 同上
5・7 乙訓郡第2回町村農会長会、地主会の設立を勧奨し地主会規定標準を定める。 府農会報 119		▷ 船井郡須知町農会、農事試験場を設置。 船井郡誌
5・一 京都府山林会設立 ⁽²⁾ (12・15発会式、会長大森知事)。 府山林誌、府農会報 126、日出 12・16		▷ 府、農業専任技術員設置。 府誌 上
6・13 京都府水産講習所、タイを材料に鮮魚の保貯時間試験を行なう。 府水産講習所報告		▷ 紀伊郡農会、研究委員会を設けて桃山ダイコンの改良をはかる。 府農会報 137
7・4 実業学校設置廃止規則制定。府令37号		▷ 乙訓郡筍荷主組合規約を定める。 ⁽³⁾ 府農会報 123
8・13 波多野鶴吉らによる大日本蚕糸会京都支会設立。 府誌 上		▷ 府農会、知事に農事試験場分場設置を建議。 府農会報 126
9・9 府農会評議員会、耕地整理講習所規則を定める。(耕地整理を実行しうる技術員養成を目的として山城・丹波・丹後各1カ所に設け、期間1カ月・定員18名)。 府農会報 122		▷ 紀伊郡東九条村の藪作、8町5反に作付し反当280貫を得、備後松永から教師を招き畳表製織の講習を開始。 ⁽⁴⁾ 府農会報 123・124
10・18 漁業取締規則制定(全文改正、海河の取締規則一本化。明45・6・25改正)。 府令52号		▷ 府、この年から明44まで朝鮮海出漁の与謝・竹野・熊野の3水産業組合に補助金支給。 府誌 上
10・一 定京第1号定置漁業権は船井郡川辺村熊原松原増次郎の築漁業に免許。 府水産史年表		▷ 熊野郡海部村島に島部落農会設立(農談会・共同販売を事業とし、昭5現在組合員数28戸・耕作反別19町5反)。 府農会報 467
11・2 紀伊郡で山城8郡連合種苗交換会開催(11・4)。 府農会報 137		
11・5 第7回京摂区実業大会を京都市議事堂で開催。(京都大学に農科設置・園芸試験場の京摂区内設置を建議(11・7))。 府農会報 125		

参	考	日	本
(1) 大堰川筏 材木筏 一乗につき3円 竹筏 一乗につき60銭 板筏 一乗につき80銭		3・8 北海道土功組合法公布。(北海道の造田事業に対する政府援助法的基礎、地区内2/3以上の同意に基づき設立する)。	
(2) 京都府山林会は「府管内に於て山林を有し又は林業を営むもの及一般有志者を以て組織」する。その主要事業は、林業講談会・林産物品評会・林業に関する統計調査・鳥獣虫類の調査・駆除予防法を講ずることなど。		3・一 虫害地方地租特別処分法(徳島県)、雪害地方地租特別処分法(栃木県)公布。	
(3) 乙訓郡筍荷主組合の出荷先は神戸・大阪であり、淀船会社との協定運賃によれば、大山崎淀川浜から大阪天満市場までは1カゴ(10貫目入)5銭7厘、同木津難波市場までは8銭4厘および内国通運会社との契約では、7斤入カゴが神戸市場まで20銭3厘。		3・一 盛岡高等農林学校設立(明36・5開校)。	
(4) 紀伊郡上鳥羽村・西四条および乙訓郡久我村は他に卒先して畳表の製造に着手。 明34・7~35・6の京都府畳表・莫莖の生産額 製造戸数 648戸 畳表 117,540枚・19,447円 莫莖 27,630枚・1,960円 主産地は船井郡。		4・11 第8回関西府県連合共進会(会場高松市、5・30まで京都府も出品)。	
○水産組合(組合数3) 大池(紀伊・久世郡)・与謝郡・竹野郡		4・12 熊本県鹿本郡山鹿町の大津末次郎、短床犁の特許を取得、九州・関西方面に販売。	
○漁業組合(組合数13) 伏見(紀伊郡)・伊根・養老・日置浜・蒲入・溝尻・江尼(与謝郡)・浅茂川・小浜浦・上野浜・平浜・中浜・久僧浜(竹野郡)		5・17 農商務省、漁業法に基づき、漁業組合規則・水産組合規則を各公布(7・1施行)。	
注 ① 漁業組合規則、水産組合規則(35・7・1施行)により認可されたもの。翌明36末には水産組合3、漁業組合39となる。 ② 資料 府勸業統計(35~36)。		5・一 政府は官有林野下戻申請打切り後における申請事件の処理のため、所有の証拠検討のための詳細な規定を定めて、大林区署に交付。	
		5・一 石川理紀之助『稲種得失弁』を出版して、秋田県植物試験場で試験した103種のイネを分類し、特性をしるす。	
		6・14 台湾糖業奨励規則制定。	
		6・一 農商務省農事試験場、園芸試験場を興津に設置。	
		6・一 松山原造は長野県小県郡和村に単鏡双用犁製作場を創設、「松山犁」を考案。	
		11・19 大阪府中河内郡鴻ノ池新田の農民300人、小作料引下げを要求、暴動化。	
		12・27 農商務省、農会は毎年農事統計に関する報告書を地方長官へ提出すべき旨公布。(明36・1・1施行)。	
		この年	
		▷ 全国農事会、米生産費調査を開始。	
		▷ 熊本県の大津末次郎、肥後犁を考案。	

京	都	府
<p>1・16 与謝郡宮津漁業組合設立(組合員数110名、慣行漁業権の確保が課題)。府漁業の歴史</p> <p>1・一 筏税改正。⁽¹⁾ 府山林誌</p> <p>1・一 丹波・丹後地方、前年の不作(七分作)を反映して機業不振。日出 1・13</p> <p>2・17 加佐郡西大浦村千歳漁業組合設立(組合員数57名、イワシ地曳網・サワラの刺網・タコ壺などの布設をすすめたが、舞鶴軍港海域に接するため障害が多い)。府漁業の歴史</p> <p>2・19 加佐郡吉原漁業組合設立(慣行漁業権の確保が課題)。⁽²⁾ 同上</p> <p>2・20 農事報告様式定まる。告示103号</p> <p>3・一 府農会第6代会長に西沢正太郎就任(～明37・11)。府農会史</p> <p>4・1 府水産講習所規則改正(本科を専科組織にあらため、入所年齢を引上げて専科17歳以上、別科20歳以上にし、講習生徒学資補給額を月額2円から1円50銭に引下げる)。府農会報 128</p> <p>4・1 府農会評議員会、府下重要な農産物種子・肥料・農具等の標本を陳列する農業館の建設を検討(11・1府農会附属農業館開館)。府農会報 130、137</p> <p>4・22 郡農会長会、東北諸県凶作の救済策を検討。府農会報 130</p> <p>4・22 郡農会技手打合会、各郡から普通・特用作物各一種を選びその栽培法を府農会に提出すること、農産品評会に代る種苗交換会・立毛品評会の開催などを決める。府農会報 130</p> <p>4・24 京都府立農学校学則制定。⁽³⁾ 告示242号</p> <p>4・一 与謝郡水産業組合、伊根村の古板喜蔵と二代目加藤藤吉を高知・宮崎両県に派遣し、日高式ブリ大敷網などを見学させる(明38丹後海では初めて伊根浦にブリ大敷網布設)。府漁業の歴史</p> <p>5・1 府、農会に本年末現在の原野(法定地目による)に関する所有・利用状況を調査させる。府農会報 130</p> <p>5・一 宇治地方の新茶摘採職人雇入れは一昨年来の紡績不振により容易となる。府農会報 130</p> <p>7・18 加佐郡由良村漁業組合設立(組合員数40名、イワシ地曳網・イワシ落網・磯手操網などを布設、専門者は10名内外で振わず、海岸は夏の海水浴で賑う)。府漁業の歴史</p> <p>7・31 害虫駆除予防施行規則改正(これに伴わない短冊共同苗代の実施をすすめる)。府令35号、日本農業発達史</p> <p>8・一 船井郡農会、府の種牡牛エアシャー種札幌号を借り受け、桐ノ庄村上仲咲三を飼養担当</p>	<p>人にして巡回繁殖につとめる(これより先、上和知村梅原市之助に補助を与えて但馬牛の種牡を置く。明39末、府有種牛を府に返還)。府農会報 203</p> <p>9・1 府、畜牛結核病の検査を開始(全国ではじめて)。京都医事衛生誌 128</p> <p>9・3 綴喜郡都々城村大字上津屋、上津屋貯金規程を定める⁽⁴⁾(慶安御触書に似た部落内の質素儉約を唱導)。府農会報 146</p> <p>9・12 府、耕地整理事業の見込を大蔵省に報告。⁽⁵⁾ 日出 9・13</p> <p>9・一 竹野郡間人村の小谷三左衛門、郡水産業組合の補助をえて大分県佐賀関で小漁船第13宝丸を建造し、間人港を出港して九州五島付近でサンゴをとり、韓国済州島付近ではフカ延縄をつかい千余円の利益をあげる(丹後における遠海出漁のきっかけで、沿岸漁業にとって大きな刺激となる)。府漁業の歴史、竹野郡誌</p> <p>10・一 府有種牡牛使用規則(府費で購入した種牡牛を各郡農会・畜産団体に貸与し、飼養料を補給し、種付料は府に納入させ、畜牛の改良を企図したもの)。府誌 上</p> <p>12・8 産業組合取扱手続をきめる。訓令43号</p> <p>12・一 府会、由良港を府費 支弁港指定決議(由良川口の舟運港として重視)。府漁港の歴史</p> <p>この年</p> <p>▷ 城丹蚕業講習所に製糸教婦速成の別科を設ける。府誌 上</p> <p>▷ 相楽郡茶業組合、この年から3年間模範製茶再製工場を建設。同上</p> <p>▷ 宇治郡、戦役記念として郡有林を造成(面積10町3反3畝)。府山林誌</p> <p>▷ 葛野郡川岡村岡の区有林造成(面積約35町歩)。同上</p> <p>▷ 北桑田郡農会、本田挿秧(田植え)に定木使用の奨励・成熟期を遅らす追肥の廃止・改良持立型の奨励・二毛作の奨励などを決める。府農会報 133</p> <p>▷ 南桑田郡馬路村農会、特産の百合の病害にそなえ東京から消毒用機械を購入し駆除に努める(輪作法を確立し4年間は連作を避けることを奨励)。府農会報 134</p> <p>▷ 綴喜郡大住村三野の木津川樋門改築成り、木津川の水を農耕用とする。大住村史</p> <p>▷ 府下の寒天、本年度輸出額12万円に上る。府日露戦局記事</p> <p>▷ 綾部の村上国吉、2町歩余の村上農園を経営し、キャベツ・結球ハクサイ・タマネギなどの栽培、府下最初の滅菌牛乳の製造販売、化学肥料</p>	

参	考	日	本
(1) 大堰川筏税(一乗につき) 材木筏 竹筏 板筏 2円85銭 65銭 85銭	(2) 慣行証明は、その漁場地元の証明以外には信ずべき方法がないため、新漁業法下の慣行漁業権の獲得は容易ではなかった。吉原漁民にとっても東・西大浦村など漁業のさかんな部落はほとんど証明を拒み、大きな痛手であった。	2・3 明35の東北地方凶作に対し、緊急勅令によって災害地地租延納許可を公布、3カ年以内の延納分年賦納入を決める。延納田租5万7千余円となる。	3・1 大阪で第5回内国勸業博覧会開催(～7・31)。
(3) 第3学年を第1部(農業)、第2部(林業)に分け、卒業生のために8カ月間の補習科を設置し、定員は50名増の200名となる。	(4) 「上津屋貯金規定趣旨書定・疾病又は事故なき者当然休業すべき日時を除く外徒らに他人の家に入り、又は多勢集まりて休み遊び他人の業を妨げ己の職を怠るが如き事は堅く禁止する事。盆踊りは一切禁止する事。諸興行事などの催しは一切なすべからざる事。参詣旅行の際留守見舞の進物は総て之を廃し、帰宅の節にも土産物等は一切贈らぬようにすべき事。二十歳未満の者は勿論其他の者と雖も不断巻煙草は用るざる事等。以上の定めに背きたる者ある時は区長より充分説諭を加え、猶ほ改ざる時は違約金として金五拾銭を徴する事。此儉約実行期限は三カ年とす、時局に当りこの定と同類のものがいくつか制定された。	3・1 大阪で第5回内国勸業博覧会開催(～7・31)。	5・一 災害地地租年賦延納法公布(第18特別帝国議院に政府は2・3の緊急勅令を提出、衆議院はこれを否決して地租免除法を提案可決、貴族院はこれを修正して10年以内の年賦延納として可決、衆議院もこれを認めて成立)。
(5) 府下の耕地整理見込 (明36・9・12大蔵省に回答要旨) 反別526町歩 経費4万8千円	内訳 { 竣成 38町歩 1千円 工事中 97 " 6" 未着手 391 " 41"	この年	6・17 年期中に開墾成功した場合の地目変換につき地租条例を改正する法律公布。
ノの使用など進歩的な農業経営を試みる。	府議会歴代議員録	▷ 勸業銀行法改正され、耕地整理に貸付け開始。	7・1 畜牛結核病予防法公布。
▷ 京都府農事試験場における稲の萎縮病耐性試験品種77種の成績中、先に紀伊郡農会発見の「元氣糯」が最も大きな抵抗性を有する結果となる。	日本農業発達史	▷ 台湾総督府農事試験場設立。	7・26 日本製麻(株)設立。
▷ 農商務大臣論達に基づき、農産物の改良増殖のため農会必行事項を定める(種子の塩水選・短冊型苗代と共同苗代の設置・正条植・病虫害防除)。	府誌 上	▷ 農会調査による農事統計表開始。	10・16 農商務省は農会に対し、農産改良増殖に関する14カ条の論達を交付。
▷ 町村農会に農事督励委員設置(府吏員とともに農会必行事項の徹底をはかる)。	同上	▷ 鳥取県、原蚕種製造所を設立。	この年
▷ 与謝郡伊根村、越中網の使用を復活。	府漁業の歴史	▷ 大部分の府県に農事試験場が整備されたのを機会に、農商務省農事試験場は陸羽・九州両支場を残し他支場を廃止し、研究方針を変更して安藤広太郎を中心に育種事業を強化。	▷ 御法川直三郎、多条繰糸機(生糸製造用)を考案。(大10完成実用化段階に入る)。
この年ごろ		▷ 熊本県富田甚平は水閘土管を発明し、暗渠排水における排水・蓄水は自由に統御できるようになる。	▷ 熊本県富田甚平は水閘土管を発明し、暗渠排水における排水・蓄水は自由に統御できるようになる。
▷ 紀伊郡堀内村・深草村のウド栽培で反当18円余の純収益をあげる。	府農会報 137	▷ 北海道におけるハッカ作付面積増加して140町となる。	

京	都	府
<p>1・15 府農会報、「群山方面の新日本」と題して朝鮮侵略を唱う。 府農会報 138</p> <p>1・26 久世郡町村農会長会、各町村の現状に適する産業組合定款の草案作製を評決。 府農会報 139</p> <p>1・一 北桑田郡会、郡有財産の増殖・植林事業奨励のため郡有林設置規程を制定。 北桑田郡誌 近代篇</p> <p>2・1 天田郡会、模範林および樹苗圃設置規程を制定。 府庁文書 明37-75</p> <p>2・11 府農会幹事木村良、「時局に関し會員諸君に檄す」と題して生産を奨励し、出征家族への共同隣保作業を唱導。 府農会報 139</p> <p>2・26 府立農学校を府立農林学校と改称。(府下唯一の甲種農林学校として、修業年限3年の本科と毎年管内9カ所以内に期間3週間の別科を設置)。 告示73号</p> <p>3・23 府、時局にさいし郡長をして農業者を督励させる。(3・12付地方財政整理通牒の主旨として農事改良・植林経営・漁業奨励・蚕業の発達等には力をいれるよう)。 日出 3・24</p> <p>4・1 久世郡寺田村勸儉貯蓄組合発足。 府農会報 146</p> <p>4・8 相楽郡町村農会長会、小学校児童害虫駆除準則を定め、尋常科3年以上の児童をして授業時間外に害虫駆除を実施させる。府農会報 142</p> <p>4・一 京都府水産講習所、日露開戦とともに農商務省水産局と協議して明38・6まで軍用罐詰の製造に着手。 府日露戦局記事</p> <p>4・一 船井郡胡麻郷第二尋常小学校に農業補習学校附設。 船井郡誌</p> <p>4・一 農会に農事必行事項を奨励。 訓令9号</p> <p>6・8 大森知事、郡市町村長へ改良苗代と害虫駆除予防の実施を訓令。 府農会報 143</p> <p>6・28 紀伊郡堀内村に府農試桃山分場設立(果樹試験)。 告示272号</p> <p>7・1 知事、各警察署・分署に対し畜牛結核検査を訓令。 日出 7・3</p> <p>7・12 樹苗圃奨励金交付規則制定。(郡または郡農会の設置する樹苗圃に奨励金を交付、樹苗圃の設置期間3カ年以上継続見込のものを対象に、とくにスギ・ヒノキ・カラマツを優遇)。 告示289号</p> <p>7・12 耕地整理費補助規則制定(補助金は耕地整理地区5町歩以上にかぎり交付、例えば5～20町歩の場合は1反歩につき1円を補助)。 告示288号</p>	<p>8・15 府農会、戦時農村における失業者の救済に耕地整理排水事業を唱導。 府農会報 145</p> <p>11・7 府、伊根浦漁業組合にブリ大敷網漁場を免許(若狭湾沿岸漁場最初のブリ大敷網となる)。 府漁業の歴史</p> <p>11・一 相楽郡最初の実業補習学校として狛田村立実業補習学校創立。 相楽郡誌</p> <p>12・一 府農会第7代会長に中山巴代蔵就任(～明38・6)。 府農会史</p> <p>この年</p> <p>▷ 府農会、戦時下農村の様相を発表。⁽¹⁾ 府農会報 144、145</p> <p>▷ マツタケの産出は22万2,821貫(最も多く産出するのは南桑田郡で6万600貫。主として篠村・保津村・亀岡町に産し京・阪市場へ販出)。 府庁文書 明37-75</p> <p>▷ 愛宕郡の菜種栽培、反当収支は50銭の欠損(近年、商人は年末に栽培反別に応じ種取引の契約をし、資金を前貸し、同時にカマスを貸与して販売を束縛し、のち種価の下落時に廉価で買ったき生産者を圧迫)。 府農会報 140</p> <p>▷ 阪鶴鉄道全通により京阪神へ丹後ブリの声価あがる。 府漁業の歴史</p> <p>▷ 竹野郡水産業組合、府費・郡費補助をうけて遠海出漁船第23室丸を建造(明41までに5艘の遠洋漁業用漁船を建造し対馬・朝鮮近海に出漁)。 同上</p> <p>▷ 与謝郡栗田村田井は越中綱に綿糸を使用し、改良大敷網とし好成果をあげる。 同上</p> <p>この年ごろ</p> <p>▷ 府下に正条植普及(乙訓・綴喜・相楽・竹野各郡は早くから正条植普及)。 府農業発達史</p> <p>▷ 愛宕郡大宮村柏野の聖護院カブラ栽培最盛期。 近郊蔬菜作の要選</p>	

参	考	日	本
<p>戦時下農村の様相(明37・7,8 農会報第144、145号)</p> <p>(1) 愛宕郡大宮村に於ける西陣下職人、白川村に於ける石工、及大原、八瀬、鞍馬、鷹ヶ峰村等に於ける木材薪炭業者、又は其他の運搬業手伝業の如き労働者は、大に時局の影響を蒙りたりと雖ども農業には大なる影響なるのみならず、寧ろ過剰の労力は農業若くは山林業に加へられ居るが如し。</p> <p>葛野郡 応召者は数少からずと雖ども一方諸業不振の爲め労働に過剰を生じ、労銀の如きも前年に比して低廉なり故に、農家は夫等の者を臨時に雇入れ用務を弁し居れり。</p> <p>乙訓郡 下級農民は経費節減の結果より淀川改修工事及其他土木工事等の中止せられたるに依り労賃を得るの途を失ひ、他の適當の業務なきに依り稍困難しつゝあり。本郡は筍の産地として有名のものとなるが、時局の影況は需用者の減少を來たし従つて価格低落し、前年に於ける一貫目拾参銭位のもの拾壹銭となり、而かも産額は前年より少なきが故に当業者は大に困難を感じ居れり。其他独活の如きも前年は一貫目拾銭のものが拾九銭となり、薪炭の如きも多少の影況を受け下落せるが如し、交通機関の不足は農具肥料の購入運搬に遅滞を生ずるの不利あり。</p> <p>紀伊郡 普通米麦作の農業には大なる影況なきが如きも製茶の如き特別技術を要するものは杜丁応召の爲めに不便を感じるもの少なからず。肥料は概して京都市に於ける人糞尿多きを占むるが故に大なる影況なきも、本郡主要の蔬菜は大に需要者を減じ収入減少の状あり。</p> <p>久世郡 従来農閑の時期に於て土木の工夫若くは会社の職工等となりし者は此等事業の緊縮により雇傭の途を失ひ、爲めに転じて果樹園の手入副産物の製作等に力を用ゆるに至り、杜丁応召の爲めに減少せる労力を償ふて余りあるが如し。</p> <p>綴喜郡 柑橘の販売は多くは収穫期に於てするも其中の幾部分は又た貯蔵して春期を待ち以て高額の収入を計るものあり、然るに本年の如き時局の結果は一般經濟界の不振となり価格低落して幾分の腐敗と減重量の外收穫當時の売価を保つ能はざるに至り。また年々田辺村外数ヶ村に於ける農家副業として販出せる藥蕈類も一割五分余の下落の爲め生産額老万八千七百餘円の内式千八百餘を損したり、然れども一般農家の生計上に大なる困難あるを見ず。唯だ大豆粕及鰯粕肥料等の騰貴は施肥料を減じ爲めに農作収量に減額を免れざるべき。</p> <p>相楽郡 米穀は売行宣からず価格も漸次低落の状あり。木炭は昨年に比し約二割の廉価にして売捌宣からず、爲めに生産地に在りては頗る困難せるの状あり。柑橘の如き贅沢品は一層打撃を蒙り、平年なれば騰貴すべき時季なるに却つて昨年に比し二割方を下落せり。甘藷は之に反し食料として米に代用するもの多きが故に近年稀なる高価を表わし売捌亦た好況なり。一般商業家等の雇人を</p> <p>明38(参考)につづく</p>	<p>2・10 日露戦争宣戦布告。</p> <p>3・18 第20臨時帝國議會召集、日露戦費4億2,000万円を可決。増税によるものは非常特別税法とたばこ製造専売による。(～3・30)</p> <p>4・1 渡良瀬川沿岸地方特別地価修正法を公布(鉍毒問題、水害による鉍毒拡大に対する措置として田畑のみを対象)。</p> <p>4・1 5373万余円の増税を目的に非常特別税法公布。うち地租は2393万余円(44.5%)、田畑山林地租は税率4.3%。</p> <p>4・1 煙草専売法公布(7・1施行)。</p> <p>4・1 地租徴収に関する法律公布(37年度分から適用)。</p> <p>12・一 衆議院は災害地地租免除法案を提出可決、貴族院否決。</p> <p>この年</p> <p>▷ 輸入外米に從価15%の関税を賦課。</p> <p>▷ 熊本県鏡町に米倉倉庫設立。</p> <p>▷ 全国農事会は戦時食糧増産必須事項として、塩水選・短冊共同苗代・通し苗代廃止・虫害防除・麦黒奴防除・2毛作普及・堆肥改良をあげる。</p> <p>▷ 農事試験場、米麦の品種改良を担当、全国からイネ種4,000余種を集め、うち同種のものを除き3,300～3,400種を栽培し特性記載を3年継続、形質により分類す。</p> <p>▷ 石灰使用規制に反対して、熊本県農民騒動をおこす。</p> <p>▷ 奥田亀蔵、木造機帆船海光丸を新造、トロール漁業を開始。</p> <p>▷ 日露戦争下で農民争議激減。</p>		

京	都	府
<p>1・6 府、養老村大島部落への定置漁業免許の一部変更を命令（落付締網を締網とし沖への出間敷を45間から25間とする。伊根村の反対陳情による）。 府漁業の歴史</p> <p>1・24 各郡長に害虫駆除予防法として冬季畦畔の雑草焼却を通牒。 通牒内四巳340号</p> <p>1・一 京都畜牛協会設立（上京区御幸町丸太町、農家副業として乳牛供給）。 府農会報 151</p> <p>2・1 河原肥料貸与会を綴喜郡田辺町河原に設立（昭5 現在組合員数45戸、肥料・木炭の共同購入を事業とする）。 府農会報 467</p> <p>2・4 府立第一高等女学校、寄宿生徒に養鶏を実習させる。 日出 4・14</p> <p>2・17 農家副業に養鶏事業を奨励。訓令8号</p> <p>2・一 加佐郡会、郡有林19町歩の設置を決議。 府山林誌</p> <p>2・一 何鹿郡、樹苗下付規程を定める。 同上</p> <p>2・一 与謝郡養老村大島部落、伊根村とのイカ落付締網に関し大森知事を被告に行政訴訟（明39・7・6 地元敗訴）。 府漁業の歴史</p> <p>3・19 南桑田郡亀岡町河原において第2回畜牛品評会開催。 日出 3・25</p> <p>3・一 府、郡長に森林保護および造林に関して諭告。 府山林誌</p> <p>3・一 相楽郡棚倉村の経木真田製造、神戸の朝日商會と特約し原料の仲介と製品販売はすべて朝日商會をとおす。 府庁文書 明37-75</p> <p>3・一 何鹿郡臨時蚕種検査所、蚕病予防事務所と改称。 丹波及丹波人</p> <p>4・一 南桑田郡篠村柏原の田村菊次郎、マツタケ・タケノコを中心とした青物罐詰工場を設立。 篠村史</p> <p>5・31 浅茂川港修築工事竣工(工費2万3,159円余)。 府漁港の歴史</p> <p>5・一 府水産講習所、農商務省と連合試験してイワシのオリーブ油漬を製造。府日露時局記事</p> <p>5・一 府茶業組合連合会議所、時局下の製茶改良をすすめるため、優良焙炉師に対し奨励割増金を付加。 日出 5・3</p> <p>6・5 大阪大林区署、時局の林業事項に及ぼした影響を木材・薪炭の需給等についてその取調べを府に依頼（6・8 各郡長に通牒、6・20乙訓郡等回答）。 府庁文書 明37-75</p> <p>6・6 淀川流域内河川において木材を流下しようとする者は知事の、他の諸河川においては郡長の許可を要する。 府令27号</p> <p>6・一 府農会第8代会長に大森鍾一就任（～大2・6）。 府農会史</p>	<p>7・26 宇治川水力電気事業および琵琶湖疏水拡張水路開さく事業にあたり、下流沿岸の関係町村農民は、同事業による被害予防を知事に陳情。 日出 7・28</p> <p>8・一 加佐郡に直播田が漸次ひろまり34町歩に達する。 府農会報 158</p> <p>8・一 何鹿郡東八田村農会、1戸平均10貫目の上臈を得るために桑園小作・養蚕小作を奨励（桑園小作は、地主の所有地に桑苗を植込みこれを小作人に栽培させる。養蚕小作は、養蚕主が7～10戸の養蚕小作人を有し、三令後に蚕児を各小作養蚕人に分育させ、併せて器械その他の雑具を貸与するもの）。 府農会報 158</p> <p>9・12 中郡吉原村に京都府織物試験場を設置。 告示309号</p> <p>9・一 相楽郡茶業組合、模範製茶再製工場を設立。 府誌 上</p> <p>10・15 愛宕郡雲ヶ畑御狛場開始（8・22許可、面積2,065町歩）。 日出 10・12</p> <p>12・15 府農会、各町村農会の実状と将来を調査（部落農会設置の適否・農会活動の停滞の原因・農会と警察官との関係など）。 府農会報 161</p> <p>12・一 府、郡・市長に樟樹植栽勧誘にかんして通牒。 府山林誌</p> <p>12・3 京都府第1回園芸品評会を府農試桃山分場で開催（～12・9）。 日出 12・6</p> <p>この年</p> <p>▷ 大悲山、下戻し許可となり針葉樹は伐採されて全く潤葉樹林となる。 府山林誌</p> <p>▷ 府、短冊型苗代・共同苗代・改良苗代などを奨励。 訓令2、21、35、39号</p> <p>▷ 府、本年より農事功勞者に木杯・賞状を授与。 府日露時局記事</p> <p>▷ 葛野郡町村農会長会議、各村に地主会を結成し、各地主を農事改良奨励の任に当らせる。 府農会報 152</p> <p>▷ 竹野郡水産業組合、遠洋漁業部を設置。 府漁業の歴史</p> <p>この年ごろ</p> <p>▷ 愛宕郡田中村のキウリ・ナスの温床促成栽培さかん（多くは名古屋方面に出荷され、京都市中向けはその残余があてられる）。 府農会報 166</p> <p>▷ 乙訓郡向日町物集女の山本新次郎、従来の水稲「日ノ出」種から新品種「朝日」を選択（多収・良質性だが耐病性に乏しい。大3府農試、「旭」と改称、大正期に入り山城各郡で栽培される）。 府農会報 283</p>	

参	考	日	本
<p>明37(参考)のつづき</p> <p>減し出稼人の帰郷する者増加するの傾向あるに依り、農家に在りては雇人を得ること容易にて農事上勞力に不足を告ぐることなからん。</p> <p>南桑田郡 農家の主力たる強壯者の応召は農業勞力上に不足を感ず。農家經濟の困難なるに加へて肥料の騰貴は施肥に大影響を受く。大豆粕・海産肥料の如きは其購入量平年の二分一に過ぎず。各種經濟緊縮の結果は下級農家の勞銀を得るの途を失せしめたり。</p> <p>北桑田郡 現今農業に於ては別段の影響を感ぜず寧ろ改良を促進するの好機ならん。</p> <p>船井郡 所謂不景氣の結果、都会に失業せる労働者は日村落に帰來し労働者の数は増加したり。然るに村落に於ても金融閉塞等の結果は起業者の数を減じ彼等は愈其職を得るに難く賃銀は低落しつつあり。労働者其職を得ず、日雇等にては愈生活難を感じつつあるより彼等は寧ろ小作人となり農業によりて生活の途を得んとするの結果日雇労働者は變じて小作人となるの傾あり。</p> <p>何鹿郡 応召の爲めに労働者の不足を告げたるも郡としては大なる影況あらず。</p> <p>天田郡 応召の爲め労働者を減じたるも郡全体より見れば一小部分なり。輸入肥料は騰貴せるも郡内に之を使用するもの少なきが故に施肥上には大なる支障なかるべし。</p> <p>加佐郡 鉄道速成の爲めに中流以下の農民は起工人夫となり冬作の肥培を怠りたるものあり。輸入肥料は従來施用量少きが故に影況大ならず。</p> <p>中郡 農産物として他郡に販出するは米、雑穀及蔬菜の少許なるが、幾分価格を減じたるものあれども、概して日用品なれば大なる支障を見ず。</p> <p>竹野郡 本郡は縮産地なるが同業は時局の爲め痛撃を受け平年殆んど千機に近き機数は概して休業の状となり引て金融の必迫を來たし、農家も爲めに平年には円満なる融通を得たる資金の運轉を欠きたること、大豆粕の輸入減少より各種肥料の騰貴に依り大に支障を來したるあり。然れどもこれ等輸入肥料に拠るは鳥取、深内郷及島津村の一部にして大部分は刈草厩肥等を主とするが故に著き影況には非ざるなり。</p> <p>熊野郡 本部は平年に比較的出稼をなす者多き郡なり。今其種類を挙げれば機業家に雇わるもの土工事業に従事するもの酒造精米の如き之れなり、而して此等出稼人は依然其業を望むも時局の影況は此等事業の緊縮となり勢ひ帰郷の止むを得ざるに至り続々帰郷し農蚕業に補足する。</p> <p>宇治郡 本郡の茶は内地用を主とするが故に其販路を減縮し、殊に玉露・薄茶の如きは売捌に困難なるのみならず價格の如きも昨年比して三割方の下落を來たす。応召兵の爲めに労働者の不足欠乏等は一切之れなきが如し。之れ全く本郡の如き出稼人の多き地にありては不景氣の爲め解雇せられ帰郷農業に従事するもの多きに依らん。</p> <p>与謝郡 在郷壯丁応召の爲には農業労働の不足を憂ふるに足らず。</p>	<p>1・1 非常特別税法を改正して戦費調達のため増税をはかる。5788万余円の増税中、地租32.4%田畑山林の地租率5.5%。</p> <p>1・一 熊本県八代郡の干拓事業、郡営として竣工(1046町歩)。</p> <p>2・24 耕地整理法改正公布(耕地整理の内容に灌漑排水事業を追加)。</p> <p>3・1 平田東助の主唱で大日本産業組合中央会設立(明43社団法人となる)。</p> <p>3・一 林野官民有区分調査会閉鎖。取扱件数は下戻法公布前の処分未了3,537件を含め2万675件、関係総面積207万町、申請件数の93%・面積の85%余は不許可となる。この不許可件数中行政訴訟をおこしたものは1,926件で、その大部分は敗訴となる。</p> <p>4・1 蚕病予防法施行。</p> <p>4・1 遠洋漁業等奨励法改正(奨励金率を高め、漁獲物処理運搬業・新規漁船建造・機関据付けにも奨励金を交付し、新たに漁獵職員を設けて補助金を交付)。</p> <p>5・10 第1回全国産業組合役員協議会を開催。(以後この会を第1回として産業組合全国大会を年々開催)。</p> <p>6・16 日本銀行割引歩合2銭2厘に引上げ。</p> <p>6・一 北海道東旭川村の末武安次郎は黒田式水稲直播機(蛸足式)を考案(7・12専売特許をえて発売)。</p> <p>8・12 日英(攻守)同盟締結。</p> <p>9・5 日露戦争講和条約調印(10・16公布)。</p> <p>9・5 東京日比谷に講和条件反対国民大会開催、焼打事件おこる。</p> <p>この年</p> <p>▷ 大洋漁業株式会社創立者中部幾次郎は石油発動機付鮮魚運搬船を初めてつくらせる。</p> <p>▷ 黒田式製繩機發明。</p> <p>▷ 第1次馬政30年計画樹立。</p> <p>▷ 国有林直営伐採事業開始。</p> <p>▷ 東北地方大凶作(宮城・岩手・福島各県では平年作の1～3割合の収量)。</p> <p>▷ 農事試験場畿内支場で麦類の品種整理開始。</p>		

京	都	府
<p>1・11 公有林野整理規程を定め、公有林野の造林を奨励。 訓令1号</p> <p>1・一 愛宕郡会、日露戦役記念に愛宕郡立農林学校設立をきめる、(10・5 府認可、明40・4・1 愛宕郡第一高等小学校(松ヶ崎村)に開校、乙種程度で生徒数131名、職員7名)。 愛宕郡村誌</p> <p>1・一 竹野郡徳光村ほか3カ村民217名、地租免除の請願書を衆議院に提出。 日出 1・27</p> <p>2・6 府立農林学校、農商務省七塚原種牛牧場から種豚中ヨークシャー牝牡2頭を購入。 府農会報 164、166</p> <p>2・13 府農試分析手数料徴収規則を制定。 告示38号</p> <p>3・一 府叡山模範林苗圃を愛宕郡修学院村に創設(面積1町3反7畝)。 府写真帖</p> <p>4・20 稲田正条植を本年から郡町村農会の必行事項とする。 訓令30号</p> <p>5・15 府立農林学校教諭安藤時雄、府農会報に竹林の現況を報告。⁽¹⁾ 府農会報 166</p> <p>5・15 府農試綾部分場設立。 告示 171号</p> <p>5・18 自家用蚕種取締規則を制定。 日出 5・19</p> <p>6・7 大森知事、蠶蛆駆除を告諭。 日出 6・8</p> <p>6・上 巨椋池周辺の農民、奥繁三郎の荒蕪地貸下げ・池面使用の出願に対し反対運動。 日出 6・7</p> <p>9・12 全国農事会幹事長加納久宣・同会幹事佐藤寛治・東京家庭学校長留岡幸助ら、宮津町議事堂などで産業組合設立を勧奨。 府農会報 179</p> <p>10・一 府、耕地整理調査設計事業を開始(農商務省令第18号耕地整理及土地改良奨励規則により)。 府誌 上、府統計書 大7</p> <p>11・一 府山林会、加佐郡岡田中村などで製炭改良講習会を開催(受講者数153名)。 府山林誌</p> <p>11・一 山城缶詰会社設立(孟宗竹・苦竹筍のかん詰製造)。 同上</p> <p>11・一 加佐郡東大浦村田井部落、日高栄三郎の手によりブリ大敷網を移入し2統布設。 府漁業の歴史</p> <p>11・一 船井郡に三一館(資)設立(蚕種製造販売を業務とする)。 船井郡誌</p> <p>12・12 府郡部会、蚕種貯蔵に必要な風穴(竹野郡で発見)完成のため、補助金の予算計上を知事に建議。 府会志</p> <p>12・15 何鹿郡東八田村梅迫内谷労働組合設立(部落内有志者による排水工事・土地開墾工事などを事業とする団体)。 府農会報 298</p>	<p>12・17 竹野郡溝谷村地主会、肥料貸与規程を制定。⁽²⁾ 府農会報 322</p> <p>12・21 府立種畜場を船井郡高原村大字豊田に設立。 告示466号</p> <p>12・28 加佐郡東大浦村成生部落、高知県人窪添慶吉の手によりブリ大敷網1統を布設し8万5千円を水揚げ。⁽³⁾ 府漁業の歴史</p> <p>この年</p> <p>▷ 嵯峨木材(株)設立⁽⁴⁾(葛野郡嵯峨村に面積1町1反歩の貯木場を設置)。 府誌 上</p> <p>▷ 府、11カ年計画で府模範林植栽事業に着手。 府統計書 大7、府山林誌</p> <p>▷ 北桑田郡、郡有林設置規程を制定。 府山林誌</p> <p>▷ 日本麦酒株式会社、ビール麦品評会を開催(以後毎年開催)。 府誌 上</p> <p>▷ 船井郡須知町農会、共同苗代品評会を開催。 船井郡誌</p> <p>▷ 南桑田郡曾我部村、普通基本財産(485町歩余)および、学校基本財産(39町歩)の明41まで設置を決定。 府山林誌</p> <p>▷ 府農試に温室設置(6棟67.5坪、ブドウおよび野菜栽培に利用、府下の温室のはじめ、個人による温室設置は明42宇治郡山科村の城山菊太郎による1棟120坪で、ブドウを栽培した)。 府農会報 400</p> <p>▷ 綴喜郡八幡町・美豆村連合排水工事(耕地整理の附帯事業として排水ポンプ64馬力・時間当排水量3,168石を稼動)。 府写真帖</p> <p>▷ 久世郡農会、寺田村の特産巴丹杏^{はたんきょう}の東京販出に補助金。 府農会報 181</p> <p>▷ 竹野郡浅茂川漁業組合、兵庫県城崎郡湊村にならってサバ延縄漁を開始。 府漁業の歴史</p> <p>▷ 府水産講習所、オイル・サージンの企業化試験実施。 日出 3・17</p> <p>この年ごろ</p> <p>▷ アメリカより新果樹ボポー、偶然本府に輸入(温帯性小喬木・灌木で Asimina triloba という)。 府農会報 279</p>	

参	考	日	本														
<p>(1) 竹林面積(明35)</p> <table border="1"> <tr> <td>葛野郡</td> <td>274町</td> <td>乙訓郡</td> <td>358町</td> </tr> <tr> <td>宇治郡</td> <td>233</td> <td>綴喜郡</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>愛宕郡</td> <td>145</td> <td>久世郡</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>相楽郡</td> <td>101</td> <td>紀伊郡</td> <td>62</td> </tr> </table> <p>山城地方孟宗畑発達の原因、①交通機関に恵まれていること、②民有経営で集約的栽培が可能なこと、③流通機構が整っていること、④組合事業がゆきとどいていること、⑤地勢上栽培に適すること、⑥近来罐詰製造の需要が増加したこと、⑦農家副業として最適であること、など。</p> <p>(2) 溝谷村地主会 肥料貸与規程。「第一条・本則は一般小作人に無利息を以て肥料を貸与し、施肥を多くして稲作の増収を図るを以て目的とす。第二条・貸付肥料は小作反別一反歩に付金三円以内とす。第四条・各自に貸与せし肥料代金は区長に於て之が相当見込米額を定め、秋期の収穫米を以て郷倉へ納入せしめ、米相場決定を待ちて精算するものとす。但肥料代米は第一回収納後先づ第一着手に納むべきこと。」</p> <p>(3) この頃より若狭湾はブリ大敷網漁場と化し一時は40数統の新漁具が競合したが、そのため漁場の荒廃をもたらした。さらにブリ大敷網漁業を投機の対象とする者がふえ、倒産者・地方銀行の閉鎖をもみた。</p> <p>(4) 木材預ヶ所を改めたもので、北桑田郡ほか3郡の山林主・木材商により組織される。貯木場において筏の保管・委託販売木材の貯木を行なう。</p>	葛野郡	274町	乙訓郡	358町	宇治郡	233	綴喜郡	170	愛宕郡	145	久世郡	134	相楽郡	101	紀伊郡	62	<p>2・5 河上肇『日本農政学』。</p> <p>3・17 明38中の冷害大凶作による被害地方の田畑免租の法律を公布(免租額は282万円、衆議院の提案である)。</p> <p>3・17 明38中の冷害大凶作による被害地方の田畑免租の法律公布(免租額282万円、衆議院提案)。</p> <p>3・一 東北地方大飢饉、宮城・岩手・福島県の窮民を公営土木・耕地整理・植林事業・魚網製作などに就業させ救済をはかる。</p> <p>4・19 産業組合法改正公布(信用組合の他業種兼営を認める)。</p> <p>5・31 軍馬改良のための馬匹改良30年計画に基づき、陸軍省に馬政局設けられ、この日官制公布。その下に全国3カ所の種馬牧場、15カ所の種馬所設置。</p> <p>5・一 農商務省、正条植奨励の通牒を発する。</p> <p>この年</p> <p>▷ 糖業改良事務局を設置し、本局を沖縄県に設置。外国糖業調査・カンショ耕種・砂糖製造に関する試験、その他糖業の改良に資する事業を行なう。</p> <p>▷ 耕地整理及土地改良奨励費規則公布・両事業の施行に関する調査・設計・工事監督に要する府県設備費に対して国庫補助を行なう。</p> <p>▷ 産業試験費国庫補助、米麦原種の試験に対する国庫補助行なわれる。</p> <p>▷ 滋賀県原蚕種製造所を設け、蚕種統一をはかる。</p> <p>▷ 静岡県水産試験場の所属船富士丸は石油発動機によるカツオ釣操業に成功。</p> <p>▷ 高橋久四郎が「善光寺」と「神力」の交配によってえた稲の新品種を「近江錦」と命名。</p> <p>▷ 大麦作付面積、明治初年以來の最高(約67万町歩)に達し、以後減少。</p>
葛野郡	274町	乙訓郡	358町														
宇治郡	233	綴喜郡	170														
愛宕郡	145	久世郡	134														
相楽郡	101	紀伊郡	62														

京	都	府
<p>1・16 与謝郡宮津町の石井与治右衛門ら、わが国最初の漁業生産販売組合を組織。日出 6・4</p> <p>2・8 産業組合取扱規程を制定。訓令7号</p> <p>2・12 府種苗場規程制定。告示48号</p> <p>3・31 府立農林学校学則改正。告示148号</p> <p>3・一 筏税改正。府山林誌</p> <p>3・一 野上製材場・千本製材場、葛野郡朱雀野村壬生に創業。府山林誌</p> <p>4・9 窒素質肥料輸入増加にともない堆肥の改良と緑肥栽培を奨励。農1752号</p> <p>4・9 米国の明40以降着色茶輸入禁止に伴い、府も貿易茶取締を通ちよう。商887号</p> <p>5・7 家禽飼養事業の組合設立を奨励。農2233号</p> <p>5・24 船井郡竹野村耕地整理竣工式(明39秋着手、28町歩)。日出 5・23</p> <p>5・下 紀伊郡下鳥羽村で小作米をめぐり地主小作人間に紛争(6・10伏見署の仲介により落着)。日出 5・22、6・12</p> <p>5・一 社団法人京都競馬会(明40・3・15設立認可)、鳥原競馬場(現在大阪ガス(株)京都工場付近で第1回京都競馬開催(5・16~20)(明45・11・1競馬場火災により大2船井郡須知町に設営移転)。続日本馬政史</p> <p>5・一 北桑田郡畜牛組合設立。北桑田郡誌 近代篇</p> <p>6・7 郡長に水稻正条植のいっそうの励行を督励。農2945号</p> <p>6・7 府立農林学校別科規則を制定。告示241号</p> <p>6・一 綴喜郡、産業組合奨励金規程を制定。日出 6・15</p> <p>7・16 郡市町村長に竹林における病虫害駆除の励行を督励。訓令41、42号</p> <p>8・2 耕地整理調査規程を制定。府令38号</p> <p>8・3 郡市町村長に稲田害虫駆除予防の励行を厳に督励。訓令45号</p> <p>8・7 府農会、何鹿郡吉美村の村上国吉ら3名をロシア沿海州地方に派遣し、農産物需給調査を委嘱(日露戦争後のウラジオストックとの交通が頻繁となり、敦賀港の後背地としての本府の園芸農産物輸出を促進しようとしたもの)。府農会報 187</p> <p>8・25 府下大水害、被害総額505万余円(〜26、9・22~23)。府統計書 大7、日出 10・10</p> <p>8・27 水害補填処置として稲・苗の保護、虫害防除などを促がす。告諭2号</p>	<p>9・13 桑園増殖奨励金交付規程を制定。告示363号</p> <p>10・10 府下産業組合理事協議会、産業組合中央会京都支会の設置などを検討。府農会報 184</p> <p>10・12 府蚕糸業者第18回大集談会を船井郡園部町で開催(平田東助農相出席し、蚕糸業者の産業組合組織化を提唱)。日出 10・14</p> <p>10・25 府、与謝郡養老村にブリ大敷網・台網類漁業の試験的操業に免許(12・23伊根村は知事を相手に免許取消の行政訴訟をおこす)。府漁業の歴史、告示461号</p> <p>11・20 村上国吉ら、府農会委嘱ウラジオ方面経済調査の報告を行ない、パレイシヨ・タマネギ・ミカン・リンゴ・ナシ・燕麦・白米等の輸出に力を入れるよう強調。府農会報 187</p> <p>11・一 京都蚕糸同業組合連合会、桑園増殖奨励金交付規程を改正。蚕業奨励専任技術官の設置などを府知事に陳情。日出 11・10</p> <p>12・3 樹種の種苗交付規程を制定。府令66号</p> <p>12・20 共同苗代を奨励。訓令66号</p> <p>12・22 府山林会、東京帝国大学農科大学助教三村鐘三郎を招き、シイタケ人工栽培講習会を開催。府山林会報 3</p> <p>12・一 船井郡立実業学校設立認可(明41・4船井郡蒲生野に開校。近傍の府立種畜場を学理・実習上利用する)。船井郡誌</p>	<p>この年</p> <p>▷ 郡是製糸(株)中上林工場を何鹿郡中上林村に設立。中上林村誌</p> <p>▷ 天然風穴利用の蚕種貯蔵が竹野郡上宇川村でおこなわれる(これにより秋蚕・晩秋蚕飼育が広がる)。竹野郡誌</p> <p>▷ 竹野郡郷村・上宇川村の2カ所に産業組合法による機械製糸工場設立(のち共同して横浜に輸出販売を目的の橋立社を設立)。同上</p> <p>▷ 木炭生産額は427万4,000貫・38万余円。府山林誌</p> <p>▷ 府、模範竹林植栽に着手。同上</p> <p>▷ 船井郡質美村、村有林造林条例を設けて事業に着手。同上</p> <p>▷ 綴喜郡宇治田原村、公有山野植林造成保護規程を制定。同上</p> <p>▷ 日赤京都支部、基本財産林の造成に着手。同上</p> <p>▷ 北桑田郡知井村南部落ほか8部落、共有林施業案編成に着手(台帳面積1,996町歩)。同上</p>

参	考	日	本
<p>(1) 小作地1反歩に対し5~6円を無利息で毎月4・5月ころ小作人に貸付け、稲収穫後に弁済させる。小作人にはこの借入金の利率を年10%と定め、その利子の積立をおこなわせ、後年積立金の増加とともに農業資金に供用させる。</p> <p>(2) 「品質概して不良にして殆んど優品を見ず色沢乾燥調整も共に不良にして精米を混ざるもの多し、出品の種類は頗る錯雑なるも多数なるは本府下に於て多く栽培する神力・竹成・雄町・箱崎等にして、此等の種類は寧ろ収量に重きを置くものなるを以て品質に於て甚だ揚らざるは必しも極評を下すべきにあらざるも此等の種類を他府県出品の同種類と比較すれば概して一步を輸するを免れず」</p> <p>▷ 綴喜郡美豆村の地主大野植三郎、小作人に肥料購入資金を貸与。⁽¹⁾</p> <p>▷ 府立農試桃山分場、青酸ガス燻蒸室を設置し希望者に無償で苗木の害虫駆除を施行。府誌 上</p> <p>▷ 竹野郡農会、農事試験場を深田村に設置。竹野郡誌</p> <p>▷ 関西府県連合共進会(三重県主催)において本府産米不評。⁽²⁾ 府農会報 213</p> <p>▷ 加佐郡東大浦村田井に田井籾大敷網(株)設立(ブリ大敷網の田井第3号布設)。府漁業の歴史</p> <p>▷ 府水産講習所、与謝郡宮津町鶴賀に移転。府誌 上</p> <p>▷ 竹野郡浅茂川漁業組合、浅茂湖にコイ・ウナギの稚魚を放魚。府漁業の歴史</p> <p>この年ごろ</p> <p>▷ 北桑田郡神吉の西瓜栽培さかん。神吉西瓜として亀岡町方面に共同出荷。北桑田郡誌 近代編</p> <p>▷ 愛宕郡修学院村一乗寺で聖護院大根の商品化開始。近郊蔬菜作の変遷</p> <p>▷ 愛宕郡鞍馬口村では鞍馬口大根なる系統を選抜して栽培さかん。同上</p> <p>▷ 愛宕郡大宮村柏野の聖護院カブラの栽培おとろえはじめ、大津市尾花川においてさかんとなる。同上</p>	<p>1・21 東京株式市場大暴落(日露戦争後の恐慌の端緒)。</p> <p>2・4 足尾銅山に暴動勃発(2・7高崎連隊出動)。</p> <p>4・1 桑園増殖奨励費交付規則公布。</p> <p>4・15 関豊太郎は東北地方の稲作が海水温に影響され、凶作が東風の多い年に多発すること、6月以前に作柄を予想しうることを官報に発表(〜4・16)。</p> <p>4・3 改正森林法公布(民有林を公有林に準じて国の林業経営方針に従わせる方向で、大山林所有者、伐出のために山林使用権をもつ木材商人の林業経営に便するための大改正。明41・1・1施行)。</p> <p>4・10 種牡牛検査法公布(7・1施行)。</p> <p>4・29 農商務省、各府県に窮民対策として農家の養鶏奨励。</p> <p>6・4 別子銅山坑夫暴動、軍隊出動。</p> <p>6・22 東北帝国大学を仙台に新設(札幌農学校、東北帝国大学農科大学となる)。</p> <p>6・一 耕地整理研究会成立し、会報を発行。</p> <p>8・23 大日本農会は第1回農業巡回展示会を開催(〜9・19、大12まで各地で開催)。</p> <p>この年</p> <p>▷ 農商務省山林局予算に植樹奨励費新設。</p> <p>▷ 北海道日高に種馬牧場が設けられ、従来北海道独自の産馬改良方針に従ってきたものが、軍の計画の下におかれる。</p> <p>▷ 農務局農産課に園芸掛設置。</p> <p>▷ 米穀検査制度確立。</p> <p>▷ 岩手県、晩稲禁止を訓令。以後明41福島県、明42茨城県なども同様の訓令を発する。</p> <p>▷ このころからボルドー液実用化。この年石灰硫黄合剤紹介される。</p> <p>▷ 富山県婦負郡寒江村石黒岩次郎、水稻の「愛国」の変わり種から「銀坊主」を選出。</p> <p>▷ 戦後資本主義の発展に伴い、資本の都市集中、地主の都市的事業投資旺盛となる。農民離村の風潮発生。</p>		

京	都	府
<p>1・10 府、郡長に漁業組合および漁業者による暗礁発見などは海軍省水路部に報告するよう通牒。 農13号</p> <p>2・一 積競売規則制定（これにより農家生産の積は、産業組合の行なう競売市で売却）。 府誌上</p> <p>3・8 府山林会、木炭品評会を岡崎博覧会館で開催。 府山林会報 3</p> <p>3・11 府、郡農会主任・郡書記・産業組合代表者らを招き畜産協議会を開催。 日出 3・12</p> <p>3・31 樹苗圃及び植樹補助金交付規則制定（郡または郡農会による公有林野殖林奨励を目的とする。大6・1・9改定）。 告示147号</p> <p>4・一 府、森林の火入れに一定の方針を定め各警察署に通牒。 府山林誌</p> <p>4・一 南桑田郡曾我部村、部落有林野の村有基本財産移管を定める。⁽¹⁾ 府庁文書 明43-15</p> <p>5・25 高松市における関西府県農会連合会において京都府農会は地主会のあるべき姿如何を提案し、地主会の目的を農業の改良発達を図るとともに小作人の保護奨励をすると決議。 府農会報 192</p> <p>5・一 郡立蚕業学校を加佐郡河守町に創立。 府統計書 大7</p> <p>5・一 府、民有山林調査内規を定めて調査に着手。 府誌上</p> <p>6・22 韓国釜山市理事庁理事官亀山理平太、大森知事に丹後遠洋漁業者の韓国における漁獲売上げ金濫費の悪風について照会。 府漁業の歴史</p> <p>6・一 府、竹野郡徳光村の繭糸生産販売組合設立を認可。 日出 6・18</p> <p>6・一 加佐郡吉原漁業組合、与謝郡・竹野郡の各部落と慣行漁業の証明を懇談したが快諾は得られず免許申請に至らず（新漁業法は結果として慣行漁業を拒否することになる）。 府漁業の歴史</p> <p>7・28 京都園芸会を府農試桃山分場内に設立（京都市の膨脹・兵營の新設などによる蔬菜・果実の需要増加に應えるもの）。 日出 7・29、府誌上</p> <p>8・3 府農会、府立第一高女において報徳講演会開催⁽²⁾（～8・5）。 府農会史</p> <p>8・25 府、産業組合中の販売組合に地主を加入させる場合の処置について通牒。 農4555号</p> <p>9・5 綴喜郡宇治田原村青年会、報徳講演会開催。 日出 9・10</p> <p>9・6 天田郡上夜久野村、報徳会を組織。 日出 9・14</p>	<p>9・11 府、府農会事業として二硫化炭素による米麦害虫駆除を行なうと通牒。 農4825号</p> <p>9・18 流行性鷲口瘡発生につき警告。 訓令62号</p> <p>9・18 竹野郡間人漁業組合、農商務省に入漁権を登録申請。⁽³⁾ 府漁業の歴史</p> <p>9・24 京都柞蚕系同業組合設立。 告示459号</p> <p>10・一 竹野郡長らの発起により竹野郡報徳会設立。 日出 10・28</p> <p>10・一 与謝郡伊根村と養老村は明40定京510号に関し双方合意に達し協定。 府漁業の歴史</p> <p>11・24 肥料取締法施行細則を制定。府令94号</p> <p>11・一 愛宕御猟場を京都御猟場と改称（面積5,124町3反4畝）。 府誌上、府山林誌</p> <p>12・13 北桑田郡報徳会設立。 日出 12・17</p> <p>12・16 船井郡報徳会設立。 日出 12・19</p> <p>この年</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 郡是製糸(株)、正量取引を開始。府誌上 ▷ 船井郡富本村産牛組合創立。 船井郡誌 ▷ 竹野郡産牛組合設立（純和牛の宇川牛の保護・繁殖につとめる）。 竹野郡誌 ▷ 竹野郡々会、郡有林設置を決議し林業奨励規程を制定。 府山林誌 ▷ 船井郡富本村字青戸ほか4大字、区有林247町歩の殖林規程および保護規程を制定。 同上 ▷ 竹野郡に林業技手おかれ、殖林にかんする指導奨励をおこなう。 竹野郡誌 ▷ 府農会、長谷川弁次郎・小北菊二をウラジオストックに派遣し、輸出農産物調査を行なう。 府農会史 ▷ 巡査教習課目中に昆虫学が加えられ、郡部駐在の警官による農会必行事項等の徹底がはかられる。 府誌上 ▷ 加佐郡東大浦村野原漁業組合結成。⁽⁴⁾ 府漁業の歴史 <p>この年ごろ</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 小学校においても害虫にかんする知識を養成し、駆除適期には実習をかねて害虫捕殺を行なう。 府誌上 ▷ 愛宕郡、増加する京都市の牛乳需要の70%をまかなう（搾乳場数29、乳牛537頭、搾乳高2,788石・価額6万3,566円、とくに田中村が中心）。 愛宕郡村誌 ▷ 竹野郡浜詰浦漁業組合、兵庫県津居山の漁師からサバ延縄を見習う。 府漁業の歴史 	

参	考	日	本
(1)	日露戦役記念として明39・4部落有山林39町歩と3,600円（山林を提供しない部落寄付）を学校基本財産として寄付した。これを契機に全部の部落有山林の統一意見おこり、同年4月村会議決、9月郡参事会の許可をえて485町歩の基本財産林をみた。	1・一	全国商業会議所増税反対決議。
(2)	明18松方デフレによる農林窮乏対策として、政府は二宮尊徳の報徳仕法の先例にのっとり、報徳運動をうちだし、府下では、修徳社（相楽郡祝園村）共同貯蓄組合（竹野郡郷村）などが生まれた。明41・8大森知事は報徳講演会を行なう。	4・1	農商務省、農会委託の農事統計の調査項目を拡大。
(3)	間人村は戸数700、人口3,700の漁村であるが、地先海底に魚付礁が乏しく、従来から与謝郡蒲入から兵庫県津居山に至る沖合出漁をしてきたので、慣行による沖合入漁を求めたもの。	4・13	肥料取締法改正実施（肥料使用増加に伴う不正粗悪肥料の横行に対する取締り強化を目的）。
(4)	野原では漁業権免許を受け、地先権益を守ろうと努めた。そして竹野郡袖志の海女の入漁慣行証明の申入れを拒んだが、袖志側は慣行入漁の実例を証するために、かって袖志海女と野原漁師との間にできた子供の事実を入漁実例として示したため、野原側はこの入漁慣行証明を拒み得なかった。	4・13	水利組合法公布（普通水利組合のほか、水害予防組合の設置を認める。地方庁一郡長一町村長を通じて、用水管理を内務省が支配・統制する体系をなすこと、町村に類似する団体とすることは水利組合法と同じであるが、公法人として法人格を認め、補助金交付の対象たりうることとし、組合会の議長を組合員から選出する点が異なる）。
		5・7	産牛奨励規程公布施行（優良な畜牛生産者、改良貢献者、共進会の入賞牛出品者に対して奨励金を下付）。
		6・一	台湾農事試験場官制公布。
		8・一	広島県の安佐・御調・世羅・比婆の各郡に県令（稲の正条植などの六大必行事項の督励）。強制反対の水作人の騷擾おこる。
		9・24	狩猟法施行規則改正公布（10・1施行）。この年
		▷	国有未開地処分法を改正して、特定地の無償貸付けの制がとられ、自作小農の定着の途開かれる。
		▷	地方長官会議で石灰使用禁止の解除を勧告。
		▷	鹿児島高等農林学校創立。
		▷	札幌農学会、札幌農林学会となり、『札幌農林学会会報』を発行。
		▷	鳥取県共同種繭審査の制を定め、所別審査および共同審査を行なう。合格品の一部は県が買い上げ、原蚕種製造用とし、一部を業者に返し奨励金を与える。
		▷	北海道で男爵いも（バレイショ品種）の栽培始まる。原種はアイリッシュコブラーで、男爵川田竜吉が入手し、その農場の小作人の手で栽培される。
		▷	アメリカから輸入されたオレンジ・レモンの苗木とともにイセリアカイガラ虫伝播。
		▷	玉利喜造、「凶作の研究」（『農学会会報』80号）において、凶作に40年の周期があり、38年は最近の凶年の仮定中心であるとする。
		▷	加藤茂包、米の品種および分布を調査報告。
		▷	この年中島式製粉機考案され、翼状馬鍬特許をうる。

京	都	府
<p>1・23 府立農林学校長鏡保之助、府山林会總會において「まぐさ山整理に就て」と題し講演(金肥施用・木材価格高騰により秣山の存在は現状にあわず、不必要であるとし、秣山の柴草に代りレンゲ栽培を奨励)。府農会報 199</p> <p>1・26 竹野郡農蚕講習会を開催(～2・13)。日出 2・20</p> <p>1・一 天田郡上夜久野村農会、第2回村是調査のため府に指導吏員の派遣を申請。⁽¹⁾ 日出 1・8</p> <p>2・2 産業組合登記申請例を示す。告示62号</p> <p>2・一 府、産業組合に種牝牛の配置供給をさせ、組合内における畜牛の改良繁殖を図る(以後和種およびホルスタイン種漸増し、ブラウンスイス種漸減する)。府誌 上</p> <p>2・一 加佐郡八雲村水間に水間実行組合設立(畜牛改良、竹林経営、産米改善を事業とする。昭5 現在組員数45戸、耕作反別58町7反)。府農会報 467</p> <p>3・10 久世郡大久保村長北村友一、製茶業不振による村財政窮乏のため小学校基本財産の設定を企図して同村八軒家谷国有林45町歩の払下げを知事に出願(明43・4・5 大阪大林区署、施業計画済のため不許可とする)。府庁文書 明36-106</p> <p>3・一 府茶業組合連合会議所、製茶共同製造奨励規程を定め製茶機械を貸与し組員の結束をはかる。府茶業史</p> <p>5・12 北桑田郡上平屋に北桑タンス創業頌徳碑建立。⁽²⁾ 北桑田郡誌 近代篇</p> <p>6・25 久世郡宇治町長上林楯道、小学校基本財産設定のため同町川上谷国有林27町3反歩余の払下げを府知事に出願(明43・4・5 大阪大林区署、施業計画済のため不許可とする)。府庁文書 明36-106</p> <p>6・一 郡是製糸(株)、何鹿郡吉美村蚕業会との間に特約正量取引開始。郡製糸60年史</p> <p>7・1 京都市立屠場開設。日出 7・14</p> <p>7・3 第3回全国園芸大会、京都市博覧会館において開催(国立農試園芸部長恩田鉄弥ら講演のあと、輸出入農産物防疫法制定促進・鉄道輸送法の改善申入等を決議)。府農会史</p> <p>9・25 府農会・府蚕糸同業組合連合会など主催による府農事大集談会、与謝郡会議事堂において開催。日出 9・26</p> <p>9・一 紀伊郡上鳥羽村農会、岡山県同業組合と特約し再び蘭草栽培事業を開始。日出 9・24</p> <p>9・一 北桑田郡ほか3郡、木材組合貯木場を設置。府山林誌</p>	<p>10・9 第20回大日本山林会總會・第14回日本木材業大会を京都市議事堂で開催。三会創立75記念</p> <p>10・14 相楽郡地主会設立⁽³⁾(昌谷府内務部長出席)。府農会報 208</p> <p>10・14 第1回京都府畜産共進会を船井郡高原村で開催(45頭出品。～10・17)。府農会報 208、282</p> <p>11・5 久世郡富野庄村、果樹園設置を目的に同村狼谷国有林25町7反歩余の払下げを府知事に申請(明43・3・9 大阪大林区署、価格4,618円をもって売却を許可)。府庁文書 明36-106</p> <p>11・30 竹野郡竹野村竹野浜部落、高知県上ノ加江町の堀部伝吉からブリ大敷網漁業を教えられ免許を受ける(明43郡内沿岸初のブリ大敷網を布設したが、不漁のためこの年かぎり中断)。府漁業の歴史</p> <p>11・24 産業組合取扱規程を制定。府令95号</p> <p>11・24 産業組合取扱手続改正。訓令49号</p> <p>12・23 相楽郡産牛組合設立。相楽郡誌</p> <p>12・27 葛野郡嵯峨村長小林吉明、村基本財産設置を目的に同村月ノ輪国有林28町4反歩余の払下げを府知事に出願(明43・4・16 大阪大林区署、既に要存置林にして事業計画進行中のため不許可とする)。府庁文書 明36-106</p> <p>12・一 竹野郡、溝谷村等楽寺3町歩をスギ・ヒノキの郡模範林とし、以後毎年3町歩ずつ模範林を定める。竹野郡誌</p> <p>この年</p> <p>▷ 加佐郡、造林奨励規程を制定(造林事業費の7～10%を補助)。府山林誌</p> <p>▷ 北桑田郡細野村の西谷市太郎、所有山林130町歩のうち70町歩にスギ・ヒノキ30万本を植栽。同上</p> <p>▷ 京都小林区署、竹林の改良に着手。同上</p> <p>▷ 府山林会、樹苗品評会開催(以後毎年開かれ樹苗の改良発達をはかる)。府誌 上</p> <p>▷ 熊野郡農会、製炭講習会開催。熊野郡誌</p> <p>▷ 府農会、技師大島国三郎をラジオストックに派遣。⁽⁴⁾ 府農会史</p> <p>▷ 府農会、二硫化炭素の燻蒸を奨励し、府下農家の貯穀に対し特に国庫補助を得て農事試験場の技術指導を府下各地で行なう。府誌 上</p> <p>▷ 府、農家副業の方針を定めて各戸に6羽の養鶏を奨め種類を名古屋コーチン・プリマスロックの2種とし、府立農試はその種禽種卵を配布。同上</p>	

参	考	目	本
(1) 土地所有権、山林原野整理、教育、報徳会農会活動、小作奨励、金融などを調査。	(2) 江戸時代後期から上平屋、内久保は良質の桐材を産しタンス製造に従事するものがあつた。京都のタンスの有力な生産地としてとくに日清戦争後隆盛を極めたが、大11・4・29の大火により再起不能となつた。	(3) 相楽郡地主会々則。「第一条・農業の改良発展を謀らんが為め地主会を組織す。第三条・本会は各町村地主を以て組織す。第五条・本会は左の事業を遂行するものとする。小作保護奨励にすること・産米改良にすること・農産物販売法改良にすること・農作物栽培法改良にすること・農村の風紀改善にすること・農村経済の発達を図ること。第八条・本会は郡農会の所属事業とす。第九条・本会は各町村に支会を置き町村農会の附属とす」	2・一 山林局、各府県に公有林野の現況を調査報告させる。公有林野面積 297 万町のうち、部落有林野77%、町村有林野22%等である。
「問題事項・小作保護にすること。地主と小作人との関係を見るに往々にして其円満を欠き、小作は徒らに自己耕作の収利の饒多なるを祈り永遠的の計策は措て問はず従て土地に対する改良及肥料の選択等の方法に関しては曾て脳裡にあるなく甚しきは其生産力を耗竭せしむべき石灰を濫用して恬として顧慮する所なく、又一面には世の進運と共に労働者は減じ、農業要素たる労力は漸次都会に吸収せらるゝ傾向は明に実現せられつゝあり、故に此の際宜敷其理由の存する所を研究し小作を保護奨励して農村の労力を増加するの道を講ずるは最も緊要なる事項」	「問題事項・小作保護にすること。地主と小作人との関係を見るに往々にして其円満を欠き、小作は徒らに自己耕作の収利の饒多なるを祈り永遠的の計策は措て問はず従て土地に対する改良及肥料の選択等の方法に関しては曾て脳裡にあるなく甚しきは其生産力を耗竭せしむべき石灰を濫用して恬として顧慮する所なく、又一面には世の進運と共に労働者は減じ、農業要素たる労力は漸次都会に吸収せらるゝ傾向は明に実現せられつゝあり、故に此の際宜敷其理由の存する所を研究し小作を保護奨励して農村の労力を増加するの道を講ずるは最も緊要なる事項」	この年	4・5 立木に関する法律公布(立木を不動産とし、土地と分離して譲渡し抵当権の目的とすることができることとする。明43・5・20施行)。
(4) 沿海州地方の3度にわたる輸出農産物調査の結果は、蔬菜・果実類の輸出の有望さに至るまでの結論は出ず、府農会としては積極的奨励を見合せ、単に希望者に対し紹介斡旋を行なうに止める。	「問題事項・小作保護にすること。地主と小作人との関係を見るに往々にして其円満を欠き、小作は徒らに自己耕作の収利の饒多なるを祈り永遠的の計策は措て問はず従て土地に対する改良及肥料の選択等の方法に関しては曾て脳裡にあるなく甚しきは其生産力を耗竭せしむべき石灰を濫用して恬として顧慮する所なく、又一面には世の進運と共に労働者は減じ、農業要素たる労力は漸次都会に吸収せらるゝ傾向は明に実現せられつゝあり、故に此の際宜敷其理由の存する所を研究し小作を保護奨励して農村の労力を増加するの道を講ずるは最も緊要なる事項」	▷ 千葉県立園芸学校創立。	4・6 農商務省、トロール漁法取締規則公布。
▷ 熊野郡久美浜町の葉賀初蔵、園芸用除草器葉賀式ホーレーキを発売。熊野郡誌	▷ 由良川サケ人工孵化場(加佐郡由良村森ヶ鼻)の経営が加佐郡水産業組合に移る。府誌 上	▷ 地方農事試験場長会、品種改善の方法および採種田の設置を答申。	4・9 産業組合法改正公布(連合会・中央会の組織を認める。9・1 施行)。
		▷ 農事試験場畿内支場、未固定交配品種を配布。	4・13 耕地整理法改正公布(耕地整理に開墾、地目変換を加え、法人としての耕地整理組合の設立を認める。10・16 施行)。
		▷ 広島・高知の県農業試験場は稲の交配育種を始め、愛媛県農業試験場は純系分離育種を開始。このころ山形県工藤吉郎兵衛らも畿内支場の指導を受けて、交配育種を始める。	6・25 片倉組今井五介、第3回官民実業懇談会で蚕種統一の必要を説く(長野・群馬を中心に統一運動開始。11・1 大日本蚕糸会、農相に原蚕種官営案を答申)。
		▷ 新潟県沼垂町流作場で、10馬力電動機により18インチ渦巻ポンプによる67町の田の排水を行なう。	12・13 産業組合中央会創立(登記完了は明43・1・12)。

京	都	府
<p>1・1 久世郡富野荘村西富野興農会設立(村内風紀の振起・産業の発達を目的に興農会勤儉規約を制定)。府農会報 211</p> <p>1・10 府園芸会、園芸植物病害駆除予防実施講習会を府農試桃山分場で開催。日出 1・10</p> <p>1・22 京都牛乳商同業組合設立。日出 1・23</p> <p>1・25 府、衆議院に地租軽減を請願。日出 1・28</p> <p>1・一 加佐郡八雲村上東に上東実行組合設立(稲作共同作業、蔬菜共同出荷を事業とし、昭25現在組合員数45戸、耕作反別36町6反)。府農会報 467</p> <p>2・20 府山林会、樹苗品評会を相楽郡木津町で開催。府山林会報</p> <p>3・一 府、種牡牛配付規則を制定。府種畜場生産の種牡牛は無償で産牛組合に配付。府誌 上</p> <p>4・1 有限責任与謝郡信用組合連合会設立(わが国における郡単位産業組合連合会のはじめ)。府産業組合史</p> <p>4・6 竹野郡郷村大字高橋耕地整理組合認可。告示201号</p> <p>4・15 府、共同苗代の実施督励を郡市町村長に達す。⁽¹⁾ 日本農業発達史 5、訓令21号</p> <p>4・27 郡農会技術員打合会、各郡農会固有の農事成績調査を行ない、これを府農会がまとめて各種農業経営品評会を開くことを決議。府農会報 214</p> <p>4・一 久世郡富野荘村に園芸試験場設置事業はじまり、この年から5カ年計画で寺田杏・ナシ・ミカンの模範果樹園を造成。久世郡誌</p> <p>4・一 与謝郡吉津村研農会設立(米穀共同調製、肥料共同購入、農談会を事業とし、昭5現在組合員数57戸、耕作反別41町)。府農会報 467</p> <p>4・一 郡是製糸(株)。何鹿郡吉美村蚕業会と8千貫(取引養蚕戸数は285戸)の正量特約取引を開始⁽²⁾(全国で最初の正量取引)。何鹿郡蚕糸業史</p> <p>6・17 公有林野造林補助規則を制定(大3・7・3規則改定)。府令42号</p> <p>8・一 竹野郡の間人港修築開始(基地漁港・避難港として重要となる)。府漁港の歴史</p> <p>9・3 久世郡御牧村農会、梨果品評会開催。日出 9・7</p> <p>9・5 天田・何鹿・加佐三郡牛乳業組合設立。日出 9・22</p> <p>9・7 大雨により丹波水害(木梅村 209mm、周山176mm)。日出 8・8</p>	<p>9・9 地主と小作人の融和をはかり、産米改良・米納制度の改善を目的として米穀同業組合模範定款を制定。⁽³⁾ 訓令40号</p> <p>9・一 加佐郡由良村・神崎村の製塩業廃止。加佐郡誌</p> <p>10・7 府山林会、林業講話会を福知山町常盤座で開催。府山林会報</p> <p>10・25 産業組合取扱規程改正。府令75号</p> <p>10・25 公有林野中の慣行採草地査定・部落有林野の市町村に統一などを訓令。訓令48号</p> <p>10・28 耕地整理費補助規則改定。府令76号</p> <p>10・一 京都材木組合、京都材木商同業組合となる。府誌 上</p> <p>11・4 府、産業組合設立許可申請について通牒。商2112号</p> <p>11・中 与謝郡各町村長および大地主ら、郡・郡農会主催の産米改良集會に出席。日出 11・18</p> <p>11・中 宇治郡宇治村農会、産米改良に関する規程を定め、会員にこれを徹底励行させる(俵装の改良から着手し、すべて4斗入2重俵に改めることとし、本年は地主から小作人に対し俵装改良の奨励費として1俵につき5錢ずつを与える)。日出 11・19</p> <p>11・一 城和果物販売業組合、山城・大和地方特産の当尾柿の京阪神・四日市への販売を開始。府誌 上</p> <p>この年</p> <p>▷ 名古屋の各府県連合共進会において府出品の繭・生糸は品質・東整とも賞揚される。府誌 上</p> <p>▷ 府、農業技手7名を増設して蚕糸業の奨励にあたらせる。府統計書 大7</p> <p>▷ 府農会、国庫の特別補助を受け府下各郡から中庸農家1戸ずつ選定し以後5カ年間にわたる農家経済調査を開始。府農会史</p> <p>▷ 加佐郡西大浦村瀬崎漁業組合設立(すでに漁業法実施とともにボラ敷網・イワシ地曳網・アジ締網などの漁業権免許を受けていたが、組合結成により古来の漁具漁法を活用した漁業発展につとめ、30余戸の部落ながらもイワシ瓢網やサバ巾着網などを布設する)。府漁業の歴史</p> <p>▷ 京都府のブリ大敷網免許36統漁場は、田井(馬立、1〜5号)・成生(1〜4号)・野原崎・野原高嶋・冠島・小橋磯葛・三浜アカラゴ・バクチ岬・無双鼻・島蔭・養老三石・養老古座教・伊根(上ノ切1〜4号・割栗1〜2号)・新井)1〜2号)・津母・高砂(1〜2号)・鯛崎・浦入・袖志等。府水産史年表</p>	

参	考	日	本
(1) 共同苗代の実施につき、従来除外例として認めていたものにもさらに厳重な駆虫管理の条件を付し「否ラサルモノニ対シテハ全然猶予ヲ与ヘサルノ方針」に従うよう厳重指示する訓令を布告した。この年は、広島県ではむしろ共同苗代の強制を緩和した後にあたり、兵庫県においても県の反対申請をみた。	(2) 正量特約取引の方法。「一、本会(吉美村蚕業会)ハ産繭ノ販売ニ関シ臨時事務所ヲ里区(角屋)ニ設置ス。一、産繭ノ販売ハ一切本会ニ於テ取扱フ。一、上繭ハ本会ニ於テ受け現品ニ封緘ヲ施シタル後各自郡是製糸会社ニ持込ム事。一、玉繭ハ当所ニ於テ受取済トナシ一括シテ同社ヘ送致ノ事。一、金銭ハ当分ノ内一切本会ニ於テ支払ヲナス事」	1・一 群馬・埼玉等の蚕業家、群馬県農会で大会を開き、繭質統一促進の決議をして、農商務大臣に建議。	1・一 群馬・埼玉等の蚕業家、群馬県農会で大会を開き、繭質統一促進の決議をして、農商務大臣に建議。
この正量取引は、明43春蚕から志賀郷村の養蚕家が郡是ととり結んだのをはじめ、漸次各村に普及し、養蚕家にとっては商機と商策に支配され易い取引の不安を免れたが、同時に養蚕農家の製糸資本への従属も進行した。	(3) 米穀同業組合模範定款。「第一・本組合は米穀の改良増殖を図り販路を拡張するを以て目的とす。第五条・組合員たる者は、本組合の区域内に於て田地を所有し又は稲作に従事し若くは米穀売買業を営む者たるを要す。第六条・本組合の業務左の如し。一、稲の種類の良いを選定。一、籾の乾燥を充分ならしむること。一、米の調整を完全ならしむること。一、米俵の容量を一定にすること。一、産米検査の実施。一、販路の拡張。一、病虫害の予防及駆除。一、稲種子の交換。一、品評会開催。一、行政庁に建議し又は諮問に回答すること」。	3・12 常総沖で千葉、茨城県の漁船133隻暴風雨により遭難、2000人余死亡。	3・12 常総沖で千葉、茨城県の漁船133隻暴風雨により遭難、2000人余死亡。
		3・18 家畜市場法公布(明44・2・1施行)。	3・18 家畜市場法公布(明44・2・1施行)。
		3・25 地租条例改正(地租軽減される。地租税率は田畑4.7%、宅地は地価を賃貸価格の10倍と修正されたうえ、修正地価の2.5%、その他の土地5.5%となる。この改正の結果、地租減少は予算額で明43度781万円、同44度892万円となる。地租納期の規定も地租条例に含まれる)。	3・25 地租条例改正(地租軽減される。地租税率は田畑4.7%、宅地は地価を賃貸価格の10倍と修正されたうえ、修正地価の2.5%、その他の土地5.5%となる。この改正の結果、地租減少は予算額で明43度781万円、同44度892万円となる。地租納期の規定も地租条例に含まれる)。
		3・26 公有林野造林奨励規則公布(市町村有または町村組合有となった林野に優先的に適用され、部落有林野の整理統一を側面から推進)。	3・26 公有林野造林奨励規則公布(市町村有または町村組合有となった林野に優先的に適用され、部落有林野の整理統一を側面から推進)。
		3・一 日本勧業銀行法等改正され、勧業銀行・農工銀行を通じて耕地事業のために大蔵省預金部資金の低利貸付けの途を開く。両種銀行のほか拓殖銀行も水産業者への貸付けができるようになる)。	3・一 日本勧業銀行法等改正され、勧業銀行・農工銀行を通じて耕地事業のために大蔵省預金部資金の低利貸付けの途を開く。両種銀行のほか拓殖銀行も水産業者への貸付けができるようになる)。
		4・6 耕地整理法、地租条例改正に伴って改正。	4・6 耕地整理法、地租条例改正に伴って改正。
		4・21 漁業法改正公布(漁業組合制度を整備し、漁業権に対する抵当権を認める)。	4・21 漁業法改正公布(漁業組合制度を整備し、漁業権に対する抵当権を認める)。
		9・21 農事被害報告様式作成されて、全国統一様式のもとに被害調査が初めて行なわれる。	9・21 農事被害報告様式作成されて、全国統一様式のもとに被害調査が初めて行なわれる。
		9・一 農会法改正公布(帝国農会が中央農業団体として認められ、系統農会制度確立)。	9・一 農会法改正公布(帝国農会が中央農業団体として認められ、系統農会制度確立)。
		10・13 農商務・内務両次官から各府県知事あて部落有林野を市町村へ統一させるよう通牒。	10・13 農商務・内務両次官から各府県知事あて部落有林野を市町村へ統一させるよう通牒。
		11・一 帝国農会創立総会を開催(母体は全国農事会)。	11・一 帝国農会創立総会を開催(母体は全国農事会)。
		この年	この年
		▷ 北海道において第1期拓殖計画たてられ、河川調査・治水工事の施行本格化。	▷ 北海道において第1期拓殖計画たてられ、河川調査・治水工事の施行本格化。
		▷ 上田蚕糸専門学校創立。	▷ 上田蚕糸専門学校創立。
		▷ 岐阜県で小作争議に関連して耕地整理施行。	▷ 岐阜県で小作争議に関連して耕地整理施行。
		▷ 広島県三次町の河野駒一は八角胴にセンバを植えた回転脱穀機を手始めに、穂切れのない齒型を各種研究した後、このころ逆V字形のよいことを発見し、生産・販売を始める。	▷ 広島県三次町の河野駒一は八角胴にセンバを植えた回転脱穀機を手始めに、穂切れのない齒型を各種研究した後、このころ逆V字形のよいことを発見し、生産・販売を始める。
		▷ この年ごろ	▷ この年ごろ
		▷ 紀伊郡上烏羽村の農家、九条ネギの栽培開始。近郊蔬菜作の変遷	▷ 紀伊郡上烏羽村の農家、九条ネギの栽培開始。近郊蔬菜作の変遷
		▷ 愛宕郡聖護院村では宅地化がすすみ蔬菜栽培は衰退。同上	▷ 愛宕郡聖護院村では宅地化がすすみ蔬菜栽培は衰退。同上
		▷ 綴喜郡大住村地方では農家副業にムシロ織多くなる(8月ころから翌年4月ころまで)。洛南大住村史	▷ 綴喜郡大住村地方では農家副業にムシロ織多くなる(8月ころから翌年4月ころまで)。洛南大住村史
		▷ 南桑田郡保津・河原林・馬路3カ村の小麦に害虫まん延し年々被害甚大(大5・11府農試の調査によりシロトビムシモドキと確認。同5・12馬路村に試験区を設けて駆除試験に着手し、タバコ粉末・石油による一応の解決をみた)。府農会報 295	▷ 南桑田郡保津・河原林・馬路3カ村の小麦に害虫まん延し年々被害甚大(大5・11府農試の調査によりシロトビムシモドキと確認。同5・12馬路村に試験区を設けて駆除試験に着手し、タバコ粉末・石油による一応の解決をみた)。府農会報 295

京	都	府
1・23 何鹿郡内の各地主会、産米改良の目的をもって何鹿郡米穀同業組合設立のため郡役所に集会。 日出 1・26		合資金に郵便貯金を運用することを郡市長に通牒。 林313号
1・28 家畜市場法施行細則制定。 府令11号		9・19 公私有保安林の荒廢復旧費補助規則を制定。 府令142号
2・3 瀬崎漁業組合認可(加佐郡西大浦村)。 告示37号		10・28 販売米の検査を目的とする船井郡販売米同業組合設立。 府誌 上
3・24 葛野郡嵯峨村の小倉山全山50町歩余の松林全焼。 日出 3・25		12・7 南桑米同業組合設立。 告示550号
3・28 府立農事試験場種苗配付規程を制定(府農試において生産した成績品中優良なる種苗を無償で一般農家に配付)。 府令44号		12・28 蚕糸業法施行手続を制定。 府令167号
3・28 桑園改良増殖費補助規則を制定。 府令45号		この年 ▷ 府、蚕糸業指導にあたる農事技手3名を増加。 府誌 上
3・30 天田郡曾我井村、家畜市場法により山陰常設家畜市場を福知山駅前に建設。 ⁽¹⁾ 府農会報 259		▷ 府立農林学校、養蚕室を増築。 府統計書 大9
3・31 種牡牛配付規則を制定。 府令48号		▷ 原蚕種製造所を綾部町に設立。 丹波誌 8
3・一 杷原筍組合、葛野郡川岡村に設立(筍の販売を事業とする。昭5 現在組員数73戸、耕作反別15町2反)。 府農会報 467		▷ 大日本武徳会京都支部、基本財産林の造林事業を4カ年計画で北桑田郡に100町歩規模で開始。 府誌 上
3・一 府蚕病予防事務所、蚕糸業法発布により京都府蚕業取締所綾部支所と改称。 丹波及丹波人		▷ 船井郡農会、基本財産林の造林事業開始。 同上
4・上 紀伊郡農会、各町村の貯穀場において二硫化炭素による害虫駆除を施行。 日出 7・9		▷ 丹波・丹後の産牛組合、愛知・山梨・大分に犢を輸送し役牛として好評を得る。 同上
4・28 製茶取締規則を制定(不正茶の製造・販売を禁止し、警察官・官公吏の検査制度を設ける)。 府令73号		▷ 病虫害駆除予防督励規程定められ、府農会・各郡農会に駆除予防委員70余名を配置し駆除予防をはかる。 同上
4・28 相楽郡立農林学校、全国乙種農林学校の模範として文部省から日英博覧会に出品を命ぜられ、名誉大賞を受ける。府農会は栗・オタフク豆を出品し大賞を受ける。 相楽郡誌、府農会史		▷ 補助帆船浦島丸就航(蒸気機関50馬力総トン数37.52) 水産講習所所属試験船。 府水産史年表
4・一 園部魚菜(資)設立。 船井郡誌		
5・一 第6回京都府水産品評会を久美浜町で開催。 府漁業の歴史		
6・1 府、林務課新設。 日出 6・3		
6・5 府、漁業法発布にさきだち紀伊・久世両郡内淡水漁業を实地調査。 日出 6・7		
6・一 京都市人造肥料会社を紀伊郡深草村に設立。 紀伊郡誌		
7・19 久世郡御牧村大字一口の村民、紀伊郡向島村の精米業者西尾源次郎ら共同組合の水車放水口を塞ぐ。 日出 7・21		
7・25 農商務省、第1回林野講習会を市立第一商業学校で開催。 府農会報 229		
8・18 森林組合の設立を勧奨。 ⁽²⁾ 林304号		
8・25 森林組合資金取扱順序を定め、森林組		

参	考	日	本
(1)	大1の牛馬売買頭数4,689頭・価格21万7,327円、大2は同5,304頭・26万8,115円で、取引先は主産地の島根・鳥取・岡山および両丹但馬の牛を中心に、販路は大阪・京都・舞鶴・静岡など。	1・一	帝国農会、機関誌『帝国農会報』(月刊)を発行。
(2)	森林組合事業として造林および成林撫育・苗圃・地盤保護工事・防火設備・請願巡査または森林巡守の配置・その他の被害予防・防止に関する施設・林道造営・水路整理その他運材に関する施設・伐木作業その他産物の製造加工・立木および木材その他林産物および製造加工品の販売・木場および貯木場その他林産物製造加工品の保管貯蔵に関する設備。	1・一	山口県佐波郡牟礼村の福永章一、回転脱穀機の特許を出願。3月認められる。のち鉄製のはずみ車をつける。
		2・1	家畜市場法(明43公布)施行(家畜市場開設者は地方長官の許可を要すこととし、家畜商の市場介入を禁止し、必要に応じて官による家畜診断その他の監督を定める)。
		2・1	牛馬商取締規則により、牛馬商の免許に制限を加え、営業上の不正を取締まる。
		3・24	日本勧業銀行法・農工銀行法を改正し、農工業発展のための貸付けをするという目的の規定を削除し、市街宅地・家屋等による貸付けを認める。
		3・29	蚕糸業法公布(蚕糸業同業組合連合会中央会の設立を認める。蚕病予防法は廃止。明41・1・1施行)。
		4・4	農商務省、病虫害予防奨励規則を公布。
		4・28	農商務省令茶業取締に関する件を公布し、アメリカの着色茶輸入禁止令に対応して、製茶の生産および輸出茶の検査・取締を強化。
		4・一	森林組合設立奨励規則を公布。
		5・11	原蚕種製造所官制公布(綾部にも支所設立。大3 蚕業試験場と改称)。
		5・一	農商務蚕種製造所を設置し、地方支所3カ所を設置。
		7・一	第2次条約改正により穀物保護関税確立。
		11・一	東京高等農学校の学則を変更し、学科程度を高めて東京農業大学と改称。
		この年	
		▷	山林局、第1期森林治水事業を開始。
		▷	本年度から害虫駆除予防費計上。
		▷	森林法改正されて火入制限強化。
		▷	地方農試場長会、品種比較試験方法(1区10坪2区制)、原採種圃組織について答申。
		▷	神奈川県農試、水稻の早生「神力」・「関取」を使って純系分離を始める。
		▷	広島県蘆品郡常金丸村の農民、穀物検査規則の施行をめぐり争議。岡山県児島郡興除村農民、小作料引上げ反対で争議。

京	都	府
<p>1・一 葛野郡桂村農会、京都市三大事業（琵琶湖疏水および水道事業、道路拡張事業、電気軌道工事）の開始にあたり桂川床からの砂利採取事業を請負う（砂利採取運搬に必要な人夫を村内から募り、1万数千円の人夫賃を取得し、その余得により農会基本財産の造成に努める）。 府農会報 254</p> <p>1・一 紀伊郡深草村の京都人造肥料(株)、製造を開始。 府農会報 233</p> <p>2・6 府、改正蚕糸業法に基づき従来の蚕病予防吏員を廃し、18名の常設蚕業取締吏員を設ける。また種繭審査会規則に基づき地方種繭審査会を設置。 日出 2・7、大6・5・28、府誌上</p> <p>2・13 何鹿郡米穀同業組合を綾部町に設立。 告示87号</p> <p>4・4 府、林業奨励のため各郡・各農会において植樹を行なうものに対しその実行成績を調査し植樹奨励補助金を交付。 日出 4・5</p> <p>4・一 郡是製糸(株)宮津工場設立。 郡是製糸60年史</p> <p>4・一 何鹿郡山家村鷹栖奥谷の新池完成（面積4反6畝・灌漑反別8町5反歩。耕地整理補助規程による本府初の溜池工事、鷹栖第一耕地整理組合はこれにより秋蚕用桑園として畑地8町5反歩を開く）。 山家村誌</p> <p>4・一 府、原蚕種製造所本所を府庁内に、支所を船井郡園部町・天田郡福知山町・中郡峰山町に設置し、繭質の改良統一を図る。 府誌上、日出 大6・5・28</p> <p>4・一 府補助により各郡農会に稲採種圃（計17町9反5畝）を設置。⁽⁴⁾ 府誌上、府農会史</p> <p>5・12 近畿獣医畜産会を河原町共楽館支店で開催。 府農会報 239</p> <p>5・24 府、林野測量講習会を久世郡大久保村など7カ所で開催。 告示234号</p> <p>5・一 府、スギの赤枯病駆除予防を訓示。 府誌上</p> <p>6・25 府漁業取締規則改正。 府令52号</p> <p>6・一 旱害のため稲苗の植付おくれる。 日出 6・30</p> <p>7・一 府種畜場筒川分場設置（大2・6・20完成、事業開始）。 府農会報 大2</p> <p>7・一 天田・何鹿・加佐3郡の旱害による稲苗植付不能地は500町歩に達す。 日出 7・13</p> <p>9・19 中郡三重村の部落有財産統一。 三重郷土志</p> <p>9・21 丹後4郡畜産品評会を熊野郡佐濃村で開催。 日出 9・22</p>	<p>10・一 府山林会、乙訓郡で苦竹のうち花籠に有望な5、6種を選定し籠製作講習会を開催（陶磁器会社から籠製作教師を招聘し講習する。苦竹の花籠は陶磁器の搬出に最適とされた）。 府農会報 282</p> <p>11・5 肥料取締法施行細則を制定。 府令15号</p> <p>この年</p> <p>▷ 洛北の漬物業者ら、^{すくき}酸菨の醱酵に室を利用。 近郊蔬菜作の変遷</p> <p>▷ 竹野郡水産業組合、石油発動機船を新造（丹後海漁業における漁船動力化の先駆）。 竹野郡誌</p> <p>この年ごろ</p> <p>▷ 竹野郡各町村に稲採種圃設置される。 竹野郡誌</p> <p>▷ 熊野郡では人造肥料の施用いちじるしくなる。 熊野郡誌</p> <p>▷ マスの人工ふ化場を愛宕郡八瀬村に設置。 府水産史年表</p> <p>▷ 海洋調査開始。 同上</p> <p>▷ 間人で石油発動機を曳船に据付ける。 同上</p>	

参	考	日	本
(1)	稲品種の改良統一を企図したもので、本年の主な栽培品種は「神力」（3町9反）、「雄町」（3町5反5畝）、「朝日」（9反5畝）など、このような稲採種圃は昭18まで継続され、町村農会はこの稲採種圃の結果により農業技術者を設置し、競作会を組織するなどして指導した。	1・1	蚕糸業法施行（蚕種の統一、優良蚕種選定、供給を安定させるための諸施設、蚕糸業団体の中央会・連合会設立などについて規定）。 5・28 米および初の輸入税率に関する件公布（10・31まで従来100斤1円の輸入税を40銭に引下げる）。 6・5 金沢で、米の空相場・買占め容疑で米穀取引所関係者62人拘引。6・7 東京で正米師木村徳兵衛ら10人余、拘引。 6・26 富山県下新川郡生地の窮民300人、汽船球陽丸の米積込みを妨害して騒擾。以後、米騒動県下に拡大。 7・1 米価、未曾有の暴騰（東京深川正米相場平均石当たり24円台に達する）。 7・1 堂島米市場、突飛高で大混乱。 この年 ▷ 小作慣行調査実施（農商務省は研究のための調査であるとしているが、耕地整理の進行によって小作料が引き上げられた）。 ▷ このころから各府県農業試験場により在来稲品種の分布・特性・来歴などの詳細な調査始まる。 ▷ 静岡県の杉山友吉らが電動機を用いて茶の粗揉再乾を行なう。 ▷ 誘蛾灯に電灯使用始まり、秋田式田植え法とよばれる枡をころがしてする正条植の方法始まる。 ▷ 輸出生糸のうち内商による取扱高、外商取扱高を初めてこえる。 ▷ 稲の作付面積、初めて300万町歩をこえる（水稲・陸稲合せて300万2,979町歩。明11は約249万町歩）。 ▷ 米価騰貴で下層民の生活困窮、一家離散増加、木賃宿・無料宿泊所も繁昌。